

国づくりと研修

第6号
1978・8



特集 土地問題をめぐって

河野正三●土地政策の基本方向

五島 昇●低廉な宅地供給確保のために

谷村喜代司●供給促進の新土地政策へ転換のとき

座談会 動きだした大型公共投資

升本達夫／北野 章／大島哲男

石上立夫／本吉庸浩

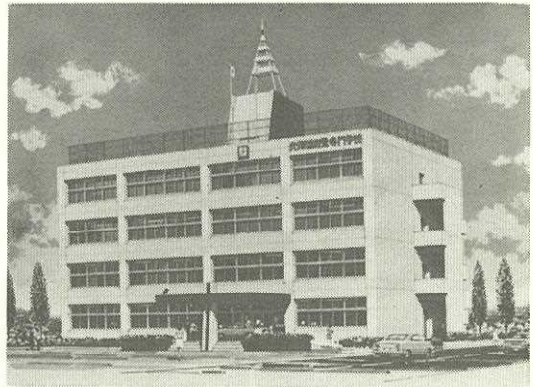
建設大臣
労働大臣 指定校

北海道測量専門学校

◎設置学科

工業専門課程

測量科 (1カ年)
土木工学科 (2カ年)
製図科 (1カ年)



◇募集人員 測量科 300名
土木工学科 80名
製図科 40名

◇応募資格 高等学校卒業（卒業見込）以上。

◇願書受付 昭和53年11月1日～昭和54年3月末日

◇入学試験 第1回 2月4日(日)・第2回 3月4日(日)
第3回 4月4日(水)・(希望日のみ1回受験)

◇試験科目 数学(I)・作文

◇推せん入学 高等学校長、地方公共団体の長、および測量・土木・建設会社社長の推せん制度あり。
製図科は書類審査のみ。

◎特典

測量科 測量士補（国家試験免除）
実務経験2年で測量士

土木工学科 測量科と同資格取得予定

製図科 2級地図製図士（日本測量協会認定）

(〒069-01) 北海道江別市西野幌552-7 TEL 01138-6-4151(代)



青葙にからみて咲ける昼顔の
花をみてより暑き日つづく 半田良平

日本人はせっかちで、その日暮らしのところがあり、計画性に乏しいのが国民性といわれる。それでも元首相の、ある政治家によると、日本で前期的先行投資計画を遂行した例が三つある。第一は鉄道で、日本の近代化を促進するため、この狭い島国に短期間で鉄道網を張り巡らせた。第二は教育で、これも早く近代国家となるため義務教育制度をつくり上げ、国民に初等教育、基礎教育を施した。いま一つは北海道開発だ。広大な面積を持ちながら、開発の最も遅れている北海道の開発に政府は力を注ぎ、まだ完成はしていないものの、かなりの成功を収めている。元首相の政治家は、さらに付け加えていっている。

も形だけに終り、組合に振り回されて文教政策の柱がなくなってしまう。二つとも成功し過ぎたためにその上にあぐらをかいてしまったということだ。以上の見解は、私は一つの卓見だと思う。

これまでの日本に長期ビジョン、長期計画がなかったわけではないのだが、やや欠けていたことは確かだ。とくに国土建設については、自主的な計画というより、むしろ外的な要因によって進められたのが、運よく成功したというケースが多い。

代表的な例としては、関東大震災があったために、震災からの復旧ということとで首都の建設を成し遂げることができた。ついで戦争に負けた結果、戦災からの復興という形で国土の再建が成り、さらに朝鮮戦争やベトナム戦争に助けられて経済自立から高度成長へと飛躍を遂げたのである。



技術についても同じことがいえるわけで、日本人の創意というより、外国からの技術転換にうまく乗ることで成功した場合が多い。

だが、これからは外的要因に頼るのではなく、自発的に長期計画を立て、それを実行するというでなくてはならない。長期計画を立てることは本来、政治家の仕事だ。長期の見通しは国民に夢を与え、とくに国土建設はこれに係りある多くの人に希望を与えるものである。政治とは、もともと、今日、明日の問題というより十年先、二十年先を見通したものであるべきだ。

このような指導的な役割は政治の領域だが、内容については、それぞれの部門の人が考えなければならぬ。また、それを考える時に計画性が最も要求されるのである。専門家は長期的ビジョンを自分で作らねばならず、政治家はそれを取上げるだけの勇氣と決断力をもつべきである。

国土建設に関していえば、建設以外の部門に比べ保守的というか、守りの行政、あるいは守りの技術だと思う。だから、これを攻めの行政、攻めの技術に変えていくことが必要だ。

具体的には三つの分野について例をあげるることができる。一つは研究開発だ。これまでの進歩は外国からの技術転換によるが多かったが、わが国としては、もはや外国に学ぶべきものはなくなっている。とすれば今後は、自ら

長期計画による国づくり

尾之内由紀夫

本州四国連絡橋公団総裁

考え出すほかはないわけだ。

民間では商売だから、いや応なく研究費をつぎ込んで、互いに競い合っているが、公共事業では国民の税金によるため国の研究開発投資が極めて少ない。行政投資は予算の絶対額が少ないうえに、伸びも僅かだから、今年のように公共事業にうんと予算を付けるといっても肝心の研究開発投資はゼロに近い。だが、じつをいうと思いついた研究開発投資こそが長期にわたっての景常刺激であると私はいいたいのだ。要は発想の問題である。

従って人の問題としては、素質のある者は充分な予算、研究開発費によって今日、明日の問題よりも長期的、基礎的な勉強をのびのびとやれることが大切だ。

五十四年には筑波学園都市に立派な研究機関が完成するが、あれだけの施設をフルに使えるだけの人と研究費があるか、となると疑問がある。この際、政府は思い切った研究開発投資を

するべき時期にきているのである。

それにはまず研究開発に対する行政の姿勢、人の訓練、個人の心構えといったものが何よりも必要となってくる。では、さきに述べた守りの行政から攻めの行政に変えるには、どのようにすればよいか。全国建設研修センターなり、他の研修機関なりが人の教育について、ただ技術を教え込むだけでなく、むしろ精神的なもの、を重くみることだ。これが第二の点である。

組織が大きくなると、その中に若い人たちは埋没してしまう。一定の時期は致し方ないとしても、その中で仕事への情熱を持たせる、つまり魂を入れる何らかの方法を考えるべきだ。その意味で、従来とは違った新しいやり方を考え出す必要があると思う。

第三は近代国家ではインターディシプリナリというか、学際的ということが大切であって、専門の領域を深く掘下げるとともに、その他の分野に亘っても広く知るといことが大切であ

る。

たとえば環境問題だが、いま多少でもまとまった公共事業は、必ず環境問題につながっている。広い意味で環境というのは、あらゆる社会現象をも含むものであり、とくに自然環境とか都市の公害のみを指すものではない。この環境問題を抜きにしては開発事業も成り立たないのが現状だ。

そうしたことに對する勉強も必要となってくるし、広く他の世界を知ることが管理社会になるほど逆にならなくてはならない。

管理監督の立場にある者としては、できるだけ、そうしたチャンスを与えるように努め、一方、職員個人としては逆にチャンスをつかむよう努力すべきだ。



そうしたことを他流試合と呼ぶならば、本務以外のことで大いに他流試合をやることを私はすすめたい。大きな役所は温室であり、ぬるま湯だ。そこに埋没しておれば非常に楽だというのだが、それではいけない。出張もよし、他の機関へ出向するもよし、あるいは住民と対話するのもいい、そのためやつつけられるのも、またいい。さらには組合問題もいだろう。

そうしたことによつて人は訓練される。それが人づくりの面白いところである。

(文責・編集部)

座談会

動きだした大型公共投資

政府は、景気刺激をはかるため異例の「十五か月予算」により大型公共投資を実施することにした。

これに伴う、公共事業執行は円滑に進められているのか、公共事業の契約率が過去最高といわれていますが、施行能力、技術者の確保、資材の需給は適正なのか、注目されるところです。

また、わが国では長期的展望にたった社会資本の充実がさらに望まれています。今後の公共事業のゆくえはどうなのか、各界の皆さまにお集り願ひ、「動きだした大型公共投資」と題し、その現状と将来について話し合ってくださいました。

出席者

建設省計画局参事官

升本達夫

建設省大臣官房技術参事官

北野章

日本道路公団理事

大島哲男

日本国土開発㈱社長

石上立夫

(司会) 読売新聞論説委員

本吉庸浩





大型公共事業の展開と予算

本吉 今、公共事業の促進は二つの意味から内政上の大きな課題となっています。一つは景気浮揚のけん引車としての役割です。

この方は十五か月予算が組まれたり、七八%の公共事業を年度前半に集中して行なうことなどにより、徐々にですが、その効果をあげてきているように思えます。

三月期の決算をみても、経済界の予想に反して好転のきざしをみせています。

もう一つの公共事業の役割は、欧米諸国と比べ、はるかに立ち遅れている社会資本を充実していく、ということ。たとえば、欧米では生活に不可欠の条件となっている下水道をみても、まだわが国では、その普及率は二四%という低水準に甘んじており、このため、ここところ貿易拡大などをめぐって、なにかと摩擦の多いEC諸国から「下水道の満足にない国と、まともな競争はできない」という批判さえ生んでいます。

景気浮揚対策、社会資本の充実という二つの側面が与えられている公共事業ですが、現在の公共事業の展開をみると、景気対策の側面だけに焦点が当てられて、国民の望んでいる身の回りの公共事業が後回しになっているという不満も出ています。

つまり景気対策として即効性のある新幹線とか、高速道路にその比重が傾斜、再版日本列島改造論になりかねない——というものです。

もう一つ、国民側からの心配は、一度に公共事業が施行されることによって、地価とか建設資材の高騰につながっていくのではないか、ということ。政府はこの点どう考えるのか。また、どんな

考えのもとに公共事業を展開していこうとしているのか。まず升本さんからご説明を——。

升本 お話の初めですから、ちよつと数字を申し上げておきますが、この経済不況脱出の先兵というか、基本戦略というか、公共事業を大いにやらねばいけないということで、今年に入ってから十五か月予算という構想の下に、五十二年の第二次補正、続いて五十三年の大型公共事業予算、こういう段取りで進んできたわけでございますが、五十三年の公共事業費が国全体で見ますと五兆四千五百億円で、これは全予算額に対して一六%弱という数字ですね。

五十二年に比べますと、この公共事業予算は二七%増しという数字です。建設省関係ですと三兆七千億円で、これが昨年度比、同じく二七%。災害を除きまして、一般公共事業の予算で申しますと対前年度比三五%の増。まあこう

いう大型の予算が決定されておるわけでございまして、目下の問題は、この大型公共事業をどうやって円滑に推進をしていくか、ということだと思います。

この事業の適正な執行を図るため、今年早々から建設省に公共事業施行対策本部をつくり、内閣ベースの公共事業施行推進本部がすでに昨年の春以降設けられておりますが、これを省ベースで受け止めた形で、予算執行手続きの簡素化、じん速化、さらには工事施行の合理化を図ってまいりましたわけでございます。

特に、主要な体制づくりとして、全国各地方のブロックごとに関係省庁、公団等を糾合いたしまして地方に公共事業施行対策地方協議会を設置して、お互いの連絡を密にする、あるいは建設業界との連絡を密にするというような対策を講じておるわけでございます。

このように新年早々、施行推進に努力をいたしてまいりました結果、五十二年度の公共事業の予算の契約率は、年度末で、建設省の場合九八・三％、過去を通じていちばんの高率だと思えます。それから国全体で申しまして、九八・一％と大変高い執行率を達成いたしております。さらに今年度に入りましてからも、四月末、ひと月での状況ですが、建設省の場合は三三・二％、五十二年度四月末が三二・九％ですから、それを上回るペース、まして大型の予算ですから、金額的にみますと相当の規模になっています。

それから国全体で同じ四月末の数字をみてみしても三四・三％、昨年は三二・六％ですので、これも昨年を上回る成果を得ております。そういうことで、建設省としても、また政府全体を通じて事業の促進に努力を傾注している。

どうやら最近、経済の諸指標は上向きと申しますか、明るさを出しつつあるように言われておりますが、公共事業の効果も一つの大きな支えになっている、というように考えているわけでございます。

❖ 事業を円滑に進めるには

本吉 予算編成の段階では、景気対策のため、ほう大なカネを公共事業につきこんで、とても消化できまい、福祉予算の方に回していくべきだ—という者が野党の間からでていましたが、公共事業の施行を円滑に進めていくためには、どんなことが必要なのでしょうか。

北野 今、升本さんから概略お話がありました。少し付言して申し上げますと、五十二年の後半から五十三年度前半にかけて、十五か月予算の執行の軌道を設定するというところで、地建部内はもちろん、地建が各ブロックの中心となりまして、ただいま日夜、健闘しておるわけでありませう。

われわれ建設関係者にとりましては、石油ショック以来、今年の秋で五年になるわけでありませうが、暗いトンネルを過ぎまして久し振りに

檜舞台に上がった、というような感じがいたすわけでございます。当面は、景気回復の一方の旗頭ということで責任はまことに大きい。かねてから建設省は経済省庁へ脱皮したいという願望を持っておりますが、経済省庁へ脱皮できるかどうか、一つの試金石を与えられたようなもので、目下、真剣に対策を講じております。

現在のところ、本省の公共事業施行対策本部、それから地建中心の公共事業施行対策地方協議会、また各県のそれぞれ知事、または関係部局等を中心に、いろいろ会をつくっておられまして、発注者中心に組織立って対応するとともに、業界、各団体におかれましても、それぞれ対応されております。お陰さまで発注機関相互、それから関係業界との関係も、かつてないほど緊密でございまして、ただ今、升本さんがお話になりましたように、非常に順調に事業の消化がされておるといのが一般的なことでございませう。

われわれとしては、この際、景気回復に万全の体制をとるといことは、もちろんでございますが、事業執行に伴う、いろいろな対内的対外的な隘路を打開し、思い切って改善しようということ、関係方面と十分、連絡をとって、積極的に手を打っておるわけでございます。

それから、本吉さんが最初いわれましたように、それを一つの発射台といたしまして、遅れている社会資本の整備という本来の目標にはい

って、大きく前進する足がかりとしたいと考えております。そこで、具体的な対応でございますが、景気対策が前面に打ち出されておりますので、果して五十三年度予算が、過去の経緯からみて、どういう位置づけであるか、という実態を把握しなければいかん、ということ、いろいろ資料を整えておるわけでございます。

なるほど五十三年度当初予算は、国費ベースの一般公共事業では対前年度当初比で約三五％で、既往最高の伸び率でございますが、五十二年度補正後に対しては、国費ベースで一五％増、事業費ベースで一〇％増でございます。それから、ただ今、地方協議会で、事業費、その中の特に本工事費の積み上げをやった数字がございます。

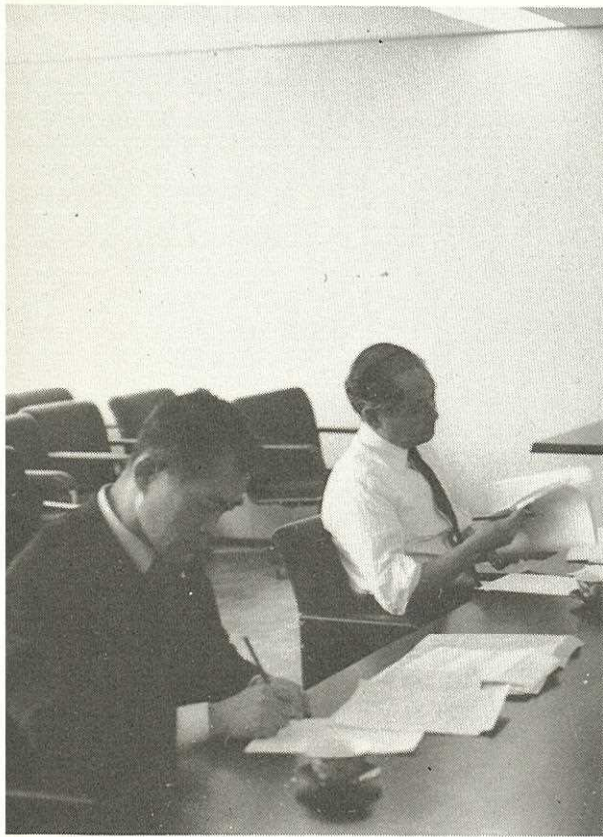
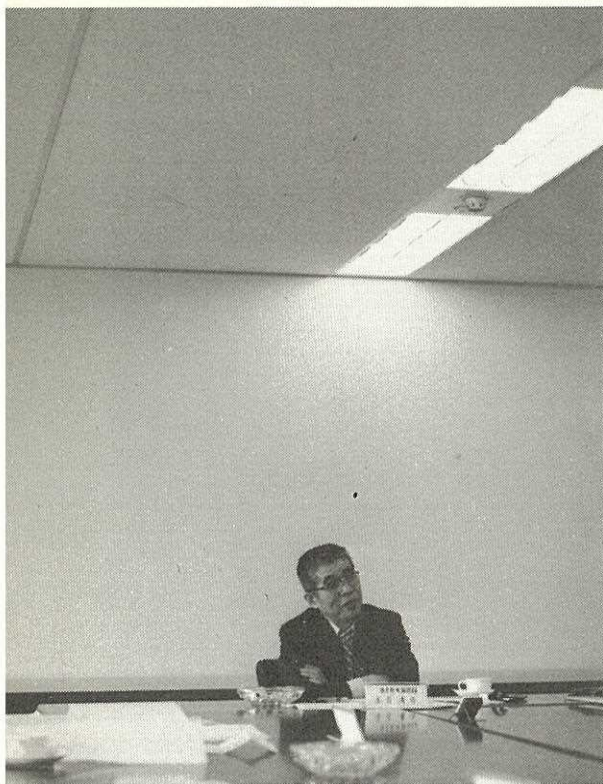
これは、各ブロックによりまして、市町村の末端まで全部積み上げたところと、大きな市までと、いろいろマチマチでございますが、大体全体のカバー率で言いますと、八〇％ぐらいは含まれておるんじゃないかと思えます。これは初めて、こういう積み上げの概要がわかったのですが、特に金額よりも伸び率が問題でございますので、申し上げますと、対前年度比事業費ベースでは一一％増、本工事費では一〇％増になっております。

ブロックごとに差がありまして、北海道とか沖縄は約二〇％近い伸び率でございますが、四国、中部はほとんど横ばいか、数パーセント、特に四国は災害復旧の影響で伸びが小さくなっております。

このように実態の事業費は、いわれておるほど大きくなく、五十二年度、五十三年度と逐次増えておりまして、建設投資の見通し等からみましても、ようやく四十八年度の水準に近づくんじやないか、といわれております。

そういうことで、事業費の実態を押え、いかにこれを消化するか、その中で労務対策、資材対策、それから業界の大手から中堅、中小に至るバランスのとれた受注体制の問題、さらには消化をするための早期、平準的な発注業務が、うまくいくかどうかという問題でございます。

特に資材でございますが、その伸びについても、大体、主要建設資材については前年の三ないし六％増というようなことでございまして、一部地域的、時期的にあるいは問題になるかも





わかりませんが、目下大きな問題ではございません。今のところ、全体として万全の体制がとられているとごさいます。

本吉 実際に公共事業を現場で施行なさっている立場から問題点があるのかないのか。一つ、大島さんからお話を――。

大島 きょうは、公共事業の執行者の代表というような格好で、道路公団が選ばれたと思います。事実、景気回復に極めて有効だということで、道路投資が大幅に増えてまいりました。

五十三年度は、建設費で前年対比二二・三％増でございます。詳しく申し上げますと、高速道路の建設費が五千五百億円、前年は四千五百億円で二二・二％の増、一般有料道路は前年が五百七十億、本年が七百億。二二・八％の増になります。

これだけの予算を消化するためには、やはり公団をあげてやらねばならないということで、今年の一月に十五か月予算執行を控えまして、建設工事促進本部を、副総裁を本部長ということにしまして、つくったわけでございます。そこで、いろんな事項、問題点の把握をはじめとして、これからの展開の仕方、隘路の打開策を全部洗い直したり、つめたりしまして、現在まで進めてきておるわけです。

まず現在、事業は全国的に展開しております。それに対応する職員の配置が問題でございます。それから石油危機らしい、工事の規模

が縮小気味でございまして、これも考えなくてはならないことの一つでございます。ほかにもいろいろ問題がございますけれども、急激な事業の膨張に対しましては、技術者の不足が非常に目立ってまいりました。それにどう対応するか、ということが建設工事促進本部の主要な仕事の一つで、現在のところ、ここを中心にして着々と対応策が進められております。

今年一月から、この四月までの発注量も極めて順調でございます。用地のほうも想像していた以上に進ちよくしております。このように公団では、政府の進めております公共事業の前倒しというものに対して極力そういう努力している最中でございます。

※ 業界では公共投資をどうみるか

本吉 石上さん、民間からご覧になって、現在の公共事業のあり方、景気対策のあり方をどうお考えになりますか。

石上 私は、日本国土開発の社長というよりも、大手業者の団体に日本最大である日本土木工業協会の公共工事委員長であるために、この座談会の出席依頼があつたんだと思います。それ故、大手団体の委員長としての見解になりがちになりますけれども、なるべく、そうでなく建設業全体としての見方に重点をおいて話します。その点、悪しからずご了承願いたいと思います。先ほど升本参事官、北野技術参事官から全体

についてのお話がありましたけれど、われわれ業界としましては、公共工事だけでなく、民間をも受け持っているわけでございます。

国が発表しております五十三年度の建設投資は、四十三兆円とか四十四兆円といわれており、前年度が三十八兆円となっております。そのうちで一般会計における十五か月予算の五兆四千五百億円のうち、半分ぐらいは地方自治体への補助金ですし、実際大きいのは財政投融资で、そのうちの住宅金融公庫の金融まで含めますといわゆる建設に回るカネが九兆円ぐらいになるでしょう。住宅金融公庫のカネは数倍に増えませけれど。地方自治体全部合わせまして、先ほど北野さんから、まだ最終的な積み上げができないから、カバー率は八〇%ぐらいということかもしれませんでしたが、これも大体、補助金による仕事が一兆円ぐらい、単独で起債してやるのが五兆円、あるいは上水道とか地下鉄のよくな公有企業が三兆円、合わせて計算しますと、事業費ベースで二十四、五兆円になるんです。それを工事ベースに直すと、十八兆円か二十兆円になるかなと、われわれは考えるわけです。今、言ったように、公共工事は確かに増えてはいるけれど、先ほど北野さんがおっしゃったように、五十二年度に比べましても、第二次補正まで入れると、せいぜい一〇%前後の伸びであるし、それに物価の騰貴を加えるならば、実態の工事は、それほど増えていなくて、むしろ

横ばいであろうというふうには、われわれは考えております。

しかも、民間の設備投資は大部分が個人住宅であり、それもある程度、希望観測値であります。製造業における設備投資は確実な計算ができない、非製造業において、いくぶん前年度より上がるだろう、という程度でありまして、これはなかなか予測が難しい。

つまり、民間設備投資はあまり増えないと考えます。だから、建設投資トータルで考えようと決してビツクリするほどの額にはならないで、おそらく実質的には五十二年度とそう変わらないであろうと思います。増えてもせいぜい四、五%程度ではないでしょうか。

また施行能力が問題になっているようですが、施行能力について申し上げますと、業者を大小と分けるとその各々によって違ってくるのです。おそらく今、施行能力でいちばん、いっばいに仕事をしているのはローカルのトップクラス業者でしょう。

小の段階になりますと、必ずしもそこまではいってないと思います。いわゆる大のクラス、(建設省でいう一億円以上でなく、土木工業協会員である三億円ないし五億円以上の資本金のクラス)になりますと、かなりまだお腹をすかしていると思います。大業者は、従来は、むしろ公共工事よりも民間工事によることが多かっただけに、民間工事不振の折、トータルとしては、

依然お腹をすかしているといつてよいと思いません。会社の決算によると、毎年いくぶん増収にはなっております。けれども物価値上がりの点を勘案いたしますと、現在でも四十八年度時の実工事にやっとな近づいた状態といつてよいのではないのでしょうか。

従いまして、工事施行能力は十分余っていて、決して不足状態でないということが、ハッキリといえると思います。先ほどの資材関係では、セメントにしても、今年の全消費量を計算しますと、八千五百万トンぐらいあればいいはずであり、一億トンぐらいの生産能力をもっているから稼働率八五%であります。特に、骨材関係がいくぶんネックになる可能性があります。その他の資材面も工事の平準化さえ、うまく行われていくならば、決してネックにはなるはずはないし、また極端な値上がりは起るはずもないというように、われわれは観測をいたしております。

それから、前半前倒し七〇%発注というところがいわれ、そうするとあとの半年は三〇%しかないので息切れすると、われわれ業界からもうこうした心配が出来ます。これは、中小業者で地方自治体の単年度工事が多い場合には、あるいは、そのとおりかもしれないけど、大業者になりますと、建設工事がかなり入っております。四月に二〇%とか二四、五%の契約率というのは予算ベースでいっているものであって、三

月までにすでに契約してしまっており、だからどうも感じとしては、四月以降そんなに仕事は取ってないのに、なんでそんなに契約率が上がるのか、と不審に考えるむきもあるのです。

それが省庁における統計で見れば、予算ベースで計算致しますので、四月契約率二〇何%というように表現されるのであろうと思います。予算ベースでいう契約率は、四月が二〇何%、五、六、七、八月が七、八%で、いつも九月が多くなっていて二〇%か一五、六%で、合計で前半七〇何%というような数字になるんです。後半では三月がいちばん多くなります。

われわれ大手業者では、工事を契約するのは、むしろ後半のほうが多いんです。しかも発表された数字によると、いかにも前半が前倒しという感じを受ける。これは大中小という業種によっても違いますし、全国的に仕事やってくるような場合と、各ローカルによってやってくる場合と、差が出てくるんだと思いますが、おしなべて、後半が三〇%になるから、ここで息切れをするんだ、というのは少しオーバーな言い方だと思います。だからといって、第二次補正予算が必要でないとは言いません、必要なんですけれども、前倒し前倒しというキャッチフレーズに対しては、われわれは抵抗感があるのです。

しかし、われわれの実感としては、特に現在で、公共工事がうんと増えたという感じよりも少々増えたな、といった感じですね。地方の中

小業者は、うんと増えたという感じがあるかもしれない。ただし、どうしても民間工事に頼る点が多いわれわれクラスは依然として、まだお腹一杯でないな、というのが本当の意味での実感ですね。特に今、建築が極端に落ちてますからね。建築の公共投資に占める率は、わずかなもので、住宅公団がああいうふうになりました、なかなか活発に動きませんし、その他、学校とか病院とかありますけれど、大きく占めるものじゃございませぬ。民間のほうの設備投資が極端に冷え込んでいますために、土木工事はかなりいいけれど、建築工事の落ち込みは非常に激しい。ということ、トータルで考えると、われわれはやっぱ、依然、好況とは言いがたく、不況業種でもないけど好況業種でもないな、というのが偽らわざる心境ですね。

あとからこの問題が出るかもしれませんが、でも、今度の公共工事についても、産業関連に重点があつて生活関連から少し離れるんじゃないか、とよく批判が出るんですが、下水道あたりは生活関連で非常な金額で増えております。道路工事などが、なぜ産業関連と未だいわれるのか不思議でなりません。当然これは生活関連じゃないかと思えます。たくさん自動車がこれほど使われながら、道路投資を産業関連だというのは、余りにも一方に偏った見解であると、われわれは判断しております。

現在の公共投資のあり方を見ますと、決して

産業関連に偏っているなんていうものではなく、日本の社会資本の不足を補うには、まだこれでも足りないということを強調したいですね。業界としての我田引水の意味でなく、大プロジェクトは景気刺激効果が高いという意味を抜いてもなお、われわれはそういうことに対してPRしたいという気持ちが強いです。

❖ 用地の確保と地価への影響は

本吉 資材のほうは、あまりご心配ないということですが、地価に対する影響はどうなのでしょう。

升本 公共事業の用地については、トータルで見ますと大体、年間所要量の五割増ぐらいの用地確保は、できているわけです。従って、特に公共事業促進が地価をおおるということは総体的にみてないと思うのですけれども、土地というものは必要などころへ移動させるといってまいりませんから、必要な公共事業に正に必要な用地がスパッとあてられるところと、そうでないところと、どうしても出てきます。

そういう意味で、部分的、地域的にはあるいは用地確保ということに、若干の苦労が伴うというケースが出てくるかもしれません。しかし、いずれにしても公共機関ですから、なにも土地を買うのに競合することはないわけですから、十分に計画調整をやりながらやっていけば、地価全般に影響を及ぼすようなことはないのじゃ

ないか。地方協議会も、その点を十分配慮しながら、連絡を密にしていこうじゃないかと、こういう体制でおりますので、土地のほうは、それほどご心配は要らないのじゃないかと思えます。

＊建設投資はトータルで増えている

升本 先ほど石上さん、非常にたくさんのことをいわれましたので、逐一、申し上げるというわけにまいりませんが、私、今そのお話の中で二、三、手もとに数字を持ってまいっておりますので、ちょっと補足をさせていただきます、あるいは若干、反論させていただきたいと思うんです。一つは、五十三年度の建設投資額ですね。これが今のお話で、ちょっとはよくなってくるだろうけれども、まあそうはかばかしく増えるという感じではないというお話でしたが、確かに建設省計画局で、先ほど発表しております投資推計をみていただきましたね、名目の数字ですと、五十三年度の総投資額は五十二年年度に対して一五・九％増ということなんですが、実質でみますと、九・八二％ですから、まあ一〇％弱ということなので、ほどほどのところという感じでみておられるのも当然かなと思えます。

特にお話のあった民間と政府投資との関係ですけれども、これは確かに民間のほうが弱いことは間違いない。実質でみまして民間のほうは

七％ぐらいの伸びなんです。政府のほうは一三・五％ということで、トータルで、先ほど申し上げたところへいくということです。

この政府のほうは、予算額の積み上げをもとにしておりまして、若干の実態に合わせて操作をいたしますけれども、これは従って、かなり確定的な間違いのない数字になると思います。民間のほうは、モデル式による推計でございますので、これからの景気動向によって伸び縮みがありうるわけです。

そこでもう一つ、過去一番ピークだった時点、四十八年度と比較しますと、実質ですと、やはり六％ぐらいの伸びになるはずなんです。これも政府と民間に分けてみますと、民間は四十八年度時点よりまだ八％マイナスです。政府のほうは四〇％増ということで、政府が一生懸命がんばって、ここまで数字を上げているということが、まざまざと出るわけです。従ってトータルとしては、まあまあのところ、五十三年度は、いつてるのじゃなからうかということとです。

それからもう一つは受注ですね。ご承知のように建設省で大手四十三社の統計と中小四百六十五社の受注統計をやっていますが、それで見ますと、五十三年度トータルで五十二年年度に対して、大手四十三社は一・二・九という数字です。一三％増、そのうち民間は六・五％増、省公庁は二五％増。

それから中、小のほうですが、トータルで一七・七、これが民間が一・九％増、省公庁が二五・四％増。それから参考までに申し上げますと、本年四月、これは大手だけですけれども、昨年四月に対して一九・六です。この内訳は民間が一〇％、省公庁が三九・五％増ということとです。この数字で見ますと、省公庁は四月で、昨年比では、だいぶ出ている数字になっている。

同じように前払い保証事業会社の保証契約額で見ましても、今年の四月は昨年の四月に対して一五二・五です。

石上 それは全業者でしょう。

升本 もちろん。

石上 それは地方自治体の仕事はずいぶん出ますからね。

升本 ええそうです、地方も出ていますし国もやっぱり出ていますよ。

大島 国のほうは、おそらく前年の契約分の今年の値上がり分に対する前払い。

石上 それが省公庁統計にだいぶ入ってるんじゃないですか。四月にわれわれが入札したという意味でなくて……。

大島 入札の事例は少ないんじゃないかと思えますね。

石上 そう思います。われわれは入札をして仕事をとったときをもって契約したと考えるでしょう。省庁の場合は予算ベースですが、実際契

約するのは三月が多いんですよ。それが四月の受注統計にあがってくるのだ、ということを申

し上げたわけなんです。

本年度後半の公共事業のゆくえ

本吉 民間の設備投資は冷えこんでおり、期待できない。経済を安定的な形で発展させていくためには、ここ当分の間、財政主導型、つまり公共投資主導型の経済運営にならざるを得ないと思いますが、本年度予算の執行状況を見ると、七〇%以上が前倒しとなっており、これが後半に入ってフォローされないと、公共事業も息切れということになってしまいます。公共事業は本年度後半、一体どういふことになるのか。その点について北野さんから。

北野 当面予算の消化に全力投球しております。下半期のことに云々するのは時期尚早かもしれませんが、すでに後半どうかという巷間の声がいずれ分聞されます。

これについては、八月ごろまでの経済情勢の推移をみて判断されるものと思いますが、最近の新聞では、河本通産相が補正必至だというようなことも、おっしゃっておられます。この辺のことについて建設省の予算現額について検討してみますと、これは事業費ベースではないのですが、これを過去二年、五十一年度、五十二年と五十三年度を対比して考えますと、ご承知のように五十一年度は自然体、昨年度は前

倒しということでしたが、上半期だけを比較いたしますと、五十三年度の伸び率は五十一年度に対して五割増、五十二年度に対して一五%増となっております。しかし下半期だけについてみると、過去二年度と本年度はほぼ同額であつて、実質は過去二年度よりは少ないことが明らかで、公共事業の切れ目のない拡大という意味からも、われわれとしては補正必至だと期待いたしております。

それからもう一つは、升本参事官から全体の見通しの話がありました。要するに民間が四十八年と比べて落ち込んでいますので、これをカバーするため財政主導型で動いておるわけです。そういったことと、先ほど資材の需給のことを申しましたが、需要は思ったほど大きくなく、生産設備の稼働率からみても余力があることを考えますと、いわゆる政府の七%成長を達成するためには相当後半財政ががん張らなければいけないと思います。過去二年のようなパターンを繰り返しておつたのでは、せつかくの盛り上がりかけたムードに水をさすことになると思います。最近、われわれブロック各土木部長会議に出席しまして地方の感触を聞いてみま

すと、やはり後半に対して早く政府が鮮明に方針を打出してもらいたい、そうして景気回復に効果の上がるものについて投資をするような方向で準備を早目にしておきたいと言つておりますし、民間の方々に對しても投資意欲を阻害しないという意味からも必要じゃないかと思う。

従来、ギリギリになつて補正予算がつき、またそれを消化するということ、いろいろ苦勞し無理をする場合が多いのですが、そんなことじゃなしに、過去二年と比べて後半の落込みがあつておりますし、民間も先ほど石上さんがおっしゃつたようなこととございますので、やはり早目に今から補正予算の準備をして、どこにどういふ配分をすれば効率的であるか、早目に準備することが必要であると思います。

本吉 その点について石上さん。どうお考えになりますか。

石上 全く今おっしゃつたとおり、いろんな見方はありますけれど、補正予算は必ずやつていただかなければ、企業者として息切れするだろう、ということとは全く同感でございます。

資材関係から言ひましても、現在は仮り需要の在庫投資が行われているんであつて、実需だけ、あれだけ伸びているんじゃないんじやなかろうかと思ひます。従つてそう簡単に、今の景気回復は本物だというふうには速断するには、ちよつと早い気がするんです。どうしても補正予算を早目にやつていただかないと困ります。

今年はまだそれでも公共投資が多く、建築は少々悪くても土木が増えておるからいいけれど、来年、再来年は一体どうなるのか、あるいは、この下期からおかしくなるのではないかと心配しています。特に五十四年も、こんな多くの国債が発行できるわけはなく、いずれ線香花火で終わるのではなからうかという気持ちも非常に強い。従って、建設機械の受注にしましても新規に調達しなくても、もうちょっと様子みようという気になりますね。

✻ 永続的な社会資本の整備を

本吉 今のお話に関連するんですが、本来、公共事業というものは景気対策ではなく、遅れた社会資本を充実、より豊かな居住環境を国民に提供していくため、好、不況にかかわらず、長期計画のもとに着実に実行していくものだと思いますが……。ところが、今の政府の姿勢をみると、今年はいいが、来年、再来年は一体どうなってしまうんだろう、という不安を感じます。その点、升本さんはどうお考えですか。升本 よく公共事業が景気対策の具に使われるために、景気の成行きによつては必要な公共事業の執行が阻害されるという、そういうご趣旨のご質問だろうと思うんですけども、公共事業が景気対策に使われるのは確かですが、社会資本の充実というのは、日本の場合には、そのストックの現状からみて基本的な命題でしょう。

そして、それは巨額の投資を必要とすることですから、逐年、計画を立てて積上げていくという、いわば長期的な問題だと思ふんですよ。長期的に非常に太い軌道で前広にやって行かなければならないという命題です。

かたや景気対策のほうは、景気が過熱してきたら、まあそつとしておこう、民間が燃えなければ、すべて政府で景気をつけるように努力しようということ、これはいわば短期的な措置ですね。

だから景気対策ということと、社会資本の充実ということは、私は矛盾する命題じゃないと思つています。片や長期的、片や短期的ということ。だから長期的な路線がキチツとしていくつてですね、例えば五年先、十年先にまでいくということさえハッキリしていればね、景気動向で多少その進行が早まろうと遅れようと、社会資本の充実という点からは、さほどの問題ではないでしょう。

ただ業界からご覧になればね、そうは言つても、今年ふくれたのが来年しばむということじや計画が立たないというお話になるのも、ごもつともだと思ふのですが、太い軌道の中の若干のデコボコは各企業のご努力でカバーしていただけたらという感じがいたします。

しかれば、その太い軌道のほうは本当に大丈夫なんだろうかということですが、確かに道路、河川、下水道、公園と各施設ごとに五か年計画

をつくつてやっておりますが、これらは全体の経済の枠組の中で認められているわけですから、果してその枠組自体が大丈夫なのか、ということが心配の根元だと思いますね。

ご承知のように今の各施設の五か年計画というのは、五十一年から五十五年に至る昭和五十年代前期経済計画の枠組の全体で、当時の金額で百兆円という総投資額の配分計画に基いています。それでは、その枠組自体が大丈夫なのか、ということから、今、何か不透明な不確かな感じが出てきていると、こういうこととございますね。

そこで、この点につきましては、去年の暮でしたか、経済審議会で五十年代前期計画の見直しをやるために、計画の前提となる諸条件について検討すべきだという趣旨の報告が十二月二十日に決定されました、それを受けて経済審議会の企画委員会でとりあえずの見直しをやって、いわゆる暫定試算というのがつくられた。この暫定試算でみてみますと、当初、決められた五十年代前期経済計画で申しますと、この五か年間のGNPの伸びは年平均六・二五%、その中で政府固定資本形成ですね、これが七・二五%という想定でした。ところが、その後の経済情勢から民間設備投資やら、住宅投資の伸びに下方修正の必要が生じた結果かと思ひますけれども、今度は、同じこの期間でGNPの年平均伸び率が六%強となっておりますね。

この中で政府固定資本形成は年平均二%強という数字です。もう一つ伸ばしまして、国の財政収支バランスの回復が予定される五十七年度まで伸ばしてみましても、政府固定資本形成の年平均の伸びは一〇%強ということでございますので、長期的な経済の枠組の中で五十年代前期経済計画が立案されたときよりは、さらに公共投資の比重は高まってきております。そんな

技術者の確保と養成の問題

本吉 これから公共事業が非常に拡大されていく、そうなると、さつき大島さんがおっしゃったような、技術者の不足というような問題に、もつと国全体として真剣に対処していかなければならぬと思えますが。

大島 今、升本さんがおっしゃったような流れとしての計画があるわけです。五か年計画長期構想などの形でありまして、それに対してはそれなりの対応策をもっているのです。

ところが、最近のように突然、投資が増えたり減ったりすると、一時期に極端に集中するところになって、大変、効率が悪いですね。その辺が、われわれとしてはいちばん悩むわけで、発注を平準化すれば綺麗に消化できるのを、そういうことのために一時的に非常な人手の不足を生ずる。そこで、それに対処するには、従来の制度の見直しだとか、設計や監督や

らば、今まで決めた五か年計画が、むしろ小さ過ぎることになるのじゃないか、ということ、これから建設省の課題だと考えられるわけです。ともかく、全体の経済の枠組の中において公共投資がどうなるかということについては、前広に大丈夫でしょうと、こういうお話になると思う。

用地買収に工夫をこらすとか、あるいはそれらに臨時的に応援の人を頼むとか、技術をもった外部の人を活用するといったことになりま

す。基準についていえば、いろんな基準がつくられていきますけれど、その中にはハッキリした基準となっていないものもありましてね、例えば用地買収交渉のときに、すぐに答えられない場合も出てくる。そのようなときに基準をハッキリしておけば、もつと早くできるというようなこともありますので、各分野で基準化を一層進める必要があります。

それから用地買収でも、もつと民間の有資格者を利用できないか、監督の場合も、公団の職員以外の人を監督補助に使って、もつと有効に工事を進められないか、ということを考えているわけです。

もう一つは工事規模の拡大ですね。これは四

十六、七年ごろは、一件当たりの工事延長は四、五^五ありました。それが五十二年度では二^五、半分ぐらいに減っています。それには、いろんな理由があります。住民の意識の変化から対応に時間を要するとか、用地買収が思うようにならないとか、工事を急がれるので見切り発車するとかですが、数年来、物価が上がり、かつ予算が伸びないのに、工事件数はあまり極端に減らないようにしたことも一つの原因だと思います。それで公団としては、もう少し監督する範囲をひろげて工事単位を大きくしたらどうかという気持を持っております。

こういうような、いろんな施策を一つ一つ、つめましてこの緊急時に対処しようとしているわけです。

本吉 北野さんにもお伺いしたいのですが、これから公共投資、社会資本充実というのを恒常的にやっていくとなると、政府の技術者養成のメカニズムに欠陥があるような気がしてなりません。もつと大学などで、下水道専門家、公園をつくっていくための造園家など公共事業を専門とした技術者を養成していくべきなのではないでしょうか。

北野 その前に、直轄事業で今、講じている措置について、ちょっと触れさせていたいただいて、ただ今のご質問にお答えいたしますが、直轄事業では二月中旬に、「工事執行に関する措置について」ということで、技術参事官名で地建局長、

北海道開発局長、沖繩総合事務局長に通達を出しております。

これは中身は六項目ありまして、四十六年に、はじめてこういう趣旨のものを出したのですが、四十六年は高度経済成長華かなりしところで、あのまま予算がどんどん伸びれば、事業執行体制を根本的に見直す必要があるということで、当面の措置として省力化、合理化に関する事項について通達したものです。今回はそれを安定成長だと言いなながらも四十八年の水準に迫り着き、技術者については、その後、定員削減により、ずっと減ってきていますので、もう一度これを見直して通達したわけです。

中身は、まず第一に地方公共団体等との協調体制の強化ということです。それは目下、用地が大きな問題ですが、その前段の調査、計画段階からの対応を強化しようということで、幸い今度、地方建設局の企画部に環境公害問題の担当の環境審査官というポストが新設されましたので、これらを中心として、地元地域住民ならびに府県市町村等と連携を密にしようということでございます。

それから二番目は早期発注の推進でございます。これも四十六年からはじめたのですが、受注者の立場に立って、労務者、資材の手当がしやすいように、実工期の前に実工期の二、三割、あるいは二、三か月余裕をもって早目に発注してやれば非常にうまくいくんじゃないか、とい

うことで、ゆとりある工期の設定という中の一つとして、前段に余裕期間を見込んだ早期契約制を徹底しようという。それからもう一つは、必要に応じて、概算発注をやってよろしいということですが、われわれ発注者としては、年度初めに設計積算が集中しますので、概算発注をして、あとでゆつくり精算して技術者不足をカバーしようということです。

それから三番目は、標準設計等の積極的な活用ということで、これも数年前から標準設計図案を二十八項目作成しております、横断歩道橋とか、簡単な橋りょうとか樋門、樋管などについては標準設計を利用するようにということと普及しております。それから、図集になる前の設計プログラムをコンピュータに入れておまして、自動設計とっておりますが、財団法人国土開発技術研究センターにそういう業務やらせております。このように直轄事業では、だいぶ普及しておりますが、府県市町村等も利用されるようにPRしております。

それから四番目は、中間段階検査方式による自主的施工の推進ということで、これは施工監督を、できるだけ発注側としては省力化して受注者側の技術水準に期待するということで、中間段階で検査をすることによって途中の監督を省いてしまおうということです。それは道路公園等で以前からやっておりますが、直轄事業についても、これを徹底するということで、現在、

発注件数の一割ぐらい、やっておりますが、さらにもっと率を上げ、従来、試行ということですが、今回は正式にやるようにと会計検査院等とも話は済んでおります。

それから五番目は、監督体制の合理化で、コンサルに監督を委託するというところでございます。監督技術基準案というものをもう一度見直しまして、現場技術業務、これは工事のでき高、品質、工程の管理などを監督者の補助として、コンサルを積極的に利用しようということでございます。

最後の六番目は、建設資材、労働力のひっ迫に対する適切な措置という項目になっておりますが、先ほど余裕工期を見込むということがございましたが、これは工期の中間に余裕を見込むということ、例えば河川等の工事ですと、大体、六月半ばから九月半ばまで、三か月間、出水期に入りますので、この間の発注を避けます関係上、九月以降に集中することになります。これはムダが多いということで、出水前に発注して、真ん中は資材、労務者の手配等をやっていただけ、工事は中断して結構ですということと、全体として工期に余裕をもたすということと、もう一つは、もし資材が不幸にして暴騰するようなことがあれば、その間は工事を中断するというふうな弾力的な運用をするということとで通達しています。

このようなことで、ブロック会議等で、各府

県といろいろ打ち合わせした段階では、やはり発注業務、特に設計、積算、それから用地対策に技術者の確保が非常に大きな問題になっておりまして、それぞれ定員の増、あるいは他の部局からの振り向けについて積極的にやっております。

それから、もう一つは各府県におきましては、OBの活用を積極的にやっております。県の技術者が退職して営業だけやるとするのは、もったいないじゃないかということで、そういう経験者を集めまして、県の技術センター、社団法人とか、財団法人とか、いろいろ名前が違いますが、二十三都府県で発足して活動しております。また、これの全国的な協議会というのも四十九年に発足しまして、お互いに情報交換しながら拡大向上を図ろうということなんです。地方に行きますとコンサルも非常に不足しておりますので、目下のところ設計、積算、監督にフル回転しております。それから市町村におきましては、下水道等は技術者不足で困っておりますので、そちらへの応援とか、県に災害が発生したとき、センター同士で応援体制を組むということとで、いわゆる第二土木的なものとして定着しつつあり、われわれもこれを援助してまいりたいと考えております。

それから、大島さんからお話ございましたように、発注者の立場からも発注規模が問題になっていくわけです。現在の傾向がそのま

まほとんど進みますと大変だということで、事業執行体制の方面から設計本数がある程度絞っていかねばならないということで、各県とも、地元業者の育成強化と併行して、こういう問題についても前向きに取組もうとしていることとでございます。

それから、やはり発注の平準化と工期の弾力性ということについても、各県とも努力してやるようでございます。このようなことで、全般的には発注者側の技術者不足に対しては、今のようなことで当面乗り切ろうということとでございますが、最初にお話がありましたように、将来ですね、土木技術者、建設技術者をどうするか、という大問題でございますが、これにつきましては、今、ご承知のように全国的に土木関係の大学あるいは高等専門学校が相当増えています。技術者も増えておる。それを、省側と民間側にどのように適切に配分すれば、トータルとして国家的にプラスであるか、あるいは将来、どういう分野の勉強させればいいのか、ということとを本当に真剣に考えないと、非常にムダがあるんじゃないかと思えます。と言いますのは、われわれ官側として省力化しても、いずれこれが肩替わりして民間側のコンサルトかなんかにいくわけですね。トータルとして、むしろ時間とおカネが余計要ることになっていくかもわかりません。

従って、その辺の適切な技術者の配分という

ものを、大局的な見地から見直して、必要なものは、われわれ官側の定員組織拡大に結びつくように持つていく必要があると思えます。民間側も、大手なんかは大学卒を毎年二百人、三百人と採用されますが、これを将来全部幹部にするかというところ、そうじゃないんですね。やはり企業のため、営利のためのみ利用するということは、せっかく大学まで出た人材を百パーセント生かせないということで、これも国家的にマイナスであると思えます。やはりその辺の技術力、マンパワーの適正な配分ということ、今具體的な解答は、もっておりますませんが、大いに検討したいと思っております。

本吉 石上さん、マンパワーの適切な配分というんですか、公共事業技術者の養成の問題について、何かご意見ございませんか。

石上 今の北野参事官のいわれたことに対しては全くわれわれも賛成なんでしょう。総括して申しますと大島さんのいわれたようにですね、業界サイドのことばになりますけれど、特に大業者寄りのことばかも知れませんが、われわれは、あらゆる機会を通じて工事規模の適正化ということをお願いしているんです。

あえて適正化ということばを使っておりますが、本当は大事にして細分化しないでくれ、という意味なんです。細分化しないでくれ、ということをはッキリ申しますと、これは中小企業を育成の立場から工事を細分化し

て、地元の中小業者にまわすという趣旨と反するものですから、真つ向うから反対することは、よろしくないのです。従つて適正規模という、こゝばを使つてゐるんです。これだけの大公共投資を、非常に効率よく少ない人間でやるためには、細分化をこれ以上やらない方がよいと思います。つまり、今より以上に細分化しないで欲しいと願うわけです。できるだけ大規模にするといえ、大手業者にたくさん仕事がかかるという意味に、とられそうですけれど、工事が大型化すれば、すべてにおいて効率化されてくることは間違ひありません。それから中間検査方式、半分責任施工方式のような形で施工するのも良いと思います。これは現在でも、道路公団なんかで行われているんです。完全な責任施工とまでいかないですけどもね。

それから、公共工事でも民間でもそうなんです、工事執行の中に、アメリカでやつてるパブリックエンジニアリングとか、あるいは代替案施工契約といった方式を正式に取り入れたらどうですかと申し上げたいのです。それをおやりにならないと優秀な技術者が非常にムダな使われ方をするわけなんです。特に建設業者に入つて優秀な技術者が、いちばん不安を持つのは、結局、発注主のいう通りにしかできないことです。こうしたらい、と思つても通用せず、徒らに自分の持つてゐる技術が遊んじやう、という不安があるのです。

もう少し業者のもつてゐる技術者をフルに活用したらいかげすかと申し上げます。そのためには、さつき言つた契約方式を採用するか、会計制度変更とか、あるいは会計検査院の方針を変更して業者をもう少し信頼してくださると良いのです。今や大手の技術力はかなり向上したと北野さんはおっしゃつたけど、かなりじゃない。われわれにいわせれば、省庁に負けない、場合によつちや省庁以上の実力を持つてゐると思つてゐます。

そうすれば、かなり発注者側の技術者の節約にもなり、われわれの会社にいる技術者の意欲を上げる手段にもなると思ひます。業界でもこの一、二年急激に大卒の技術者の採用を減らしてゐます。一時期の十分の一ですからね。過去に採用した数多くの技術者の将来を考えますと、うまくこれを活用するということが、非常に大事であると思ひます。建設業者は目を離せば悪いことをするんだ、という観念をお捨てになりまして、また、われわれもそれに対応するような本當の体質改善をやつて、信頼できる体質をつくらなければいけませんけれども、やっぱり

お互いが信頼し合つて、それで有無相通じれば、技術者問題はうまくいくんじゃないかと思つてゐます。

現在、中央官庁のほうは、それほどは思ひませんけれども、地方自治体のほうはかなり技術者が不足してゐます。今おっしゃつたように下水道技術者についていえば、ほとんどいないといつてもいい。

全部の業者とは言いませんけど、少なくとも大と称せられる業者は、かなりの技術力をもつてゐる、どうか信頼してもらいたい。また、われわれも信頼に足るような体質改善と、そうした体質を維持するような努力をする覚悟をもつておられます。

注1 必要な機能とコストとの関連を調べて、まず不要機能または過剰機能を除去し、ついで材料、構造、施工法、その他設計着想を変えることによつて代替案を作成して、最低の総コストで必要機能を確実に達成しようとする機能中心のアプローチ。

注2 発注者指定の設計によつて見積書を提出するほかに、業者自身のアイデアに基づく設計や施工計画に関する代案による見積書も作り、両方提出する施工契約。

国民の認識とこれからの公共事業

本吉 話は変わりますけど、これから公共事業を進めていく上での大きな問題として、住民の意識変化があると思ひます。世論調査でも、確

か三十四年の調査では、公共事業に進んで協力するといふ人が約六〇%あつた。ところが、五十年の調査では、四〇%と過半数を割つてきて

いる。そうした国民の意識のもとでは、成田開港に象徴されているように、これから大型プロジェクトは、もう日本に展開できないのでは、…という悲観論も強まっている。

そうやってきた背景には、お役所のやることは全て正しいんだ、という意識があり、国民のニーズを素直に聞くことを忘れてきたことも関係している気がします。

といって、これから公共事業を進めていくことは国民環境を豊かにしていくために、必要不可欠です。

そうしたむずかしい環境のなかで、今後どういう形で公共事業を進めていくのか。また住民参加をどのように考えていくのかを含めてお話をうかがいたい。

✧ 民意を反映したバランスある整備を

升本 大変むずかしい課題ですけれども、先ほど北野さんからお話があったと思いますが、公共事業をやっていく風土が違ってきているという点でしょうか。事業実施のアプローチについて点検されるべき時点かと思えます。都市計画事業について、都市計画法で、計画策定の手続きが、かなりわかりやすく定められています。が、これは前の計画法の時から審議会の構成に、自治体の代表者が民意を代弁するという形で参加するように配慮されていました。これが、新都市計画法で格段に整備されたわけですが、こ

れから他の公共施設についても、その計画と事業実施の手続きの過程において、利害関係者との調整の手續が明確に位置づけられていくことになるのだろうと思えます。

現在、問題となっている環境アセスメントも、現在の案は確かに手続的に未熟だということがあるわけですが、やはり大筋は、これをどうやって、公共事業に不当な支障を及ぼすことのない範囲で取り込んでいけるかという問題だと思えます。要するに、これから、事前の調整をていねいにやる、という考え方が、事業実施主体の側にまず要請されるのではないのでしょうか。

それから、今の生産基盤施設と生活関連施設云々という分け方、確かに、下水道などの整備のおくれが著しかった時点のアピールとして、社会的意味があったと思うんですけども、今の時点では、そういう区分けで強調していただかなくてもいいところまで、生活環境の整備についての認識が高まっているんじゃないか。ただ、認識は高まっているけれども現実の事業の進行が遅いじゃないか、とおっしゃるのは、これは、やはり、現在は過去からの延長ですから、スタートの小さな一をいきなり百にもっていくというわけにいかないし、これも大事だろうという考え方さえハッキリしていれば、時間をかけた積重ねで、徐々にバランスのある社会資本の充実がはかられていくのではなからうか

と思えます。

もう一つ申し上げておきたいのは、建設投資のわが国の経済活動全体における比率は非常に高いわけです。GNPに対して二〇%〜二一%と、先進諸国の数字に比べましても圧倒的に高い。アメリカなどは八%〜九%、ドイツも一四、五%で、これはやっぱり社会資本ストックの違いによるのかとも思うのですが、とにかく日本経済の現段階では、建設投資に大変大きなウェイトがかかっている。

今投資額で二〇%、労働力でみると、働いている人全体に対する建設業労働者数は約一〇%、ちよつとです。付加価値額でみても約一〇%、大体経済の中で一割から二割の大きなパートを建設産業が受け持っているわけですから、この産業の近代化、合理化ということは、日本経済全体に対する影響が大変大きいんじゃないか。だから非常に大きな命題を石上さん方もわれわれも負っている、ということ、大いに努力をしなければいけないのではないかと思っております。

✧ 都市環境の整備は

本吉 もう一つ、わが国の公共事業のあり方をみていると、どうも整合性がなさすぎる気がしてなりません。最近では景気対策をかねて、政府は、住宅建設をみても、一生懸命住宅金融公庫による融資で持ち家建設の促進を図っている。

しかし今の住宅建設の主力は、大体、三十歳代、年収三百万ぐらいの階層で、その負担限界からみて、どうしても霧細、狭小な住宅になり、ミニ開発、スプロールを誘発することになっている。

それに都市環境の整備という点からみると問題が山積、都市環境の悪化という大変なツケをつぎの世代に残すことにもなる。

それなのに一向に対策は講じられない。公共事業の促進という名のもとに、スプロールが奨励されている。こんなおかしなことはない。その点、どうお考えですか。

北野 私は、例の日本列島改造論の考え方は間違っていないと思います。ただ、少し短兵急に持ち出されたので反論もあつたのですが、やはり三十七万平方^キの国土について、土地、水、海岸線等の国土資源の有限性をふまえ、これに一億一千万の人口を擁して、いかに国民的なコンセンサスのもとに、有効に快適な国土をつくっていくかということにあると思います。このような根本理念をはっきりさせて、その中で、いわゆる根幹施設をいかに配置していくか、これは地域住民から言いますと、よく理解されないんですが、(目の前の道路とか、下水道なんかは、わかりますけどね)そういうものの位置づけというものは、やはり大きなブロック単位に、ハッキリと理解と協力を得られるような仕組みが必要だと思えます。例えば最近、福岡で水不足

が大問題となっておりませんが、水道問題一つをとりましたが、北部九州四県の連体と協調がなければ解決できない、広域的、根幹的な問題であることが一般になかなか理解されていない。

私、いぜん水資源課長をしておりましたとき、その辺の認識というものを、いかにむしろ一般の方々に理解していただき協力を得るかということについて苦労したのですが、水源県と需要県との問題、一般南北問題については、行政的に、その辺をもう一度、解きほぐしていくような仕組みが必要であると痛感しました。高速道路でも然り、新幹線でも然りですね。

しかし、地方のブロック会議にいきますと、ほとんど賛成ですね。直轄の道路、ダムでも、東北なんか、どんどんやってくださいと、われわれはそういう根幹施設がないとダメなんだと。北陸もそうですね。日本海時代といつて、太平洋ベルト地帯に対する対抗意識がありまして、省主導型で、地元の商工会議所なども協力して割合やりやすいですね。日本は従来、オリンピックとか、万博とか、お祭りがあればワーツと総合的なことができますけど、ふだんから、そういうふうな地道な地域住民との連帯感、水の月間などが昨年できましたが、そんなPRが必要じゃないかと感じております。

❖ 公共事業執行の心がまえ

本吉 道路公団関係者から聞いた話なんです、

公共事業の消化を急ぐため、本当はプライオリティの低い橋りょうとか、トンネルを発注、消化する。その結果は遊休資産をかかえることになり、将来の公団経営を圧迫することになる、というんです。

これではなんのための公共事業なんだ、ということになりませんが……。

大島 その話聞いて奇異に思ったんですけども、私共の高速道路は、国の施策に基いて、施行命令というものを受けて、やってるわけで、多少の前後の関係はあるでしょうけれども、やたら投資して作った施設を使わず放っておくというふうな事例はないと思います。ただ今後、採算の悪い路線の建設に入らざるを得ないと思えますが、それがどの程度、経営に影響するか、問題のあるところですね。長期を見とおした計画的な投資が大切だと思います。われわれは、現在、策定されている程度の高速道路網は、国民生活に産業活動に最低限必要だという意識はみんなもつておりますね。これが、この七、八年いろんな障害を一つ一つ克服しながら道路をつくってきた原動力となっております。

そのコツコツとした努力が非常に実を結んでおりますね。一時あすこは反対だ、反対だと新聞にはやし立てて、ワアワアいわれておりながら、それが地道にやっついていくうちに、二、三年のうちにだんだん進んでいるんですよ。新聞ではやし立てられると、あすこもか、ここもか、

ということになり、ダメだということになるんですが、実際はそうじゃないんですね。

職員一人一人がやはり、この道路は人が生きていくために、どうしても要るんだ、という確固たる認識に立っております。ただ新しい制度的なものが、充実しておりませんので、その間の苦しみはありますけれども、これは、おいおい整ってくると思いますし、先ほどの環境アセスメントじゃありませんけれども、そういう手法が出てくれば、それを応用しながら、もっと進んでいけると思っております。

本吉 いつも公共事業はだれのためにやるんだ、という基本を忘れないで欲しいと思いますね、ちょっと話はそれるかもしれませんが、かつて名神高速道路が開通のとき、次のようなエピソードを記憶しています。開通の前日に、幹部が現場を見回ったところ、一人の若い技術者が一生懸命、道路を磨いているのをみつけ、理由を聞いたところ、「明日からみんなに使われる道路、喜んでもらえるよう、少しでもきれいにしておきたい」と語ったそうです。

公共事業を施行するに当っては、いつまでもこうした心構えを全員が持つてもらいたいと思います。

それが、やってやるんだ、という発想になると、こうした心構えを喪失、住民とトラブルをおこすことにもなりますね。

大島 おっしゃるとおりですね。私はいま道路

公団がこういうように立派にやっていけるのは、創始期の気持ちというのが、今に生きていると思うんですよ。それを感じますね。一つのカラーができてきて、その底に流れておりますのは、創始期の精神だと思います。

本吉 最後に、お伺いしたいんですけども、今、升本さんから建設業の近代化が日本の振興に大きく役立つんじゃないか、というお話があったんですが、しめくくりを含めて石上さんから公共事業についてのご提言なり、ご意見を……

石上 今、環境問題、住民問題が出ましたが、これは工事施行に対しても非常に大事なことでございます。今後、公共投資が増加し、発注を急ぐのあまり、住民対策が十分でないようなもの、あるいは用地補償も十分に終わらないうちに発注されますと、どうしても途中で中断されるわけですね。

そうしますと、われわれにとりましては、一気呵成に仕事ができないんです。もともと仕事をうまくやるためには、用地補償も終わり、住民対策も全部終わった段階で出してくださいれば、工事施工もスムーズにいくのです。また、契約をお急ぎになるあまり、あるいは契約率のパーセンテージを上げるあまりに、そうしたネットワークに対して手を抜かなければいいなあ、と願うする次第です。

それから、政府は経済問題に対して、パーセンテージだけに、あんまりこだわらないで頂き

たいですね。どうもパーセンテージで示されますとマジックにかかったような気になるのです。一般経済界では、政府の発表するパーセントにあんまり信用おいていないのではないですか。それから環境問題については、マスコミの姿勢がちよつと気にかかります。つまり、もう少しかといふものに対する国民全体の意識を、先進国並に変えなければ、日本はいつたいどうなるのでしょうか。公と私の区別をもっと利口にさとななければいけないのではないのでしょうか。その基本はマスコミにあると思いますね。

それから、GNPの二〇％を占める建設産業に対する世間の評価はあまり高くないようですね。われわれの体質の中にも、いぜん、そうしたものが残っているから、そう言われるんだとは思っています。これは徹底的に、しかも根本的に考え直さなければいかんとわれわれも思います。今年度の日建連の大きなテーマの中にも、社会の尊敬を受けるような産業になることに全努力を傾注しようじゃないか、という項目が入っています。

われわれ自身も、これだけの仕事やりながら、土建屋かといわれることは本当に残念です。だからその点につきましては、われわれも企業の合理化、体質改善を徹底的に行って、尊敬を仰ぐような業界にしたいと心から念じています。

本吉 どうも長い間ありがとうございました。

(六月一日実施)

土地政策の基本方向



河野 正三

国土庁官房長

わが国の土地価格は、諸外国と比べて非常に高いとか、土地の取得がなかなか容易でないとか、ということが問題になっております。その根本原因は国土面積が非常に限られているということにあります。

■限りある国土と土地利用

わが国の人口は、戦前の三分の二の国土に五割増し、現在、一億一千万人の国民が住んでおります。近い将来、昭和六十年には一億二千万人、二十世紀末には、一億四千万人になるという見通しもあるわけで、狭い国土に非常に高い密度で人口が増えているということが問題の基本だと思います。

しかも、三十七万平方キロの中で、山地面積が三分の二を占め、平地面積は十一万平方キロぐらいしかない。ここで農業、工業等の生産活動や居住活動が行なわれているわけで、たいへん密度の高い土地利用になっております。

この限られた土地で、自由主義先進国中第二位の国民総生産をあげており、土地の単位あたりの生産性はアメリカの二十二倍という比類のないものになっています。

そこで、土地利用については、非常に慎重な配慮、計画性が必要であり、また土地の配分については、内政上、重要な関心を払わなければならない環境にあるわけです。

■土地に対する仮需要

こういう事情ですから、土地に対する需要は、いろんな用途面で競合関係にもあるだけに、一たん取得した土地は、なかなか手放したくないという執着も強くなってきます。また少し余裕

がある場合には、他の資産よりは土地を買っておけばまちがいないというようなことにもなり、いわゆる仮需要となって発生してきます。これが、実際の需要と供給の関係以上に土地をめぐる問題を複雑にしております。

■投機的投資等の抑制

明治以来、長い間、そういう状態できているため、極端な言いかたをすれば、笠信太郎さんの「花見酒の経済」というような見方も成り立つわけです。そこで土地政策の基本は、まず投機的な土地投資、あるいは遊休資産としての保有をなんとか排除して、その上で、実際の需要に対する実際の供給を図っていくということになってきます。

いっぽう、考えてみなければならぬのは、わが国の土地の生産性というのは、非常に高いのだけれども、経済が高度に成長する段階では、土地の生産性も国民経済の成長率以上の成長率を実現していくということになり、そのため経済の高度成長期には、土地に対する投機的な投資とか、遊休資産として保留しておくという傾向が強くなるわけです。

■土地問題の地域性

ところが、今日のような低成長時代を迎え、土地に対する投機的な投資や遊休資産としての保有も、全般的におさまってくるはずだとい

見方があります。しかし、土地の問題には地域性が強いということを考えなくてはいけません。わが国は東京、大阪を中心とした大都市集中型の成長経路をたどり、中枢的な機能は、ほとんど大都市地域に集まるようになってきたため、たとえば土地の価格を例にとりましても、地域的なアンバランスが目立っております。

住宅地価格に例をとると、東京を一〇〇とすれば、大阪は六〇、名古屋は四〇、佐賀だとか秋田、山形へ行けば一〇だというような極端な値びらきもでてくるわけです。従って、安定成長期に入ったとはいえ、やはり、土地に対する需給の関係は地域的には非常に厳しいところが残っております。また人口増加、世帯の分離といった現象は依然として続くわけです。従って、何らかの施策を加えないでいくと、都市地域においては、投機的な投資とか遊休資産保有という傾向が強くなります。そこで先ほど申しあげた投機的投資、遊休資産保有をできるだけ抑制して、その上に、実需要に対する実供給をはかっていくという、基本方向は堅持しなければならぬという感じがします。

■ 現下の諸問題

現下の問題をながめ直してみますと、ただ今いった大きな原則のもとに、やはり、幾つか新しい配慮を加えなければならぬ点が目立ってきています。まず第一に、世帯の分離とか、人

口増加とかの圧力を背景として、土地に対する需要は続くものですから、住宅地に対する需要が、まだまだ根強いということです。二番目には、こういう実際の需要に対する供給がだんだん停滞傾向にある。つまり、宅地分譲事業が非常に停滞するという傾向にあることです。最盛期の三分の二ぐらいいしか供給されていないという状態にあります。さらに三番目には、地価が非常に高くなってしまっているため、一区画、一〇〇㎡以下のミニ開発が非常に増加しているということなのです。

ただ、東京、大阪のような所では、庭つき一戸建というようなミニ開発よりは、むしろマンション建設が増大しています。

これらを通じていえることは、需要層が非常に低所得層化しているということが基本にある感じがするわけです。

■ 当面の土地問題の検討方向

これらに対して、それでは、どういう施策を講じたらいいかということ、来年度予算編成期を通じて、漸次、確立していくことで、今はまだ申しあげる段階ではありませんが、概括的に申し上げますと、まず第一は、相当規模以上のまとまった宅地開発造成は、構造的にたいへん無理な時代を迎えているのではないかとということなのです。

相当の規模にわたって土地利用のあり方をか

える、たとえば、山林をブルでならして宅地開発するとか、あるいは農地を宅地開発するとかいうようなことは、非常に大きな影響を周辺に与えますから、いろいろの関連の条件整備が必要になり、その条件整備について、地元あるいは公共団体との折衝にきわめて時間がかかるわけです。

また事業に入りましても、取付道路や公園、河川改修といった関連公共施設の整備にエネルギーを注がなければならぬ。山林農地であったものを急に市街地にすれば、学校もいけば、保育所もいる。そういった種類の関連公益施設の整備の問題も生じてきます。

これは、市町村財政が相当逼迫している現状からみて、市町村の側からいえば、自分、維持管理補修に金のかからない程度まで仕上げてほしいという要望にもなっています。また住民の生活環境に対する要請も、最近、非常に高まっております。緑地はトップリとらなければいけないというようなことにもなり、一区画あたりの譲渡価格を非常に高くする要素になっていきます。長期間にわたって関連公共公益施設負担も含めますと、相当、大きな資金が動く。これは民間はもちろん、公的機関がやりましても、財政投融資の金でやるわけですから、これらにともなう金利負担も非常に大きく、大規模になればなるほど、宅地開発事業は、規模の利益ではなくて、規模の損失が目立ってきてしまうものです。

相当規模以上の計画的な宅地開発は非常にむずかしい状態にきている、という感じがします。もちろん関連公共公益施設の整備について、国の施策も漸次充実してきてはおりますが、開発事業主体のこの問題に対して注がなければならぬエネルギーはまだまだ、たいへんなものですね。また市街化区域内に残った土地の中で、相当規模の開発ができるような土地といえば、比較的かぎられてきております。そういうことを考えますと、今後の力点は、中小規模の開発が成り立つような条件整備に中心を置いていかなければいけないのではないかと、ということを感じるわけです。

第二は、ミニ開発という問題です。これはいろいろ批判があるんですけども、建築基準法に適合するものであるかぎりには、ただちに、これを規制するといった直接的な対応策を考へることには無理があるのではないかと感じています。やはり良好な宅地が安く、どんどんできてくるといふことにするとか、あるいは、低所得階層に対する一種の社会福祉政策的な住宅対策を充実していくことにより、間接的にミニ開発が抑制されるような方向で対応していくのが適当ではないか、という感じを持っています。

三番目には、マンション建設は今後とも、やはり大都市地域では中心になってくると思うのです。ただ、都心に比較的近い位置に適地を求めることが次第に困難になってきておりますの

で、前面道路との関係をみながら、都市計画の用途地域制を今少しキメ細かく再検討して高層住宅の建設可能地を増大させるとか、個人の土地譲渡所得税制を改善して土地の提供を促進させるなどの配慮が必要となりましょう。

もう一つ、これは土地問題そのものではなく、土地問題解決の前提として必要なことだと思われまふのが、低所得階層に対する住宅政策の充実です。住宅宅地対策審議会等で、公営住宅の直接供給方式から、家賃補助等の間接助政策へ移行する必要があると、よくいわれますが、なかなか完全な姿では、ただちに実現するということとは考えられない、むずかしい問題だと思ふのです。

その一部を実現化するために、どうしたらいいか、ということを実剣に考えなければならぬ段階にきているのではないかと、ご承知のように、大都市地域でまとまった公営住宅団地を作ろうと思うと、なかなか抵抗も強くて、年々、建設する公営住宅戸数が大都市地域では減ってきているわけです。多くの低所得階層が民間の木賃住宅に住んでいる、住まざるをえない状態にあります。

少し質のよい民間賃貸住宅になると相当家賃が高い。それなら、もうチョット苦勞しても、小さくてもいいから自分の持家を持ちたいという気になるわけです。

しかし、この低所得階層は、将来、だんだん中所得階層になり高所得階層になるとしても、当面、われわれも昔そうでしたが、結婚したての所得の低い段階では、ただちに自分の持家なんてもてないんですから、そういう人達に対する住宅政策がなければいけないと思うのです。質のよい公営住宅を直接供給できれば一番いいけれども、それが、なかなか困難であるという段階になった時に、どうしたらいいかを考えていかなければいけないと思います。

もう一つは、やはり日本経済がここまできますと、都市再開発をもう少し進める必要があるのではなからうか、特に防災的な観点からも都市の再開発を進めなければいけない、これが土地問題にも一つの影響を与えるわけです。

以上、申しあげたような感想のもとに、どうやったら土地が供給市場にでてくるかということ、いい街づくりができるかということ、それが国民の所得階層別にバランスがとれたものであるようになること、というように今に焦点をおきまして、今後、一カ月あるいは二カ月の間に施策をたてていかなければいけないという感じがします。そのためには、土地税制、金融、土地の取り引きにかかる規制関係の問題、それから関連公共公益施設の整備の問題というような諸面にわたって検討が加えられることになるだろうと考えているわけです。

低廉な宅地供給確保のために



五島 昇

(社)都市開発協会理事長
東急不動産(株)取締役社長

安定成長期に移行した今日、土地問題のもつ意義は新たな局面を迎えているが、宅地供給のあり方についても、その原点に立った発想の転換が求められている。計画的宅地開発をめぐる時代環境とその内包する問題点について考え、低廉な宅地供給をどう確保していくかの諸方策について民間デイベロッパの側面から提案したい。

計画的な宅地開発の減少

土地問題をめぐる環境は、ここ五、六年の間において、その流れが大きく変ってきつつある。地価の動向もオイルショックを境とする日本経済の変革、金融引締め、一連の土地規制等により、四十九年以降、下落ないし微増というお

むね安定した推移を示し、消費者物価上昇との関係においてみれば、四十五年頃の地価水準に立ち戻っているとさえいえる。しかし反面、宅地供給は四十七年をピークとして減少の一途をたどり、五十一年にはその三〇%減にまで落ち込むとともに、この先行指標ともいべき開発許可、区画整理事業認可面積も、五十一年には、それぞれピーク時の五五%減、四七%減に及ぶという停滞ぶりを示している。

低廉な宅地供給の促進

とりわけ計画的な宅地開発による供給は、経済情勢、地価動向、宅地政策がこのまま推移するならば、ほとんどストップしかねないような危機的状況に置かれているといつて過言ではない。

最近、大都市圏を中心とする小規模宅地造成、住宅建築の増加が、計画的な宅地開発の困難性に反比例する形でますます進行し、都市の無秩序なスプロールの拡大、防災面の問題など、さまざまな面で都市環境の悪化をもたらしている。このような現状は将来、必ずや生活関連の社会资本の後追い投資を余儀なくされ、長期的にみた公共投資の経済性の比較のうえでも、計画的開発の有利性はいうまでもないところである。

宅地開発とは、本来、社会资本投資を中心として、健康で文化的な生活を保障する地域環境を創り出すためのものである。同時に、住宅とは単に住むための器ではなく、周辺的生活環境とともに、健康で快適な生活を育むことができ、人格の創造や人間性の回復の場として重要な働きを有するものでなければならぬと考える。

しかし、これらの役割、機能を備えた住宅地を確保するには、現状での理想とされる年収の

三・五倍水準を相当上回る価格となってしまうところに、住宅地問題の一端があるわけである。

低廉な住宅地の供給を確保していくためには、民間においても、事業の社会性、公共性を認識し、地域環境づくりを通じて国民の生活水準の向上に寄与していくという使命を果しながら、発想の転換のもとに宅地供給促進のための総合的土地対策の早急な確立を待たなければならぬ。

例えば従来、低廉化の一番のガンとなっている関連公共施設整備費用については、かつての高度成長下においては、地価、所得の大幅上昇で吸収し得たが、減速経済下の今日においては、やはり国民所得との調整をはかり、高度成長時での「過剰整備」からの正常化と、これに伴う住環境水準のあるべき姿をさぐる努力が官民ともに要請されている。

また、低廉供給を可能とするためには、そもそも宅地開発の素材となる素地の低廉な確保が前提となることはいままでもない。高度成長から安定成長へ移行まもない今日、わが国の宅地見込みの素地は、諸外国に比し、著しく高水準にあるといわれる。このような現状のもとで、より低廉な素地の確保をはかるためには、個人の土地譲渡所得課税の抜本的見直し等、土地税制の再検討が必要である。

さらに今述べたような宅地見込み素地の高水

準の現状からして、将来の「宅地予備軍」ともなる市街化調整区域内の土地について、新たな視点からの検討が必要であろう。

少なくとも、かつての区域設定当時と比較し、交通施設等の整備が進み、立地状況に変化があった区域や、既存の社会資本を活用して住宅地等の供給が可能な区域について、開発の促進または区域設定の再検討が早急に望まれる。

低廉供給のための施策の提言

都市開発協会では、五十二年十一月、一年余の研究成果をふまえ、研究報告書「民間宅地開発と社会資本投資」を刊行した。これは安定成長期における宅地開発のあり方を中心に、①公共施設整備の推移と現状、②開発指導要綱の問題点、③宅地開発事業の構造、④宅地開発が地方財政に与える影響、⑤宅地供給確保と低廉化の方策など、今日の民間宅地開発の現状と問題点について総合的に言及し、とくに減速経済下での宅地行政のあり方と施設整備水準の再検討、新たな国庫補助金制度の創設など抜本的な助成措置が必要なことを強調し、内外から反響を呼んだ。

この詳細は研究報告書にゆずり、低廉供給確保のための方策として以上の諸点のほか、次の

ような諸施策をとりあげ、その実現を提言する。

(一)、広域的な都市基盤整備の促進

現在、地方自治体は広域的な都市基盤の不備を理由に人口抑制、開発抑制を打ち出している。低廉な宅地を安定的に供給するためには、河川、水資源、道路、鉄道など広域的な都市基盤の整備を強力に促進する必要がある。

(二)、関連公共施設整備費用の適正化

地方自治体の宅地開発指導要綱にもとづく要請により、計画的な宅地開発をめぐるこれらの費用は、民間の場合、事業費の過半にも達しており、宅地低廉化の最大のネックとなっている。もちろん、このなかには開発者、需要者にならざるべき費用も含むわけであるが、これらの受益の限度を超える根幹的施設等について当然もつべき国、地方公共団体の責任など、その費用負担の適正化・合理化を早急にはかる必要がある。この一環として、五十三年度より予算化された関連公共施設整備促進費（別ワク三百億円）の民間事業への積極的活用・運用が強く望まれるところである。

(三)、新たな国庫補助制度の創設

民間開発の実態に即し、現行国庫補助制度（前項の促進費等）とは別途に、計画的な開発による宅地供給の促進を目的とする新たな国庫補助

制度を創設する必要がある。(民間の場合、現行の国庫補助の主たる対象となる都市計画決定を経ない道路、公園、下水道等が大半である)

(四)、優良住宅地開発事業制度の創設

良好な住環境を備えた一定の民間住宅地開発を国が優良住宅地開発事業と認定し、関連公共公益施設整備に対する国庫補助、長期低利融資、税制優遇など抜本的な助成措置を講ずる。

同制度については、自由民主党建設部会、住宅対策特別委員会の「住宅建設のための緊急対策」に盛り込まれたところであり、早急な具体化を期待する。

(五)、地方財政の拡充

地方自治体が生活関連施設の整備主体としての役割を充分果せるよう、地方財政の拡充をはかることが基本的に必要である。

地方自治体においても行政効率の向上などにより財政の健全化に努力する余地はあると考えられるが、例えば超過負担についての施設整備水準をめぐる国と地方自治体との調整などを通じ、人口急増市町村を中心とする地方財政の抜本的拡充が肝要である。

計画的な宅地開発に関連して、地方自治体により施設整備のための一括支出が困難な場合に、開発者がその費用を立替整備する立替施行、あるいは施設整備費に充当する地方債の一部を開

発者・需要者が引き受ける方策なども検討に値しよう。

(六)、施設整備水準と所得との調整

民間の計画的な宅地開発における公共公益施設用地率は、近時においては、開発面積の五〇%前後にも及び、これが需要者の購入能力と住宅地価格の離れすぎる大きな原因となっている。

都市開発協会が試算したところによると、用地取得から販売まで六年間を要する宅地開発モデルに施設整備水準(この場合、施設用地率)をあてはめてみると、通常の素地価格である場合、五〇%の施設用地率では年平均一・七%、四〇%の施設用地率では同八・四%の宅地価格の上昇をもたらすことになっている。

これは土地代、工事費といった原価に金利、諸経費といった事業費のみの回収を見込んだだけのものであるが、こうした施設整備水準の変動による費用の増加は、高度成長期には一般的に地価、所得の大幅上昇の陰にかくれ顕在化していなかったわけである。

もちろん公園や広場、緑地などは広げれば広いほど好ましいことは、いうまでもない。しかし、その費用を負担する購入者の所得等からみて、おのずから限界があることを、減速経済下の今日、とくに銘記することが必要である。

施設整備水準も国民の所得に見合った適正な

水準が設定されるべきであり、いわば「フォルクスワーゲンのような『国民住宅地』の設定について一日も早く衆知を集めることが肝要と考える。

そうした国民的認識が得られたうえで、国および地方自治体の宅地行政が高度成長期での発想から転換して新たな一歩が始まるべきこそ、計画的な宅地開発の再出発と言えるのではなからうか。

宅地開発事業の社会性の再認識

以上、宅地開発の今日の問題と、その低廉な供給確保のための諸方策について触れてきたが、おわりに強調しておきたいことは、良質・低廉な住宅宅地を安定的に供給していくためには、もう一度、原点に立ち返って、土地税制、地価、宅地政策といった総合的な見地から、現状における役割を再検討するとともに、民間の宅地開発に対する視点を規制から誘導・育成へ振り向けていくべき時期に至ったといえる。

われわれディベロッパーにおいても、事業の社会性を再認識し、長期的な視野に立ち、宅地開発を地域開発と呼べるものにまで高めていく努力を積み重ねていかなければならない。

供給促進の新土地政策へ転換のとき



谷村 喜代司

徳山大学教授

このところ、地価は明らかに沈静の傾向をつづけている。国土庁から毎年発表される地価の公示価格が、五十一年（一月一日現在、以下同じ）の〇・五パーセント上昇、五十二年の一・五パーセント上昇に引きつづき、五十三年も二・五パーセントの上昇にとどまっているという事実は、このことを如実に実証しているといえよう。

沈静いちじるしい地価

例えば五十三年の場合、同じ時期に全国の消費者物価指数が四・八パーセントの上昇を示しているのに対比して、地価はわずかに、その約二分の一の上昇率にすぎないという実情である。この現実をさして、国土庁が「地価は依然とし

て、おおむね安定的な基調で推移している」と評価するのも、きわめて当然のことだといってよい。たしかに、二・五パーセントという程度であれば、それは上昇というよりは、むしろ「横ばい」といったほうが、より適切な表現であるといえるであろう。

これは、もちろん、政府の土地政策が功を奏したことに由来するであろう。しかし、より根本的な原因は、例の石油ショック以降の景気後退による土地需要の激減がもたらした現象である

ことはいうまでもない。すなわち、かつての高度経済成長時代のピーク時における過剰流動性を背景に、猛烈をきわめた投機的な土地取引、つまり土地の仮需要がカゲをひそめ、現在では実需にもとづいた土地取引が中心となっていることが、このような際立った地価の沈静化をもたらした最大の要因であるといわなければならない。

しかも、いまみられるような減速経済は、たんなる一時的な現象ではなく、今後とも続く長期的な路線であることは指摘するまでもない。ということは、今後景気が、たとえ順調に回復への過程をたどっていくとしても、それは、かつてのように実質一〇パーセントをはるかに超える経済成長率をとまなう高度成長時代が再現するのではなく、中期経済計画の目標として示されている六パーセント前後の成長を何とか確保していこうという経済環境の中に置かれるということにほかならない。

要するに、いまや経済の基調そのものが、これまでとは根本的に変化し、いわゆる減速経済の安定成長へと構造的な転換期に入ったということである。とすれば、土地政策にしても、かつての高度成長時代と同じ発想のもとに取り組むことは間違いであるといわなければならない。それこそ、思いきりよく従来の発想を根本から切り換えて、このような一変した経済環境下における新しい観点からの土地政策に果敢に挑ま

ない限り、対処の仕方を誤ることは明らかである。

かつての高度成長時代には、経済の拡大にしたがって、もちろん一般物価も暴騰をつづけたが、とくに地価の場合は、激しい投機的取引も加わって、毎年毎年三〇パーセントもの急上昇をつづけるといふ文字どおりの「狂乱地価」の様相を呈していたことは周知のとおりである。

こうした状態のもとにおいては、当然、土地政策も「地価の値上がり抑制」に重点が置かれ、規制色の強い対策が打ち出されざるを得なかったことはいまでもない。

ところが、いまや経済環境は、この当時と全く変わったにもかかわらず、このような過去の「暴騰地価」のイメージがあまりにも強烈であるためであろうか、新しい経済環境に対応しての土地政策の転換について危惧の念を表明するものが少なくないのは、一体どうしたことであろうか。

土地の流動性を阻むな

例えば、二・五パーセントという地価の微騰に対して「地価、再び危険信号——ノンキ過ぎぬか政府意識」とか「横バイだ」などと言わずに、「上昇の兆しだ」と厳粛に受けとめ、今

後の地価対策に全力をあげてもらいたい」などといったマスコミの報道がしきりに目につく。

そして、従来の規制色の濃い土地政策を新時代に即応して緩和しようという構想に対して、強い疑問を投げかけるマスコミの論調が横行しているのが現状である。

しかし、経済の基調そのものが一変して新たな低成長時代を迎えている現在、つまり成長の最適経路を大きく下回る需給ギャップを残し、自分そのギャップが埋まる目途もたないわが国経済の現況において、一般的な物価上昇について特別に警戒を要する段階に立ちいたっていないことは明らかである。もちろん、地価についても、そのことがいえるわけで、低成長下において、土地に対する投機的取引の発生の余地はほとんどなくなっており、地価の沈静は、もはや地に着いた現象であるといえる。

土地は、一般の経済財とは区別されるべき「特殊な経済財」とはいえ、経済学上の解釈からすれば、明らかに商業環境下におかれている商品である。とすれば、一般的な物価の動きと無関係に置くわけにはいかない。つまり、一般物価が上昇しているのに、地価だけを据え置くというのは無理であり、また不合理でもある。最近、総理府が実施した「大都市圏での住宅・地価に関する世論調査」によると、物価程度の地価上昇は「やむを得ない」が五五パーセント強、「好ましい」が五パーセントとなっており、国民も

また一般物価水準並みまでの地価上昇率は許容しているものと受けとってよいであろう。

また、なかには、わが国の宅地価格がアメリカの五倍から十倍、ヨーロッパの三倍から五倍の高水準にあることを指摘して、十年前の水準にまで地価を引き下げる政策手段をとれと提唱するものがある。しかし、わが国の宅地価格が欧米のそれに比べて高い水準にあるのは、わが国の国土がもとと狭い上に、急峻な山地が多いため、人間が住みやすい適住地が少ないということに起因している。つまり、欧米諸国に比べて、わが国の場合、人口も多く可住地面積がきわめて少ないということが宅地価格を高くしているもので、それは経済法則からみて当然の現象だといえるのではないだろうか。

さらに、地価を十年前の水準にまで引き下げよという主張は、自由市場機構を建て前とするわが国経済においては、相容れない政策であり、まして下方硬直性が一般化している物価の傾向に反するもので、きわめて非現実的な提唱であるといわざるを得ない。われわれが恐れるのは、そうした経済法則に反する政策を強行することによって、土地の流動性が阻まれるであろうことである。かりに、もし、そのような集権的かつドラスチックな方策によって、地価が下がるようなことがあったとしても、それによって土地の供給に対する円滑性が失われるならば、それこそ元も子もなくなるおそれがあるといえよ

土地の規制時代は終わった

う。

いずれにしても、二・五パーセントの上昇をもって、ただちに地価暴騰の再現と騒ぎ立てたり、土地投機が起るなどと予測するのは見当違いといふべきであろう。とすれば、もっぱら地価対策に力を入れてきた従来の土地政策は、ここへきて当然転換期を迎えたといえる。つまり、従来の「規制を中心とした土地政策」から新たに「供給促進の土地政策」へと大胆に切り換えるべき時機にきたということである。

というのも、住宅建設は単に景気浮揚に高い効果を発揮するだけでなく、国民福祉向上の大きい柱であるにもかかわらず、肝心の宅地供給が昭和四十七年ごろをピークに、年々激減する傾向をたどっているからにほかならない。例えば、農地から宅地への転用の推移をみると、昭和四十五年から四十七年にかけては年平均二万九千ヘクタールであったのが、五十一年にはその半分以上の一萬三千ヘクタールに減少している。また、新市街地における住宅地開発面積の推移をみても、五十一年度は一萬ヘクタール強で、これはピーク時の四十七年度に比べると七割にすぎないという実情である。

これを、このまま放置しておいたのでは、やがて住宅地不足が表面化し、住宅建設が行き詰まることは明らかである。住宅建設が行き詰まるということは、大都市を中心にいまだに「最低居住水準」すらも確保されていない一千万にものぼる住宅難世帯が解消されないということであり、全くゆゆしいことだといわなければならない。

とすれば、宅地供給促進政策に全力をあげる必要がある、「土地問題は規制の時代から供給促進の時代へ転換を」という命題を、単なるスローガンに終わらせずに、実際の具体的政策に生かさなければならぬ。すなわち、土地に対する重課税や取引規制の緩和は、宅地供給の促進にとって急務中の急務であるといえる。重課税や規制が土地の流動性をばびみ、供給の円滑化に逆行することは、いやしくも経済のイロハを解するものにとつては自明のことである。

この意味で、現行の土地税制や土地取引規制について、全面的に見直すことが必要であるが、まず検討を要するのは、個人の土地譲渡所得課税だといえよう。これは現在、長期譲渡所得(十四年より前に手に入れた土地を売ったときにかかる税金)が二千万円以下の部分は二〇パーセントの分離課税となつているが、それを超える部分は四分の三を他の所得と合算して総合課税する重い方式がとられている。このため、土地を売りしぶるものが多くなつていゝるのも、当

然のことだといわなければならない。

つまり、税が重すぎるため、個人地主が土地を手放さなくなる一方、たとえ売るとしても、税率が高くなるのを避けるため、少しずつ切り売りするという傾向が強まっているものである。こうしたことが、都心部の「ミニ開発」に拍車をかけ、住宅の質的低下を招く一因となつていゝることはいうまでもない。とすれば、この課税を軽減して土地の流動化を進めることを急ぐ必要があるといえる。

このほかにも、例えば住宅地をふやすために、市街化区域に近接する市街化調整区域を開発できるようにすることも必要であり、いわゆる「線引き」の見直しを進めなければならないであろう。ただ、この場合、市街化区域がふえれば、当該地方自治体は学校、道路、下水道などの負担がかさむこととなるので、こうした関連公共施設に対する国庫補助の拡大をはかる必要があるといえよう。

いずれにしても、土地政策については、すでに「規制の時代」は終わったといつてよい。政府は、一部の「地価抑制重点の姿勢を変えな」という批判に気がねすることなく、ここで、従来の地価対策に力点を置いた土地政策から、新しい時代の要請にもとづく供給促進の土地政策へと、大胆に百八十度の転換を敢行しなければならぬ。



銀座の花壇

尾関二郎

どこの町のどこの街路でもそうかもしれないが、わたしの勤め先、東京・銀座の歩道脇にある花壇の荒廃ぶりには、ほとほとあきれ返っている。

花壇と言っても、プラタナスを植えた周囲縦一メートル、横二メートルほどを赤煉瓦で囲ったもので、土の露出した樹の根元にわずかに草花を植えただけのものなのだ。その草花は主にさくら草であり、時々パンジーや松葉牡丹であつたりする。

ところがである。それらの草花類は五日と満足には持たない。何ぶん、花の周りは鉄とコンクリートである。土は一メートル平方ぐらいいしかない。しかもそれが何センチかの薄い層である。可憐なパンジーやさくら草が生きていけないはずがない。そこへ持つてきて、傍若無人の人間様の暴力

が働く。ひっきりなしの自動車は、

走っている限りは車道を通つて走るのだからいいようなものの、両側の商店に品物を積み下しする小型トラックやライトバンの運転手はところかまわず踏んづける。店員も飛び出してきて手伝うのだが、急ぐものだから草花などにかまっていられない。

そのため草花ばかりか、それを取り囲んでいる煉瓦の枠組みも無残に踏み倒されて崩れる。

わたしは園芸職人が煉瓦を埋めている場面を時にかけるが、いとも簡単に土にはめ込んでいて、これでは崩れるのも無理はない。草花はすぐ萎れたり、踏んづけられたりするものだから、園芸職人が常時植え換えをやっている。まるで賽の河原の石積みみたいなところである。

これは一体どこがやっているのか。都か区か沿道の商店会なのか。費用はどこから出るのか。人ごとながら気になることである。潤うのは園芸会社だけで、会社の職人はこちらが何の花か問いかけても、ブスツとしてろくろく返事しない。江戸川区の公園係長とかが園芸会社から収賄していた新聞記事を端なくも思い出す

のである。

こんな風景にはいつこうおかまいなく、若い女の子やサラリーマンが波のように銀座街頭に溢れているが、歩道の草花などは見向きもしない。

だいいち街路樹の根元に草花が植わっていることなどには気付きもしないのだ。沿道の商店主たちもいつこうに関心がない。気にしているのは園芸業者だけである。

わたしは欧米の都市を訪れたことがないのでよく分らぬが、ロンドンやパリやニューヨークの町で、歩道の街路樹の根元にシヨボシヨボと草花をあしらっているようなところがあるだろうか。樹木の根元の土を利用するのならば、しっかりと芝生でも張った方が気が利いているのではあるまいか。

わたしの娘はオーストラリアのシドニーに住んでいるが、その町では街路は一面の芝生で、歩行者は芝生の上を歩くのだそう。この秋、わたしはシドニーを訪れるつもりだから、あの町の街路の様子をよく見て来よう。日本の街路樹についてもわたしは若干の疑問を持っているので、あちらの町並も見て来たい。も

つとも、特産のユーカリが専らであろうけれども。広大なボタニカル・ガーデンを見るのも楽しみの一つだ。

(歌人、コスモス同人)

フジアザミの思い出

河野玉樹

毎年、残暑がきびしくなるころ、

山中湖畔に別荘をもっている友人から「泊りがけで遊びに来ないか」と誘いがかかる。もちろん、ことしも声がかかるはずである。最初に誘われたのは、別荘を建てた年で、もう十四、五年も前のことになる。「別荘の窓から富士山が、額に入れたように見えるんだよ」と興奮しながら電話してきたのを覚えている。私は二



話の広場

つ返事で夫人同伴の自家用車に乗せてもらい、おおはしやぎだった。草仲間から話に聞いていたアザミのなかでは世界最大といわれるフジアザミの実物を、なにがなんでもこの目で確かめかけたのだ。あのときの私は正直なところ、富士山なんかどうでもよかったです。

車中では、こんどは私の方が興奮しながら実物を知らないくせに「あの辺りには、馬鹿でかいお化けみたいなフジアザミというのがあるんだよ。中部から関東にかけての山地に自生しているんだが、特に富士山周辺に多いのでフジアザミというんだ。羽のような葉の縁に、昔の蓄音機の針みたいな鋭い刺がいっぱい生えているんだよ」などと「学」のあるところをぶちまくっていた。そのうち夫妻は思いあたったらしく、「ああ、それなら別荘の近くにもいっぱいあるよ」と口をそろえていう。私は拍子抜けしたが、いっぱいあると聞かされて興奮はつるばかりだった。

車は、いよいよ山中湖畔にでた。最初に目にとまったフジアザミは、湖畔から別荘地へ向う雑木林を抜ける道路の両端に列をなしていた。「あ

つ、あれだ、あれだよ、ちょっと止めてくれないなかなあ」と絶叫に近い声だった。私の植物好きを知っている友人は、いやな顔もせず、すぐ車を止めてくれた。いや、さすがにでつかい。花の大きいのは私の握りこぶしほどもある。丈も一メートルぐらいのがある。まことに壮大というか、あたりの雑草なんぞ一本たりとも寄せつけない威厳をそなえている。

紫紅色の花は、頭花という数百本の細い管状花の集まりが、一個の花のように見えるのだ。この中に体の半分ぐらいを突込んで蜜を吸っているミツバチもいる。ちよつと突つたくらいでは逃げようもしない。ガクのように見えるのは総苞で、これにも鋭い刺がいっぱい。そのくせ茎には、うぶ毛のような柔かい白い毛がびっしりと生えている。よつんばいになってあかず眺め、写真にもおさめた。ほんものをこの目で見た満足感が体中を走った。

翌日は河口湖方面にでかけたが、私はここでもまたまた興奮した。湖畔には、フジアザミの群落が入道雲を背負った富士山をバックに立ちだかっているではないか。勇壮な

一幅の絵画である。思わず「富士にはフジアザミが、よく似合う」とうなってしまった。友人夫妻が、腹をかかえて笑った。「月見草が似合う」と書いた太宰治のファンが聞いたら激怒するに違いない。

フジアザミといえば、人事院総裁だった故佐藤達夫さんから「天皇とフジアザミ」の秘話を聞いたことがある。佐藤さんには仕事を通じてよくお会いしたが、同好のよしみもあって、いつも仕事よりは植物談義の方に時間をついやすのが常だった。自ら「学生時代は法学部に籍を置き、植物学を専攻し……」と冗談をいわれるほど。天皇の植物ご研究のお相手もされていた人である。

秘話というのは、亡くなられる前年の確か正月の休みあけに聞かされた。佐藤さんがある夏、那須高原に陛下のお伴をされたとき、陛下が指さされた方を見ると、そこにフジアザミがあった。「キミねえ。陛下は前から気づかれておられたんだよ。那須まで分布していることは、当時学界でも知られてなかったから、この発見は、ねえキミ、陛下のたいへんなお手柄ちゅうわけなんだよ」

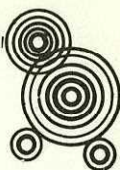
私はこのときも興奮した。フジアザミのシーズンが近づくと、独得の語り口で話された佐藤さんの人なつっこい笑顔が思い出されてならない。(野草研究家、牧野植物同好会会員)

記録無用論

熊倉正弥

ある企業の社史の執筆、編修にとりかかってから七年余になるが、なかなか思うようにははかどらないものである。当初は緊張もしたが、同時に、やや甘くみたらきらいがあつて、仕事がすすむにつれて後悔しなればならぬことになった。

何よりも、まず資料、記録の収集が思うようにならない。残つていそ



うなものが案外にみつからない。どこにまぎれこんだのか、初めからなのか、見当がつかない。枝葉の記録があつて幹となる部分のものがなから、確認できる記録に依拠して企業史を構築してゆくと、枝葉的な事実によりかかりすぎて、大本を誤まるおそれが多い。偶然的な出来事にひきずられて、必然的な流れを見失う危険は、どこまでもつきまとうのである。

これが官庁関係であつたら、だいぶん事情はちがつて来るだろう。起案だ、審議だ、決裁だと、ハンコをいくつもついた記録が山と積んであることだろう。その面からみると何省史などというのは、よほど作りやすいものだろうと外部からは考えられるのである。企業の社史作成者からみると、うらやましい限りだ。

だが、考えてみると、書いたり印刷されたりした記録、資料を年月順につなぎあわせてみたところで、質のよい歴史、正確な歴史ができあがるともいえないので、記録の多少ばかりを気にして歎くこともないかもしれないのである。

記録がないのは、それだけの理由があつて存在しないのかもしれない。記録というものが完全に正確、客観的なものともむろん保証はできない。推理と想像で補つておく方が、むしろ無難かもしれないのである。

さらに深く考えれば、完全な記録などが存在しないことが、われわれにとって結構なことらしくも思えるのである。一人の人間としてみても、その出生から現在までの記録がそろつていたら、それを読み返すたびに不愉快になり、自己嫌悪に陥るにちがいないだろう。都合の悪いこと、忘れたいことを忘れてしまふという良習慣が人間にそなわつていればこそ、お互いに呑気にくらしつていられるのではないだろうか。多少の欠点はある、過失もないわけではなかったが、自分は全体としては善良で有能な人間であると、ばくせんと考えて安心していられるのではあるまいか。

記録が完備していることが幸か不幸かは問題のある所で、ニクソン米大統領も執務室での会話のテープが存在しなかつたら、辞職しないです

んだかもしれない。明治維新の功臣などというの、あとあとまで生き残つた人物が自分勝手な宣伝をして、ひとの功績をそれとなく自分のふところへさらいこんだ形跡がある。これも詳しい記録がないから可能だつたわけだ。

記録が欠けていけばこそ、小説家などが、よくいえば芸術的創造力をふるい、悪くいえばせいぜいおのれの尺度にあわせた想像にたよつて、歴史小説を書くことができるのである。戦前史はおろか、太平洋戦争史だろうが戦後史だろうが、さまざまな解釈が横行できるのである。これをもつと、現在の瞬間も、むやみに記録を整備すべきでないのだ。

こういうことは、昔の人は実によく心得ていたのである。記録といふもののおそろしさを痛切に感じていたことは、エンマの序の浄ハリの鏡というものをおそれ、いくらウソをついても、かくしても、すべての行状がここにありありと映し出されては万事休すと考えていたのがその証拠である。

有難いことに浄ハリは実在しないらしいから、日記をつけるうえで

多少の苦心を加えておけば心配することはないのである。

(共立女子大学講師)

■クロスオーバーのすすめ

加藤秀俊

ちよつときくと、モダン・ジャズのごとくであつて、しかしリズムのほうはロック——そういう音楽を耳にするようになった。要するにクロスオーバーというやつだ。まあ、こんなふうには、カタカナで書くと、なんとなくあたらしい感じがするけれども、日本語でいえば混合音楽、折ちゅう音楽、とでもいうべきもので、べつだん、とりたててどう、ということでもない。

しかし、うちの子もたちから、



話の広場

クロスオーバーのレコードを借りてきて、書齋のプレーヤーにかけてきているうちに、日本文化というものは、まさしく、つねにクロスオーバーをやりながら展開してきたような気がする。

たとえば、近代日本の都市生活をかんがえてみよう。ついこのあいだまで畑であったところにブルドーザーがはいって宅地を造成し、文化住宅ができる。まだ隣接地には大根が植えられている。そういう郊外の開発などは、都市と農村のクロスオーバーであろうし、だいたい、都市生活のなんのといつてみたところで、東京のようなどころではその人口の六割が地方出身者なのであるから、これすなわち、クロスオーバー都市、とても名づけるのが適當だ。そして、お屋敷町に焼芋屋が入り、ごみごみした下町にブティックが店開きする、などという混住現象もクロスオーバー生活というべきだ。

明治の日本には、なかなかの知恵者がいて、伝統的なまんじゅうを近代化することはできないか、とかんがえた。折しも、西洋の製パン技術が日本に入ってきていた。まんじゅう

とパンとのクロスオーバー——それがいうまでもなく、あんパンである。いっぽうにカマドがあり、他方にあらたな熱源としての電気がある。そのクロスオーバーが、電気釜という卓抜な発明品をつくりあげた。浴衣の生地と洋装のクロスオーバーがアツパツパになり、横浜あたりの外食用食堂、すなわちチャブ屋で使っていたテーブルがタタミ生活とクロスオーバーしてチャブ台をつくる。とにかく、身辺、どこを見まわしても、われわれの生活はクロスオーバーの累積であり、そうかんがえてみると、クロスオーバーの音楽というもの、あんパン、チャブ台のたぐいで、べつにあたらしいともおもわれぬ。

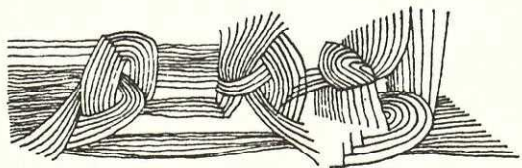
だからいけない、というのではない。およそ文化というのは、異質なもの同士が互いにおつきりあい、そこで一種の化学反応のごときものを起こして、ややむつかしくいうと、弁証法的な展開をとげてゆく過程のことなのであるから、クロスオーバーこそが、文化生成の原動力であるともいえる。とりわけ、日本文化などは、古代以来、土着と外来のみごとなク

ロスオーバーで形成されてきたのだから、日本文化そのものが巨大なクロスオーバーの大集積なのだ。日本のよさは、たぶん、その文化的事実のなかにある。

と、こんなふうにかんがえてきて、ほんとうは、もっとクロスオーバーすべきところがいっこうにその気配をみせていないことに気がついた。たとえば、官庁のタテわり行政。とにかく、おなじようなことを、各省庁がやっていて、横の連絡がまったくない。このへんのところには、クロスオーバーの思想が導入されてしかるべきであろう。残念なことに、このタテわりシステムは、大企業などのなかにも入ってきて、各部署が連絡のないままにうごいている。そのおかげで、ずいぶんムクも出てくるし、人間的なおもしろさもなくなった。官庁、企業、大学など、もろもろの「組織」は、クロスオーバーを拒絶するかたむきが濃厚なのだ。とすれば、社会のなかのこれらの部分には、クロスオーバーの冒険と実験が必要であろうか、とおもわれる。いわゆるクロスオーバー・サウンドというやつはいささか陳腐になって

しまったが、原理としてのクロスオーバーは、組織論のなかでもういちどかんがえなおされてしかるべきであろう、とわたしはおもう。

(学習院大学教授)





茨城県土木部長

花村俊彦

茨城県と土木行政

私は、佐賀県から赴任して、まだ三ヶ月しかたつておらず、今のところ本県の実情を勉強中というところなので、本県の土木行政についてのほり下げた議論はさげ、これまでに感じたことを中心に話題としてみたい。

まず県勢の概要からみると、

- 人口 二四四万余人
- 土地面積 六、〇九〇km²
- 都心からの距離 三五〜一六〇km
- 海岸線延長 一七一km
- 市町村数 九二

である。人口は年率約四%、数にして四五万人が増加しており、県北の一部を除き、広大な平坦地を有しているので、人口は比較的分散し、最高の水戸市でも二〇・七万人で県全体の一割に満たない。また大平洋に面していることから、雨災害の少ないところでもある。南側は、千葉、埼玉に接するが、県境一三四kmの間は利根川を境にしており、昭和三四年までは、この間わずか四つの橋梁しかなく、文化、経済が東京を向いておりながら、交通は利根川にはばまれていたことになる。

可住地面積が広く、人口分散との関連から道路が延びて整備が遅れ、上下水道の普及率が低いなど、東京と至近距離にありながら各種公共施設の立遅れが目立ち、開発も遅れてきた。

しかし、東京に、より近い他県の状況を見るとき、むしろ茨城の遅れは貴重なものであり、じつは、これが真の発展性を内蔵させているのだと私は考えている。開発には、水と緑と適度の空間が必要であり、どれが欠けても破壊につながる。その点、茨城は、首都圏の中にあつて、これらの要素を県域全体にもつている貴重なところである。

そこで、発展過程における茨城の土木行政のもつ役割は特に大きく、また大切な時期でもある。鹿島や研究学園都市の開発、高速自動車道路の建設等大型開発に併行して、発展基盤の整備としての道路、河川、港湾、下水道や住宅など国、地方公共団体の事業はもとより、民間諸開発の誘導も、土地利用との調和を基本として進めることによって、良好な生活環境を創



建設すすむ筑波研究学園都市

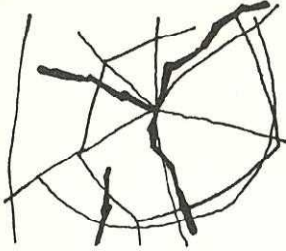
造することができる。

一般的には、土地利用と基盤整備と開発のテンポを質量共に調和させることは、極めてむずかしい。しかし本県の場合、百年の計に悪影響を及ぼすようなものは、まだ見当たらないので、県民の福祉と調和ある発展を基本として、茨城を囲む諸条件をいかしながら土木行政に当れば、県民一人一人が、どこよりも生活しやすい「茨城」にすることのできる可能性をもっているところだと考えている。



完成した防災拠点ビル（白鬚東アパート）

世界に例のない防災拠点が 一部完成



東京都墨田区白鬚東地区

宮城県沖地震による仙台市のガス、電気、水道やマンションなどの深刻な被害で、「東京だったら、どれほどの被害が出ていたか」という恐怖が、広がっている。東京では、都、各区の行政で「震災対策」が、あらためてクローズアップされている。

ゼロメートル地帯の防災構想

こうしたなかで、都が、四十七年以来、建設にあたっていた墨田区内の「白鬚（しらひげ）東地区防災拠点建設事業」による防災拠点ビルが、今春、一部完成し、夏までに周辺住民の移転も終る。都建設局が「世界に例がない」と説明するビルである。宮城県沖地震による東京の「震度4」にも、びくともしない安全さを見せつけた。しかし、大東京の中で、この防災拠点は、あくまで、一つの点にすぎない。都が当初計画した六地区の防災拠点のなかで、具体化したのは、「白鬚地区」だけである。

東京の隅田川と荒川に囲まれた墨田、江東両区は、永年の地盤沈下により、海面下のゼロメートル地帯がほとんどだ。さらに、木造家屋の密集地帯が多く、震災時の被災が早くから心配されてきた。このため、都は、四十四年十一月、都市改造会議において、「江東再開発基本構想」をまとめた。さらに、当時、「大震災六十九年周期説」が、専門家によって指摘されたことが

ら、都は、基本構想の計画実施期間を早めることとなり、四十六年九月、基本構想を十カ年計画とすることに改訂した。

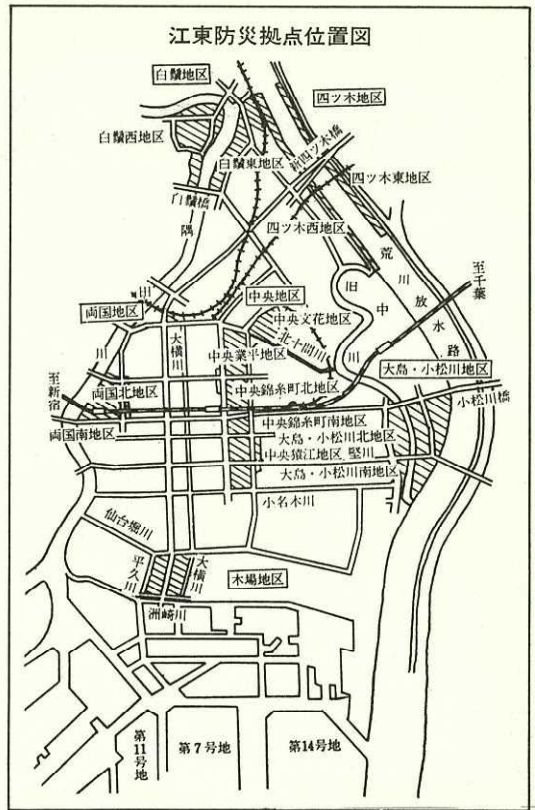
この基本構想の柱となる事業が、「防災拠点建設事業」なのである。考え方は、密集住宅地の再開発によって、広大な空地を生み出し、空地の周辺に城壁のように、防災設備を完備した高層ビルを配置する。空地内には、食料、飲料水を保存し、医療センターを設置する。

震災発生に伴って火災が発生するが、周辺住民は、この拠点内の空地に避難する。城壁がわりの高層ビルが、猛火を防ぐ、というわけである。

この基本構想による防災拠点建設地区は、白鬚（東・西）地区、四ツ木地区、大島・小松川地区、木場地区、両国地区、錦糸町地区の六カ所であった。この六地区は、それぞれ五十―百haとし、各地区相互をつなぐ地帯を不燃化し、避難民が、安全に逃げ込めるようにする、との構想であった。

まるで軍艦のように守るビル

この中で、最初に具体化したのが、墨田区堤通の「白鬚地区」である。防災拠点面積三十七・九ha。うち、十八・五haは、都が、鐘紡の工場跡地を買収したもので、都有地が広がったため、事業を進めやすかった、といえる。事業は、



四十七年九月、都市計画決定、五十年二月に事業決定し、今年三月、一部地区の防災ビル二棟が完成した。

この防災ビルは、地下二階、地上十三階。耐震構造で、関東大震災級の大地震にも「壁にヒビが入る程度」という。震災時に、ビルの内側の空地に逃げ込んだ避難民を守るため、耐火装置がいくつも取りつけてある。まず、両棟の中央部にある避難ゲートの「鐘淵門」は、高さ十二層、幅六層もあり、門の上や五階などに三十五層は飛ぶ放水銃が、七個設置されている。

さらに、ビルの表側は、各戸のベランダに防火シャッターがついており、このシャッターの上には、過熱を防ぐため、ドレンチャー（散水

器）も設置されている。また、各戸の室内には、スプリンクラーもつき、テレビカメラ八台が常時、火の気の監視を続けている。この散水用の水槽は、建物基礎部分に、約四千五百リットルが用意されている。発電機も千*Wのが二基設けられ、一週間分の燃料も備蓄されている。

両ビルを見上げると、まるで軍艦のようなので、周辺住民は「軍艦ビル」と呼ぶ。それぞれ、都営住宅と市街地再開発住宅なのだが、この防災設備のため、同規模の通常の都営住宅と比べて倍近い百二十億円の建設費が、投入された。

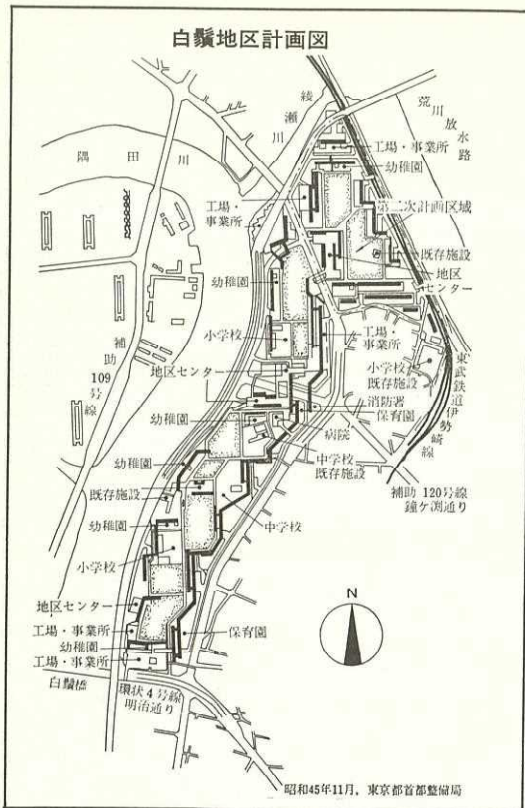
いたれりつくせりの移転住民への配慮

このビルには、防災拠点地区内の木造住宅に住んでいる五百四十二世帯が、五月中旬から引越し始めた。木造住宅を取りこわし、さらに防災ビルを建築するためである。ビルは二DKと三DKがあるが、三DKは六十八平方メートルの広さで、家賃は月二万八千三百円。それも、八年間は五割引という好条件。

さらに、移転住民の中に、自宅で零細なプラスチック製造、プレス加工を営む人が多い。高層住宅内には、機械は置けないから、住宅一階の前に、広さ十八平方メートルから三十平方メートルまでの作業所が三十三も併設された。町工場主は一階に住み、ベランダから階段を下りて、作業所に通勤できるようにになっている。このほか、比較



避難ゲート「鐘淵門」
7個の放水銃がつけられている



的大きい工場のために、ビルから一*離れた防災拠点内に、鉄筋コンクリートの共同工場もできた。工場は七千平方メートルの盛り土をした用地に、基礎グイ二千四百本も打ち込んであり、壁の厚さも、普通のビルの倍近い耐震工場である。一方、ミシンかけや皮細工などの家内業者用には、住宅の中で八戸が、部屋の一つを大きな床張りにした「作業室」が用意された。

こうした移転住民へのいたれりつくせりの配慮は、都建設局と移転住民の団体、白鬚東地区防災協議会連合会(酒井孝祐会長)の度重なる話し合いで決められた。「住民参加」をかかげる革新都政とあって、「江東再開発基本構想」でも、「計画段階から積極的な住民参加を求め、事業

の推進を図る」としている。防災拠点事業が、震災対策の目玉事業であるため、「何としても、完成にこぎつきたい」との都の執念もあった。都江東再開発事務所では、「相当、住民の希望をとり入れてまして……。これからは財政難で、とても、これだけ余分な経費をかけるわけにはいかなくなる」という。

このため、ほとんどの住民が、喜んで移転している。防災ビルの裏は、隅田川が流れる。十七年ぶりに復活が決まった隅田川花火大会は、すぐ下流で打上げられる。「防災ビルは、特等席だね」と、住民は、心待ちにしている。

「白鬚東地区」の防災拠点は、五十八年度に、全事業が完工する予定だ。そのときには、地上

十三階建の防災ビル十四棟が、隅田川を背に、「万里の長城」のように横につながって建ち並ぶ。この長城と、隅田川の間に、八・八haの避難広場もできる。震災時には、約九万人の避難民が、この広場に逃げ込み、防災ビルが、押し寄せる猛火や竜巻を、くいとめるはずである。

ここでも石油ショックなどによる

計画変更

ところで、「江東再開発基本構想」によって、六カ所に建設されるはずだった防災拠点は、石油ショック以来の不況による都財政の悪化のため、大幅に計画変更をせまられたのである。都は、去年十二月、「落ちこむばかりの経済と、



零細な工場を営む人のための作業所



緑とレンガが落ちついた雰囲気をかもしだす中庭

それがもたらす大幅な税収の目減りは、第三期革新都政の進路を示す道標であり、年度予算編成のガイドラインである行財政三カ年計画にも大きな影響を与えずにはおきません。いやがうえにも困難を増した財政状況の下で、どうすれば都民のための都政の姿勢を貫き、その基本任務をまっとうすることができるか。今回の三カ年計画の改訂は……」（都行財政三カ年計画、1977年、での美濃部知事のまえがきより）として、都行財政の見直しをまとめた。

この三カ年計画で、江東防災拠点整備再開発事業は、白鬚東地区、白鬚西地区、亀戸・大島・小松川地区、木場地区に、限られている。地域住民の反対が強く、公共用地も少なくて計画実現がむずかしい、とみられている両国地区や錦糸町地区では、事実上、計画延期されたのである。

残った拠点地区でも、大幅な計画変更がなされた。「木場地区」では、計画が発表された四十八年春、「昔から材木を扱ってきた木場の業者が、鉄筋の高層ビルに入居したくない。震災対策はわかるが、一方的な計画」と、反対運動を盛り上げた。このため、「都行財政三カ年計画」では、高層建築は建てずに、避難広場と、木場記念公園建設が中心になっている。

まだまだ科学にはほど遠い防災

このほか、同三カ年計画では、五十五年度までに、亀戸・大島・小松川地区（すでに二十五・八haを用地先行取得済）で、街路、公園築造、用地補償にあたるが、五十五年度末になっても、全体計画の達成率は、六・二％にとどまる。また、白鬚西地区（先行取得用地二十三・八ha）は、事業計画作成にあたるが、やはり達成率は三％にすぎない。当面、震災対策に役立つ防災拠点は、五十五年度末に五六・六％ができる白鬚東地区だけ、といえる。

都防災会議地震部会は、六月九日、関東地震クラスの大地震が発生した場合の二十三区内の被害想定を発表した。被災者約三百五十万人、死者約三万五千人、とはじき出している。この数字でも、関東大震災を体験した江東ゼロメートル地帯の区政担当者には、「こんな程度ですむはずがない」との批判が強い。墨田区は、公園や児童遊園の地下に、貯水タンクの設置を進め、都が五十二年度から始めた「ミニ防災拠点」についても、積極的に用地買収のための地主の説得にあたっている。江東区でも、公園に非常用の井戸設置を決めるなど、とぼしい財源で、苦心の防災対策に取り組んでいる。しかし、江東ゼロメートル地帯の六十万人の避難民を収容できるはずの防災拠点建設事業の立遅れをカバーするには、あまりにささやかな努力である。

白鬚東地区の防災ビルに移転した墨田区堀通りの住民は、実は、関東大震災や戦火で、下町地区では、奇跡的に被害をまぬかれた人々である。人々は、これを町内の稲荷、「小松島稲荷大明神」のおかげと思い、深い信心を続けてきた。防災ビルへの町をあげての移転で、この稲荷をまつ場所がなくなり、本神社の茨城県・笠間稲荷神社に返還した。この住民は、これから防災ビルという「科学」に守られる。しかし、大多数の都民は、いまだ、「神仏」の加護に頼らざるをえないのが、実情である。

建設大学校の研修対象者の受講基準については、本誌第二・三合併号にその基本的な方針の一部を述べたが、実施にあたっての具体的な進め方を紹介することとする。

❖受講者の経験年数

まず、研修の体系化の観点から、建設行政経験年数がどの程度に達している者を建設大学校の受講者とするかの問題だが、すでに紹介したように、一定の基準の係長以上を対象としているものの、これと同程度とみなされる場合も含むこととなっている。さらに、建設大学校研修基本方針として研修の再編成は漸進的に行なうことにしており、これらの方針をふまえ、受講者は高校卒業後おおむね一〇年間建設行政に従事した者または大学卒業後おおむね五年間を経た者を一つの区切りとみなして、年齢二十七歳を受講者の一応の下限年齢としている。

❖受講者の年齢幅

また受講者の年齢幅については、研修効果からすれば、できるだけ小さいことが望ましい。その意味では年齢幅は一桁としたところだが、前述の漸進的な再編成という方針をふまえて、おおむね一五年の幅をとり四十三歳を上限年齢としている。ただし、これは一般論であって、新規採用研修・管理者研修などはこの例外である。また一般的なコースでも、職種によっては対象者が必ずしもこれにそぐわない場合もあり、そこは実態に応じて幾分の余裕をみているケースもあるが、基本的にはこの考え方を基準に研修員の選定が行われている。また、一五年という年齢幅は一応最大値と考えているので、実際にはこれを縮めて八年と定めているコースもある。

ちなみに、自治大学校における研修をみると、県、指定都市およびこれに準ずる市の課長補佐、係

長クラスを対象とする課程では、受講者の選抜要件を四十三歳未満三十歳以上としている。委員会のレポートは、年齢幅の縮小についての検討をコメントしているが、これに引き続いて行われたレポートでは、直ちに年齢の要件をきびしくすることは困難であるとの報告もなされている。

建設大学校では、さらに研修コースに応じて受講者の当該義務にかかわる業務経歴の提出を求め、選抜にあたっての参考資料とし、研修効果をあげるようはかっている。

❖受講者の選考・カリキュラム編成

なお、受講者の選考あるいはカリキュラムの編成等にあたっては、本来、受講者の全数調査が行われていることが望ましい。例えば、栃木県では研修態勢の改善措置として研修経歴カードの整備およびコンピュータによる研修管理システムの確立をめざし、そのための

規程を設けるなどのシステム化はかられている。建設大学校の研修は、現在のところ、そこまでシステム化されておらず、システム化のための調査研究を近い将来実施すべく検討中であるが、それまでの次善策として等価受講制度と仮称している指標を用いている。

誌面の関係から詳細は省略するが、これは受講者の過去の研修履歴を記入した学籍簿をもとに、例えば各職種ごとまたは各職場ごとの研修受講の態様を時系列的にながめ、かつ職種に関係なく比較検討できるようにした無次元指標であり、受講者母集団を判断する一つの資料となり得るものとみられ、受講者選定の一助として五十三年度にも一部適用をはかった。

前述の受講者の年齢要件は、受講者選定にあたっての静態的な側面からのアプローチであり、後述の等価受講制度は、受講者母集団の態様をみつめることに着目している動態的な側面からのアプローチといえよう。建設省建設大学校教務部長 山内恒雄

岡山県の建設研修

概要

(財)岡山県建設研修センターに委託している。

◎岡山県建設技術センター研修協議会

岡山県の建設研修は、昭和四十八年四月から、それまで岡山県自治研修所が行なっていた職員研修のうち土木、農業土木、用地等に関する研修が岡山県建設技術センターに移管された。それにもない、従来の県および市町村職員に加えて、建設業従事者の研修も同センターで行なっている。

◎財団法人岡山県建設研修センター

岡山県建設技術センターは、昭和四十八年四月から、それまで岡山県自治研修所が行なっていた職員研修のうち土木、農業土木、用地等に関する研修が岡山県建設技術センターに移管された。それにもない、従来の県および市町村職員に加えて、建設業従事者の研修も同センターで行なっている。

研修業務の運営

研修にあたる機関と業務の関連は次のとおり、

県、県市長会、同町村会、建設業協会など関係七団体が出資設立した財団法人で、県建設技術センターから研修の実務を受託し実施している。

研修の基本方針と実施上の重点項目

建設業従事者ならびに県、市町村の建設行政担当職員の研修と建設工事の材料試験を行うために設けられた県の附属機関で、研修計画の策定、研修の実施の業務を行なう。研修計画の策定にあたっては、岡山県建設技術センター協議会の意見を求め、研修の実施は、

研修を効果的にするには、ある程度の期間、集中的に研修を行なうことが望ましい。が、建設業はもろろん県や市町村でも研修のために長期間、業務を離れることはなかなかむづかしい。これが研修

(一) 県職員		(二) 県・市町村職員合同		(三) 市町村職員	
研修名	対象者	研修名	対象者	研修名	対象者
コンピュータ入力	設計積算を行っている職員	舗装業務担当職員	舗装業務担当職員	市町村工事	土木・農業土木業務担当職員
フォートラン	電子計算機に関心の職員	技術職員	技術職員	測量初級	技術職員
コンピュータ技術計算	"	工事担当の主任	工事担当の主任	災害復旧事業	土木・農業土木業務担当職員
道路事業	技術職員	課長補佐級以上の職員	課長補佐級以上の職員		
主任(技術)	工事担当の主任				
土木工事	技術職員				
測量技術(クロノイド)	"				
河川事業	"				
土木工事施工管理概論	課長補佐級以上の職員				
舗装業務担当職員	舗装業務担当職員				
技術職員	技術職員				
工事担当の主任	工事担当の主任				
課長補佐級以上の職員	課長補佐級以上の職員				
設計積算を行っている職員	設計積算を行っている職員				
電子計算機に関心の職員	電子計算機に関心の職員				
"	"				
技術職員	技術職員				
工事担当の主任	工事担当の主任				
土木工事施工管理の専門的研修と現場指導の要領の修得	土木工事施工管理の専門的研修と現場指導の要領の修得				
クロノイド曲線の設計と設置およびマイクロコンピュータによる計算手法の修得	クロノイド曲線の設計と設置およびマイクロコンピュータによる計算手法の修得				
河川事業の基礎知識と現場監督に必要な技術の修得	河川事業の基礎知識と現場監督に必要な技術の修得				
中級管理者に対して土木工事施工管理の意義について研修	中級管理者に対して土木工事施工管理の意義について研修				
舗装工事の基礎知識と現場監督に必要な技術の修得	舗装工事の基礎知識と現場監督に必要な技術の修得				
工事写真の撮影方法、基準についての現場指導の要領の修得	工事写真の撮影方法、基準についての現場指導の要領の修得				
道路管理業務の基礎知識の修得	道路管理業務の基礎知識の修得				
用地取得事務処理上必要とする知識の修得	用地取得事務処理上必要とする知識の修得				
用地業務についての専門および関連知識の修得	用地業務についての専門および関連知識の修得				
林道事業の実施および災害復旧に必要な知識と技術の修得	林道事業の実施および災害復旧に必要な知識と技術の修得				
契約に関する事務および民法上の諸問題について研修	契約に関する事務および民法上の諸問題について研修				
公共土木事業の実施に必要な測量の基礎知識の修得	公共土木事業の実施に必要な測量の基礎知識の修得				
災害復旧事業実施の基礎知識の修得	災害復旧事業実施の基礎知識の修得				

の機会を少なくしている原因でもあるので、研修科目は階層別、専門別に細分化して日数の短縮を図っている。

また、専門研修の効果は、理論や法規を並べたてるよりも、いかにこれを実地に応用し得るかにかかっている。そのため実習に主眼を置き、演習や事例研究をより多く取り入れて、体験による習得を原則としている。とくに建設従事者の研修では、県内の主要地区数ヶ所で出張研修を企画して現場に直接結びつきたいきめ細かい研修を行ない、同時に研修機会の増大を図っている。

実施上の重点項目は、岡山県でも「土木工事施工管理基準」の施行により施工管理体制の強化が図られているので、工程管理、品質管理などの研修を充実し、基準の徹底を期することになっている。

昭和五十三年度の研修は、表のように予定されている。

問題点と今後の方向

現在かかえている問題は多いが、集約すると次の二点にしぼることができる。

その一つは、専門的な基礎知識や技術の研修には、現場に即応した理解しやすいテキストが少ないということ、次には、各業種にわたって最も研修を必要とする人材が目前の業務に追われ、研修の機会を得られないことである。

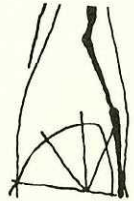
第一の問題を解決するため以前から苦心を重ね、すでに初心者のための工事測量と丁張り設置などを解説した「土木技術者のための工事測量」を、また今回、工事写真の撮影方法や基準を集成した「土木技術者のための工事写真の撮り方」を刊行し、これにもとづいて研修を行なっている。今後各分野についての平易なテキストの作成が望まれる。例えば品質管理を徹底するには、各企業が行っているQC活動のテキストの建設事業用ともいべきものが必要であろう。

第二の点については、今年度からは研修計画書とともに研修日程のポスターを作り全業者に配って啓蒙に努めている。今後も研修教

研修名	対象者	研修目的
土木工事施工管理 道路事業 工事検査 農業土木初級	土木関係職員 土木関係職員 土木関係職員 土木関係職員	土木工事施工管理の専門的研修と現場指導の要領の修得 道路事業の基礎知識と現場監督に必要な技術の修得 検査業務の向上を図り適正かつ公正な検査技術について研修 農業土木事業の計画・実施・監督ならびに土地改良財産の管理に必要な基礎知識と技術の修得
経理初級 経営者 工事測量初級 土木工事 施工管理 土の現場 密度測定 主任技術者 設計積算と 実行予算 測量技術 (クロソイド) 工事写真 土木工事 設計積算 コンクリート業 舗装業初級 造園業	経験年数の浅い事務職員 経営者または経理責任者 経験の浅い技術職員 現場管理にあたる技術職員 数年以上の経験のある技術職員 測量経験のある技術職員 写真管理にあたる技術職員 建設コンサルタント 業の技術職員 コンクリートおよび舗装業の技術職員 経験の浅い技術職員 技術職員	複式簿記の仕組み、工事台帳の作成方法等経理事務の初歩の修得 自社の決算書を分析し計数的経営管理について研修 工事に必要な計算、水準測量、曲線設置法などの測量の初歩および丁張りのかけ方等の修得 工程管理、品質管理等の知識と技術の修得 土工の品質管理の中で測量頻度の高い土の現場密度測定の手法の修得 現場主任のあり方、工程管理、原価管理技術の修得 土木工事の設計積算体系、工事費見積りの算定、実行予算手法の修得 クロソイド曲線の概要と測設手法、ポータブルコンピュータによる現場計算手法の修得 工事写真の撮影方法と基準の修得 県及び市町村の災害復旧工事申請設計書作成に必要な設計積算技術の修得 コンクリート材料試験、配合設計、品質管理の専門的技術の修得 舗装構造の設計、路盤工の品質管理等の基礎知識の修得 造園の施工管理について研修

育の必要性についての認識を深めるための活動を行なうとともに一層の研修内容の充実を図るよう努力を重ねている。

講師からのたより



用地と研修

建設省関東地方建設局用地部長

田中 實

六月十六日から関東地方建設局の用地部に勤務することになった。前職の計画局公共用地課長より、いっそう身近に用地屋さんと接触することとなったわけである。もちろん、私は用地屋さんと呼ばれるほどの経歴を持ち合わせてはいない。たかが二年間、用地関係の職務に従事しただけである。しかも、本省の勤務のため、地元被補償者と直接に接衝することもなかった。二〇年三〇年と長い経歴を誇っておられる用地屋さんとは、比べようもない。

「用地」「用地屋」という言葉は、庶民的な響きをもっている。官僚臭がまったく感ぜられない。礼節をわきまえた、やわらかな物腰。おだやかな話し振りの中に垣間見る心の強さ。長い間の用地交渉を通じて、無理な要求にも耐えぬ

きながら、数多くの難問を処理されてきた体験がにじみ出ている。用地関係の情報や知識の吸収の方法には、他の面と異なる要素がある。

他の多くの分野では、基礎的な勉強は大学で習得する。また日本の社会の集団は、大学時代に学んだ学部学科で決まってしまうことが多い。

法律や経済を学んだ人は事務屋。土木学科に学んだ人は土木屋。建築学科を終えた人は建築屋。しかし、大学に用地学科というものはない。

就職して、職場の実務や研修を通じて学んで行く。そのために、用地関係の研修は実にさかんである。国・地方支および部局、課などで多くの研修会が催されている。研修に対する要望も強く、研修生もたいへん熱心である。これは、他の分野と異なる特徴である。用地には、研修がきわめて重要であることも強調しておきたい。

この用地の研修も変化しつつある。三〇年代前半までは、いわば多く名人芸的職人的な用地事務処理であった。この時期は、用地事務の習得は実務を通じて、親方から学ぶ職人のような方法でなされてきた。三〇年代に入って、大量公共

投資の時期を迎えると、補償事務もそういった処理ではさばき切れず、マस्पロ的処理が必要となった。三七年には補償基準が制定された。

名人芸的補償処理が理論的補償論へと変わった。この近代的用地処理は、多くの理論を必要としている。法学から建築、林学、農業経済と多方面な理論を基礎としながら、土地補償理論、

建物移転算定論、立木補償論を展開する。この補償理論は、あくまで、権利義務論を中核とした「評価の理論」であったと言えよう。

現在の補償には、住民参加、事業損失、現物提供、財産権補償より機能の重視等新しい流れが押しよせてきている。これらの課題は、権利義務論を中心とした評価理論では処理し切れないものである。

建設研修センターでも、昨年から新たに紛争アセスメント研修の課程を設けられた。従来の評価理論は、なお重要であることには変わりない。しかし同時に、行政処理的能力、計画策定能力。行政平衡感覚がさらに重要視されよう。

補償評価論に加えて、住民参加論、環境アセスメント、公共投資論、事業計画の策定方法等を加えた、大学院的用地研修コースが新たに必要となってきたのではないだろうかと思う。

派遣者からのたより

研修担当者として 考えること



愛知県道路建設課

野村 志真夫

研修や講習がほとんど行なわれていなかった、あるいは参加することが職場の中であまり一般化していなかった昭和三〇年代初期に私は奉職した。そういう私にとって、現在の研修の状況はまことにうらやましいと感じざるをえない。

この現状は、世の中が進歩するにしがたって人々の価値観が多様化し、その結果、私たちが携わっている土木行政も複雑多岐となり、各種の新しい知識が求められるようになったためでもあると思う。

このような時期の昨年一年間、私は職員研修担当として、各種講習会や研修会へ職員を派遣する世話をさせてもらった。特に昨年は景気刺激のチャンピオンとして登場した公共事業の増大で、職員は業務に追われ、一人でも職場を離れることは他の職員への負担が重くなった。研修参加職員の推選にあたって非常に苦慮したのはこの点である。それでも、ほとんど予定通り研修・講習会の開催とその参加がなされたことは、職場関係者がその意義を理解された結果であると思う。研修・講習会参加の意義や効果を量的に評価することは、一般的には難かしいので、長期的・永続的に講習会を実施していくためには関係者の理解がぜひとも必要になる。そこで研修・講習会の内容としては受講者が職場に戻って、他の職員へ話題として提供しやすい新しい「知識」や「アイデア」等を盛り込んだものでなくてはならないと考える。

もちろん研修・講習会への参加は、「職場を離れて仕事を考える」、「他の職場の人々との意見交換を行う」ことなどの意義が大きい。本誌第五号で長崎県の副島さんが述べられておられたように、今後、実践の業務に密着した内容を中心にした研修・講習を期待してやまない。

研修生からのたより



ダム管理（操作実技訓練） 研修に参加して

新潟県新発田土木事務所ダム管理課

嵩岡 克彦

ダム管理に従事する私達にとって、洪水調節を安全で速やかに操作することが使命となっています。とくに異常気象時に洪水調節計画を立て操作を行うには、非常に高い能力が要求されます。今までは、わずかの経験で洪水調節を行ってきましたが、最近は整備された操作規則も作られ、ダム放流による下流河川の安全確認も複雑になってきたため今までの以上の高度の能力を要求されているといえるでしょう。

これに答えるため、現在、ゲートの自動制御電子計算機の導入等も行われており、私達はこれらの機器を最大限活用し利用することにより、複雑化している洪水調節に対処しなければなりません。それには異常気象を再現させて訓練することがいちばんですが、しかし、これは不可能なので、これらの機器を十分使いこなせない面が多く出ています。

これらの問題を解決するには、ダム関係のシミュレータ装置があればと考えていたところ、今回のダム操作訓練のシミュレータ研修で、洪水調節の仕事の各自分担や一連の流れの操作を試したことは判断力の養成に非常に役立ちました。また流入量等の手計算と電子計算機との比較では、流量計算の基本をしっかりと身につけることができたと思います。さらに異常洪水放流時における操作方法の習得は大きな自信につながりました。

今後でもできるだけ多くの人をシミュレータ研修に参加させ、今まで経験だけにたよっていた能力を開発することで、電子計算機等の管理体制のもとでの洪水調節はより安全で確実なものになっていくと思います。

街づくりを考える

八王子市

まちづくりの基本構想

- ①各種の中核管理機能、研究開発機能をもった機関を誘致する。
- ②近隣市町村の商業の中心となるよう魅力ある商業都市を形成する。
- ③既存の工業振興と無公害工場の誘致を行い、職住接近をはかる。
- ④恵まれた自然を生かし、広域的なレクリエーションゾーンとして観光開発をすすめる緑豊かな観光都市をめざす。

そこで、まちづくりの具体的な進め方をあげるならば、土地利用計画にもとづき、区画整理による市街地開発、道路、上下水道、公園などの都市施設を整備し、市街地の形成をはかっていくこと。そして、これらの計画を策定する時の発想の基本が“3G計画”です。

3G計画

Grand city 集住都市…都市としてのあらゆる施設・機能を備えたまちで、市の中心部につくる。

Garden city 庭園都市…自然環境と調和のとれた住宅地域で、市の周辺部につくる。

Green city 緑住都市…無計画な開発をストップさせ、周辺丘陵部の緑豊かな自然を保全しながら大学など文教施設を配置する。

市長

後藤 聡一



八王子市企画部長

八王子市秘書主幹

慶応義塾大学教授

(財)地域開発研究所長

(財)地域開発研究所調査研究部長

小林重己
鈴木秀雄
高橋潤二郎
村上研二

八王子市概観

八王子市は、少し前までは、いわゆる「織物の八王子」であった。どこにあつて、どんな都市なのかよく知らない人達でも「織物の八王子」のことは知っていた。それは、この織物が値ごろな着尺物であり、風合いも普段に穿着て歩くのに丁度良かったので、広く一般の人達の間浸透していたからかもしれない。

その後、ニットの生産へと移ったものの繊維産業をとりまく環境は厳しく、現在は浮沈のはげしい繊維産業から足を洗い、電気機器、精密機器等の機械工業が八王子市産業の中心を担うに至っている。しかし、ここからは八王子の特色を印象づけるイメージは得られず、その後には大挙して押し寄せて来た大学群によって、今や学園都市の八王子へと変身しつつある。

① 八王子市の位置—東京の奥座敷—

視界はるかに延びる武蔵野台地、その人口急増地帯を横目にひたすら西へ進むと、うねうねと続く丘陵にかこまれた八王子盆地に入る。ここから先は山を越えてすぐ山梨県という、いわば関東平野の最西端、東西にひろがる東京の懐深くにあつて、八王子は東京の奥座敷ともいわれている。

この八王子市は、巨大都市東京をひかえつつも、その地域特性によってかなり独自の歩みを経てきたことは、その鉄道路線の入り組み方などからもうかがい知ることができる。

国鉄は、新宿副都心に直結し通勤人口の大きな波を

高橋 八王子というと、皆さん住み易いということをよく言われますね。これは何なんでしょうね。

小林 やっぱ、災害がないということでしょうね。

後藤 その点については、台風は大体、南あるいは西南からやって来るんですが、西は富士山で遮蔽されるんじゃないかと思うんですけど、どういうわけか千葉の方へそれとしまつて、そんなに大きな台風の被害を受けたことはない。地盤は非常にしっかりしているということも地震学者が言っていますが、八王子では大きな亀裂とか家屋の倒壊とかいうものは、過去の歴史を見ても少いですね。北陸や日本海沿岸のようにフェーン現象のような災害も、ここにはないですね。そういう点は住み良いと言ってよいと思います。

人情的なものもあるでしょうし、環境もそういった面がありますね。

高橋 緑も多いですね。東京都の中でも特に緑が残っているんじゃないでしょうか。

後藤 そうですね。これも八王子の良さになるような気がしますね。いかに開発が進んでも緑は永久に残さなければいけないと思います。

また、歴史が古いだけに古くからのお祭りだとか伝統があります。歴史の重み、市の文化とつながってくるんじゃないかと思えます。

高橋 首都圏といいますが、東京の大都市圏の

中で、八王子というのはひとつの風格をもっているといえますか、別格なんじゃないんでしょうか。

後藤 そうですね、事実皆さんそうおっしゃって下さっていますね。この風格をこわさないようにしていかなければいけないと思うんです。

商業を核とした街づくり

高橋 そういう歴史的な良さとか、あるいは自然の良さということで、近郊都市の伝統というようながありますが、一方で最近、郊外化することによって、あるいは大学ができることによって、だんだんイメージが変化をしていく。そういう方向で、将来どうでしょうか。市長さんのお考えでは――。

後藤 八王子は、今でも正直いって機業に結びついてはいるんですが、この火は消してはいけないうと思えます。一〇年二〇年の歴史でなく何百年と続いた歴史の中では、非常に繊細な技術を習得しているといわれております。今はもう機械でやりますけれども、昔の人が手で糸を紡ぎながら織っていたという、そういう手先の器用さというものがあつた。それが、新しい電子関係の工場とかいわゆる無公害の団地ができ、そういうところはかなり雇傭されているという話を聞いています。しかし、織物の基本になるものはダウンさせないような政策を是非と

して多摩川に注ぐ浅川は伏流水となって水無川の観を呈しており、従って盆地内の水利は悪く、かつては桑園が広がり、古くから織物の歴史が重ねられてきた。

この八王子を通る甲州街道は、いわゆる「五街道」のひとつで、武蔵野台地の南縁に沿って走っており、江戸から甲府に向う幹線道路として重要視されていた。八王子はその重要な宿場町であり、かつこの地域の商業の中心地でもあつた。

こうした背景をもって、明治以降の外国貿易の開始とともに、八王子は関東の三大機業の一つとして絹織物の生産地としてのみならず、周辺農村からの生糸の集散地として活気に満ちた一時期を迎えることになる。横浜線、八高線が大いに活躍し、大正末期から昭和初期がその全盛期であつた。当時（昭和一〇年頃）、八王子の総生産額の九〇％以上は工業、とくに織物工業に依存していたといわれる。しかし、第二次大戦を契機として絹織物業は衰退し、昭和三〇年代に入って首都圏整備法にもとづく都市開発区域の指定を受けることによつて、八王子の工業は大きな転換を遂げる。以来、工業は機械を第一に、電気、化学、食品工業などが中心となつて今日に至っている。

③ 八王子の新しい顔

八王子市は、その面積約一八八km²と都内屈指の広さを持ち、従つてまた多様な顔をもっている。

古くから開かれていた旧市街地がひとつの顔、内陸の新興工業団地がもうひとつの顔、さらに、近年大きな変化の渦中にある多摩丘陵がいくつもの顔をつくり出そうとしている。

芦屋など全国で有名な市は、これはもう安泰です。

企業依存でいくか住民依存でいくかというところで、企業依存というのはなかなかむずかしいですよ。それで、住民依存というと、財政構造をどうするかということになる。

八王子の新しいイメージ

高橋 その点では、私は、ここで八王子に対するイメージが変わってきたと思います。

大学、緑と丘陵、それに歴史がからまっていますと何か新たな住宅都市がここに見えるような、イメージ的なものが出て来たんじゃないかという感じがします。

後藤 大学もある、そしてまた整備された住宅街がある。何かこう気持の上でも文化的な新しい都市に住まったという感覚になると思うんです。それがまた、必要なんだと思うんです。スラム街に住んでいると仮定するよりも、周辺一帯の丘陵地に白亜のキャンパスがあつて、道路も整備され向うの丘には住宅が立ち並んでいる。それに緑は豊かで、ちよつと目をやれば富士も見晴らせる。そういうところに住んでいる誇りといひますか、心がなごやむような気持になるんじゃないかと思ひますね。それがまた、この人間生活の中では非常に大切なことだと思ひますし、これからの街づくりはすべてそうありた

いんですが——。幸ひ八王子には、そういう要素があると思ひます。

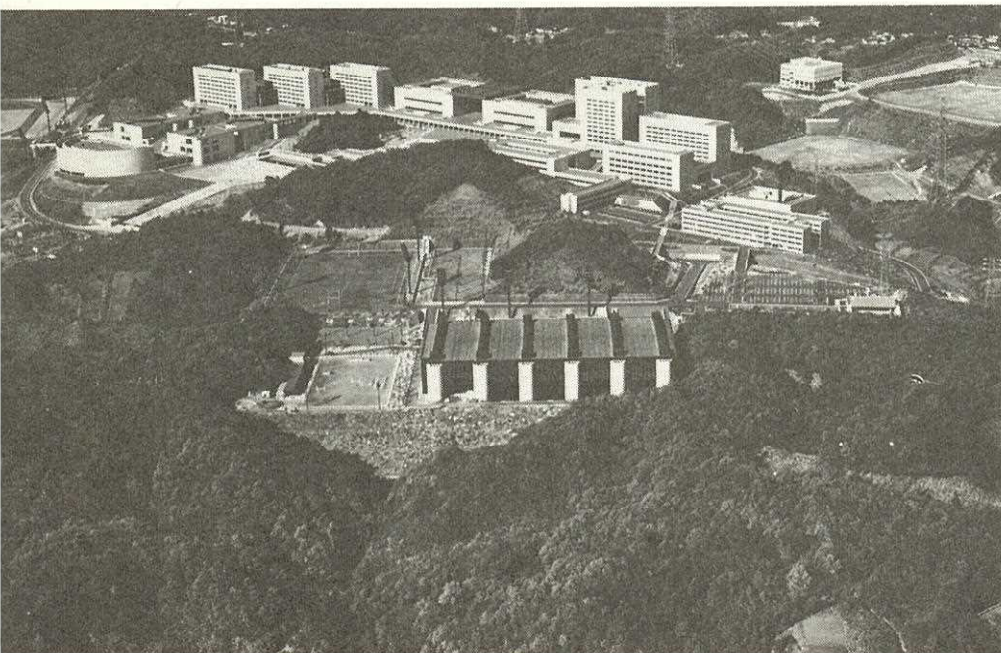
村上 目白台に住んでいる方なんか、ほんといひ所に来たという気持を持っておられますね。お会ひしますと、「あれが高尾山」とこう言うんです。で、「ここに万葉公園があります」「空気がいいです」と、たてつづけにいいところが出て来るんです。ほんとうにいいところに来たといひことを、実感をもつて感じておられるんですね。

後藤 毎年夏、七月から八月に、盆踊り大会を京王線のあの駅の前でやるんですよ。「必ず来てくれよ」って言われるんです。浴衣を着ていつたときもありまして、このままでいくこともあります。踊ってくれて言われて——。それが非常になごやかでしてね。盆踊りなんか行くなつて言う人も、あるいはあるかもしれませぬけれども、私はあれは非常にいいように思ひますね。八王子の人も入つていますけれど、よそから来た人も、あのお祭りのような雰囲気の中にもう老若男女みんな溶け込んで、「さあ、市長と一緒にみんな踊りましょう」と、こう言うんです。僕は、あそこの町なんかほんとに理想的だと思ひますよ。

村上 そういう意味で、市長さんがおっしゃる計画的な宅地開発というものの非常にいいところが、あそこに出ているんじゃないでしょうか。
後藤 そうですね。模範的なもので、モデル地

区だと思ひます。ですから、これから、きちんとした、あらゆる環境の整備ができて、公園もあり集まる場所もできるといふふうな街づくりをすれば、それは私は歓迎すべきものだと思ひます。

中央大学新校舎



うんです。それが、ひいては八王子市の経営に大きなプラスになると思うんです。市の経営を考えませんと、いくら自主性のある都市だということも標榜していても、交付税をもらえばいいからというんではダメですから。

国に依存しないで、自らの財政で住民の要望にこたえるだけの仕事ができるまでには、一朝一夕にはいかなくても、今からそういう基礎をつくっていく、区画整理なども何カ所も手をつけようということなんです。今年新たに三カ所着手します。

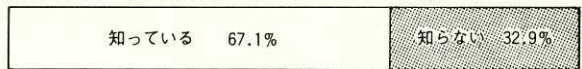
私の言っているガーデンシティをきちんとしまして、田園もあり、その中には舗装された道路もあって、農家もあるけれども住宅も点在しているという、そういうところにだんだん人間が住まっていこうという仕組みを、まずつくってやらなくてはいけないと思うんですよ。それが、人口を抑制するのみでなくて、流入へ転換した大きな意味なんです。ですから、一〇年二〇年たつて、なるほどあの時、人口を抑制するだけでなくて計画的に街づくりをし、そこに定着させるようにして、それで八王子の経営は良かったというものをつくっておかないと、私の責務は果せないだろうという考え方をしたんです。

高橋 それに、来るか来ないかは別としても高級住宅地をつくりたいですね。

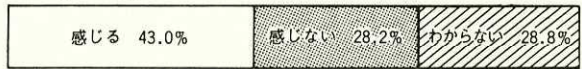
後藤 それなんですけれど、都営住宅で収入制限のある人ばかり集って来てはだめなんです。

学園都市・市民意識調査結果の一例

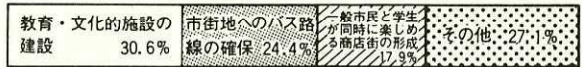
☞八王子市が学園都市をめざしているのをご存知ですか。



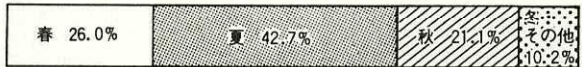
☞八王子市が全国にもまれな数多くの大学を有していることを誇りに感じますか。



☞八王子市が学園都市となるためにはどのようなことをしていけば良いと考えますか。



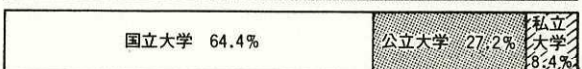
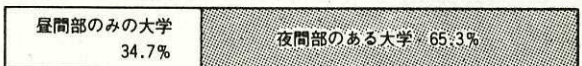
☞公開講座はいつごろが良いと思われますか。



☞大学が来たことによって良かったと思われたことがありますか。



☞今後、大学が来るとしたらどのような大学を望まれますか。



それに見合うだけの高級住宅地を造成してどんな分譲する、ニュータウンの中にもそういうものをつくるよう提唱しているんです。都、公団、公社の三つが分担するんですが、少くとも八王子の地域内に一三万人も住むわけですから、その中には高額所得の人も入って貰って、土地付きで分譲するような――。

高橋 細かいものをつくるよりは、高額所得者が入った方が社会資本としては充実するんです。明らかに高額所得者の住居というのは社会資本なんだ、というふうに考えていくのがいいんじゃないでしょうか。本来は市で緑を植えなくち

やいけないところに、個人が植えてくれるんです。

小林 手入れもいいし。

高橋 こんないい社会資本はないですよ。高額所得者は、ある種の内部資本をつくり出している人間なんじゃないでしょうか。

後藤 堺市の泉北ですか、あの中にもかなり立派な土地分譲したのがあって、大阪城の石を持って来たんじゃないかと思われるような自然石をずっと並べまして、車庫が二つも三つもあるような邸宅が続いていますね。ああいうのが是非必要だということを、僕は美濃部さんに言

ってらんですけれど——。ニュータウンの中にも、土地分譲をして自分の好む家をつくれるような能力のある人をお迎えする。高層もあってもいいんですよ。低額所得者が入ってもいいんですが、いろんな人が渾然一体となって街づくりをしていかなければならないですね。

高橋 そうですね。ご承知のように、イギリスのニュータウンなんかでも必ずしも同じ階層ばかりではない。イギリスは割合と階層社会ですから、階層的にコンビにしていける。かえってそれの方がコミュニティ意識は高まるようですね。コミュニティ意識なんていうのは非常に難しいもので、経済的な一律平等ではいかなんじやないんでしょか。

後藤 コミュニティ活動をいかにするかということ、企画部長のいちばんの問題でしょうね。市民会議をつくろうとか、そのほかの組織づくりをどうしようとか、いま検討してもらっていますけれども、これは一番必要なことだと思っんです。組織は無形のものですけれど、なんとか盛り上げていって、五〇万、七〇万になったときでも市民一体となって八王子市をつくっていけるような、そういう組織づくりをしななければいけないと思う。

市の知名度と商業

高橋 その点に関して、全国における八王子の

知名度というものも大切だと思うんですが——。
後藤 一昨日、自治省へ交渉に行ったんですが、もうこのごろは名刺をもっていかなくても通じるんです。

人口急増都市で、都心に近く、構造不況の一番最たるものの織維を主体に今までやって来ていた都市で非常に経済的变化も激しい、ただ、大学もたくさん来ているし、ベッドタウン化するということで、中央でもずい分注目はしているんですね。

ですから、モデル的に発想の転換をして、人口ばかりでなくて、全体としてどうすればいいかということをご出すことも、我々の役割ではないかと思えます。

高橋 最近、私共の研究所で、首都圏全体についていろいろと調査をしているんですが、ラーバンということを言い出しているんです。つまりアーバン（都市部）とルーラル（農村部）の間、大体五〇〜七〇km圏にあたるところを夜間人口もはつき昼間人口もかなりいるという地域として開発する。

国土庁も大変関心をもってまして、ラーバンとは一体どういう街なんだろうか、そこではどんな産業、生活があるのかという調査をはじめたんですが、八王子などもそんなイメージがありますね。

そういうときに、やはり大きな問題は商業ですね。

後藤 これが一番大きな課題なんです。
高橋 我々の調査でも、工業化して伸びるのは大体一五万人位のところなんです。ところが、三〇万を越えますと、むしろオールラウンドにやるような商売が集ってきていて、それで急に都市が五〇万位になる。

ところで、なぜ八王子の商業がなんとなく停滞なのかということなんです。シンボルがないからじゃないかと思うんです。といいますのは、こう見渡しても、何か平坦ですね。丘の上にしなくても——。そこで何か、シンボルトワーミたいなものを建てるとか、いった構想はありませんか。

後藤 駅の北口に郵便局が五三〇坪あり、これを買って、その一角の再開発をしようかという話が出ましてね。一五階、一七階位をつくって、コーヒーショップ、レストランもある、ギャラリーもある、ゴルフ店もほしい、また若い人もどんどん来て、コンサートも何とかがれるというようなところがほしいし、書籍も専門書なり洋書を買えるという風なコーナーがほしいと思うんです。そこにはまた、女性のファッションの街もある、勿論、男性のものも必要ですよ。一階、二階はそういうおしゃれのフロアとしても、さらに上には何をどう入れていくか、ホテルのようなものになるか、ずっと上までそれでいくかどうかという問題もある。経営が成り立つかどうかわかりませんが。

それから、今考えているのは駅ビル。これはもう、ほんとにオーソドックスな駅ビルにする。まあしようがないと思うんですよ、国鉄がやることですから。そんなに大きな規模にはならないと思います。それからさらに裏方には、新都市建設公社のもっている土地があるんです。これらをなんとか橋で全部つなげるようにして、ここはレジャーを専門にしたものができるというなああと——。これは若い人でも年寄りでも、だれにでもできるような施設にしたい。

片方は学生を中心にしたようなビルで、パッと見て「あれがそうですよ」「あれが駅の前ですよ」という風な、どこから見てもわかるようにできればいいなあと思うんです。それがひとつのシンボルに当ると思う。

高橋 ところで経営の問題ですが、これまで商圏が縮まっていたわけですね。ところが、高速道路が通ったために八王子にとってはそれだけ商圏が拡大した、ということだと思えます。ある意味では、新宿からこっちは八王子の商圏であり、あるいは松本からこっちは全部八王子の商圏であるというくらい大きな考えでいいかないといけない。その位になるとはじめて規模の大きい経済圏になって、大きなビルが成り立つんじゃないかと思うんです。私はそれは非常にいいアイデアなんじゃないかと思うんです。**後藤** 私が夢のようなことを言っているんですが、実務者の方で計算しますとなかなか難しい

ようです。

中央道を通りますと、緑が豊かで、あとはもう都営住宅なんか点在しているところを通るだけ、ここが八王子かなと見ると思えますよ。そこにパッと新設の八王子のシンボルが目に入れば、あ、すごい建物があるんだな、あの下の方はさぞかし立派だろうと、そういうイメージが湧いてくると思うんですよ。ですから、そういうものが何と一つほしいんです。

高橋 おそらく私は、八王子くらい商業的な実力と蓄積があると店舗が出せると思っています。

新しい商店街は横になっているんじゃないかと縦なんです。縦にする商店街を考えて、駐車場をたくさんつくってやる。それで二四時間やっているようなタイプのものができないと、どうもいけないんじゃないですか。

後藤 ですから、公務員がやっちゃだめだということですよ。

まあ順番を言えば、思い切って土地ぐらいを提供しまして、将来性を買って取ってもらうという、何かそういう元手を出しませんと、なかなかできない。そのシンボルができて、どんな経営が良くなってくれば償還もできるでしょうから、それまでの間は市が我慢していければいいと思うんですよ。一気に、さあ市の土地を買って経営して下さいというのでは、なかなかとびつかないかもしれません。それだけの蓄積ができてから返せばいい、すえ置き一〇年して、

この頃はレートも安くなってきましたから利息を加えて二〇年位で償還するということになれば何とかかなりやしいかと思うでしょうけど、その一〇年間こちらがもたないんです。

それから、さつき先生がおっしゃった、長野が商圏だということですが、この間、石和に会議で二晩泊りましたとき、「どちらから？」っていうんで、「八王子で遠いよ」っていうと、「何言ってるんですか。もう一時間で行けるじゃないですか」と言うんですよ。

それだけに、今伸びるかどうかは、魅力のあるシンボルにかかっていると思うんです。

高橋 我々が考える以上に、一般の人々の活動はべらぼうに広がっていると思うんです。

後藤 そうですね。こういう風にマイカーが普及し、道路交通網も整備されてきましたね。

高橋 アメリカのデータですが、都心の方向へ向っていくのは時間的に短く感じ、都心から郊外へ出る方は長く感じるといふことなんです。ですから、東京の方へ向って出て来る人は非常に短く感じる。その意味で、山梨県なんかずっと奥深くまで商圏が入り込んでいると考えていいんじゃないでしょうか。

後藤 それで、以前は調布あたりの人はみんな八王子へ来てたんですが、逆に都心へ行くんです。京王線の利用者というのは、調布あたりから八王子へ来て嫁入り道具のタンスを買ったと、村内家具店などは言っているんです。と

ところがこのごろは遠ざかったというのは——時間的には府中あたりが中間ですから、京王線でどちらへ行ってもいいところですが、また村内家具店が無料の車を出していただけます——どうしても新宿へ行っていくつかの店を見た方がいいという風になって東志向型なんです。

高橋 それはありますね。

夢のある市政を

後藤 この間、青年会議所の大野さんという事務長が、市長、このごろずい分変わって来ましたね。道路の問題、駅の問題、駅に付随したシンボルとしての高層ビル、そうかと思つたら小さい勤労者世帯の問題というものはじめたね」というわけです。実におもしろい、このごろ夢があつていいというんです。モノレールまではじめちゃったから、ほんとに楽しみですよななという。期待してますよと、若い人なんかは真剣に言う。

高橋 夢を与える市政なんていうのはいいですね。

小林 最近、こういう時代ですから。

後藤 みんな夢をほしがらるんですね。すぐできなくても、一〇年二〇年先でも、そういうようなものをトップで考えているというだけでほんとは楽しいっていうんです。夢だけじゃしようがないから実現しようと努力しているんですよ

つていうと、「やって下さい。是非実現できるように、夢は楽しいですね」という。

村上 八王子は、地形的にもひとつのまとまった形という非常にいい条件をもっているんですね。たとえば中央道から入って来る場合にも、峠を越えて下って来て街中に入ると、いかにも街へ入って来たという感じがしますね。そういう意味で、街づくりの基盤みたいなもの、自然条件に関してはかなり恵まれているんじゃないかという気がしますね。

小林 ただ市の都市計画については、八王子は遅れていると思いますね。今まで、街づくりということをあまり考えていなかったんじゃないかと思う。

後藤 考えていたかもしれないけど、現実の問題として、当面する市民生活の最低のゴミの焼却所のこととか、青空教室でこまるとか、学校の制服とかいったことに追われていたのが現実じゃないでしょうかね。それと経営の基本となる金が乏しいですからね。今も決して楽じゃありませんけど、借金にしても将来だれかが返すだろうということで、できるだけ借金をし、国の仕事をできるだけ取ろうということなんです。これも市民がうるおうことなんです。一六号バイパスも、やらないと八王子市民が一番こまるんですよ。これを全額国の金でやらせるという運動を起してみたり、それはもう、八王子市でこれをやろうとしたら何十年かかっちゃってやれな

いですよ。

高橋 その点について、市長さんの「取るコッ」をこのへんでご披露していただけませんか。

小林 やっぱ人徳じゃないんでしょうか。



市民体育館での身障者スポーツ大会

後藤 まあ別にコツがあるわけじゃないんですが、なんと言いますかね、思い立ったら、それをどうしてもそこまでついでいこうということ、たとえば大蔵省に夜一二時ごろまで詰めてみたり、執念みたいなもので、これがコツに通ずるのかもしれないけど。八王子市にとってこれが一番ガンだから、どうしてもこれを解決しなければならぬんだというように――。

ほんとに毎日よく東京へ行っているなと思う人があるかもしれないけれども、これをどうしてもやりとげなければということで、他にもあらゆる手を使いましたね。まあ、ひとつの例はそういうことですね。

ですから、八王子市がこれでいいということ、市民が喜んでくれるだろうということだったから、とことんまでやって、負けたらもう辞める。潔く腹を切ればいいんだからという、ささやかな信念を持ってやっているんです。

高橋 やっぱり、腹を切るというか、そういう点が大切なんですよ。その信念が――。

後藤 出処進退を明らかにしませんとね。四年間の短い生命ですから、この中でやろうとしたことはやって、もし市民に共感が得られなかった場合には、潔く腹を切ればいいんですからね。そういうつもり、これがコツと言えるかどうか――。

村上 大事なことです。市民にしても、市の役人の方にしても、市長さんがそこまで考えて

やっているというところで意欲のモチ方が違つてくると思っていますよ。

高橋 それからもう一つ、市長さんをはたから見ると、失礼ですが、人使いが非常にうまいんじゃないかと思うんですが。

後藤 まあ、それでもないですね。いや、いい人がいるんですよ。幸い恵まれておりまして――。高橋 市長さんの中でも、全部自分でやらなくちゃならない人と、かなり大きく委せてやる人と二通りあるような感じがしますね。

後藤 私は箒もって荒く掃いて、あとは他の人が細かく掃除して、雑布までかけてくれるんですよ。僕はこうやって露払いをしていくだけで――。

小林 そういう風に言われるとなんですけれども、人使いはうまいですよ。うまいけれど、市長に一番気の毒だと思うことは、人材が豊富でないことだと思います。

後藤 いや、人材はいると思うんですけれども、私の引つ張り方が足りないんじゃないかと反省しているんです。

高橋 そういう、市長さんの人使いのうまさといったようなところは、人生の中のどこから学ばれたわけですか。

後藤 どうですかね。別に自分ではそうも思っていないんですけれどね。

小林 僕は市長とは非常に長い付き合いなんです。が、やっぱりいろいろな面で苦労されている、こ

れが人柄に出るんじゃないでしょうか。

鈴木 それといま一つは、人の関係というのを非常に大事にしますね。人の意見をよく聞きま。だから、会合なんかでも、土曜日曜もハードスケジュールという中で、たとえ一〇分でも顔を出して、そこのおばあさんなんかと話をする。今日もこれからあるんですが、そういう風なことを身につけているということが一つ。それから新聞はほんとうによく読みますね。朝、時間のないところでですけどね。緻密によく見えます。そして、そのいろんな新しい情報を自分で管理して燃焼していくなです。そんな中からアイディアとして出していくんだと思うんですけど、感心しますね。

高橋 非常にたくさんさんの情報が集って、それを朝のうちに整理をして――。

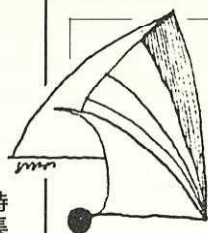
後藤 朝の三〇分間のマラソンというのは、わたしの生活の中では非常に貴重なものですね。

もう犬なんぞは仲良しになりましたね。いつもワンワン吠えるので、こいつ憎らしい犬だなと思っていたのが、最近は一緒についてくるんですよ。犬と話しながらかけるんです。

高橋 朝六時頃、マラソンをしていると犬があとをついてくるなんていうのは、アメリカにあるような風景で、とてもいいお話だと思いますね。

今日は、本当にお忙しいところ、どうもありがとうございました。

戦後の土地政策のあゆみ



国土庁土地局長 山岡一男

特集「土地問題をめぐって」と関連して、国土庁土地局長、山岡一男氏に戦後の土地政策の歴史的背景などを述べていただいた。この文章は、国土庁土地局主催の「地価調査担当者等研修」における特別講話をまとめたものです。

土地問題の重要性

きょうは、地質調査の仕事がどうして必要なのか、どういう背景があるか、土地対策の歩みを振り返りながら話をしてみたいと思います。

私が初めて課長を拝命したのは昭和三十九年。それまでに企画官だとか、監察官だとか、いろいろありましたが……。いちばん最初が宅地開発課長でした。当時、宅地が非常に大きな問題になっており、昭和三十年にたしか宅地開発課というのができたわけですけれども、その宅地開発課の住宅局における最後を担当しました。

最後というのは、そのころに宅地問題について、もつと真剣に取り組むべきだ、単に宅地の供給だけではなくて土地政策まで含めてやるべきだ、ということと建設省の計画局に宅地部が

でき、宅地部長がおかれた。そこで政策一般をやる宅地政策課と宅地開発課の二つを作ったわけです。その初代の宅地政策課長をやられたのが、現在、国土庁官房長の河野正三さんです。その当時から、将来の土地対策については、どういうことが一番問題なのか議論されました。その時に、まず、なんとしても地価の公示をやりたいというのが、われわれの念願だったわけです。

台湾で成功した土地政策の例

余談になりますけれども、諸外国でもいろんな土地問題があります。ヨーロッパ、たとえば英国では、土地は女王のものである、という考え方をバックにしており、必要な土地利用はスムーズに進むようになっていきます。北欧の方では、我々がいくら、その土地の問題について、

くわしく聞いても、「君たちはどうして土地のことを聞くんだ、土地なんてものはすでにあるじゃないか」こういう観念でいる。もちろん、国土の面積、住む人間の数を比べると、ヨーロッパは、日本といずれも比較になりません。日本では毎年、建つ家でも百六十万戸、多い時には二百万戸近くなった。欧米では、いちばん多いところでも五十万戸、ソ連を除けば、ヨーロッパでは五十万戸程度が最高です。

事情が違うという点もあるし、ヨーロッパではあんまり土地問題はないということです。最近、イタリアで問題になっていますが、ローマなどが史跡名勝、天然記念物で、だれも手を触れてはならないということから、ニューローマを作るといった問題が起こっている。しかし、原則的に今日の意味での日本のような土地問

題はあまりないと、いつてよろしいかと思いません。

ところで、日本と同じように、そういう土地問題が起こったのが一つだけあります。それは台湾です。台湾は、ちようど戦争の終りころ、蔣介石政権が大陸の方からやってきて、二百万人から三百万人になったといわれている。そうしますと、終戦直後の日本のように、家はない、土地はない、人は多いというような問題が起こったため、いろんな土地政策がとられた。

日本の場合、戦争が終った直後は、所帯数に比べて住宅の数が四百二十万戸不足をしていたわけです。その後、官民の努力によって、最近では、所帯の数よりも住宅が百六十万戸多いという状況になりました。しかしながら終戦直後、日本でも、例えば、大きい家は開放してもらって、地代家賃は統制をする、借地権、借家権については臨時の処理法を講ずる、というふうな応急的措置がとられました。

台湾でも大体、それに似たような措置がとられたと聞いております。非常にうまい方法が行われた。最近、詳しい調査はしておりませんが、当時の話によると政府の方で、ある一定の地価水準を示す、その何割かのアロウワンスの範囲内で、持っている土地の値段を自分で申告をする制度がとられた。自分で値段を安く申告をするものは安い固定資産税が、高く申告した人には高い固定資産税がかかる。そのかわり、それ

を売った場合、高く申告した人は相当高く売れても売った値段の中から、自分が申告した値段をさしひいたところに税金がかかる。同じ値段で売っても、低く申告した人はその差額は大きければ、その大きいところのすべてに税金がかかる。こういうような制度です。

これなら、長期にずっと自分で保有したい人は安く申告をするし、そのうちに売りたいと思う人は高く申告をした、ということだと思えます。それがくり返し、くり返し行われているうちに、だんだん、ある一定の水準に近づいてきた。まあまあ示された基準に近くなってきたと聞いております。現在では、その後の情勢を公式に出かけて調べるわけにいかないというのが現状です。しかしなにはともあれ、一つの他山の石として、そういうふうな地価の水準について政府が関与したという前例が一つあります。

基礎となる地価調査ネットワーク

現在、みなさんがやっておられるような地価公示もしくは地価調査を通じて、領土の全域にわたって地価のネットワークをひいている、というふうなことは国際的にみてもないことだと思えます。しかし、古い話をして大変恐縮なんですけれども、当時、将来そういうふうなことをやろうじゃないか、十年、十五年かかってもやろうじゃないか、という話が、宅地を担当するみなさんの中で盛り上ったわけです。審議会等でもそういう議論をいろいろしました。で、

結局、不動産鑑定士制度についての宅地制度審議会の答申が行われたのが昭和三十八年の三月の六日。これは、やはり、地価公示をするためには、地価の水準を決めるにたる鑑定制度が必要だ、鑑定制度を本当に執行するためには鑑定士の育成が必要だ、というようなことだったわけです。

それから、御案内のとおり、不動産鑑定評価に関する法律が昭和三十八年の七月にできた。施行は昭和三十九年の四月一日で、不動産鑑定士の試験についても、第一回は昭和四十年。第一次が四十年の五月。第二次が四十年の七月。それから、それを前提として附則による特別の試験が昭和三十九年の九月と十一月に筆記と口述と両方が行われた。そこで初めて、将来の地価公示、もしくは地価調査をめざすための不動産鑑定士制度というもの萌芽が生まれたわけです。その後、制度の充実をみて、現在までに、不動産鑑定士のかたも、士と補を合せて四千三百十二人になっています。

この制度を前提として、その次に発足したのが地価公示制度です。この地価公示制度を実行するための前提として、審議会でいろいろな議論を行っていただきました。で、地価公示制度の住宅・宅地審議会におきます答申が、昭和四十二年の十一月。それから、これもご案内のとおり、地価公示法が四十四年六月に公布され、四十四年七月に施行されています。第一

回の地価公示は四十五年の四月一日。当時の公示地点の数は九百七十地点、予算も千七百万円という極めて小規模なものでした。その後、十年以上の経過を経て、その間に、例えば、昭和五十三年の一月一日に行いました公示の標準地点は、一万五千五百八十地点。それから、五十年から発足した、みなさんを煩わしている地価調査の基準地点、その数も五十三年では、二万六千二百二十地点ということです。

五十三年度の予算をみますと、公示の標準地が一万六千六百八十地点、これは前年度より千百増。基準地が二万六千六百九十地点、これも五百七十地点増えています。予算としては、公示では大体十六億円。地価調査のほうでは十億七百万円。少なくとも、全国に四万三千地点をこえる地価のネットワークが形成されるということになります。その間、十数年、私どもは、このような制度の定着をみて、極めて感慨深いものがあります。

その後、国土利用計画法が昭和四十九年の六月にでき、施行が四十九年の十二月に行われています。そこで、いろいろな、例えば届け出制度、種々の税制などが発足していますけれども、そのバックには、やはり地価公示、地価調査などによる地価の形成のネットワークというものが一つあります。その裏を貫いて不動産鑑定制度がある。

最近における土地対策の基本の中に脈々とし

て、地価調査、地価公示等の政策がいきづいていくということ。そういうものを土台に最近のいろいろな政策が行われているわけで、みなさんも、毎日の仕事が日本の将来のための、もしくは地価対策のための、非常に大きな基礎になるものである、という強い自覚を持っていたきたい。

住宅対策の歩み

住宅問題については、先ほど申し上げたように、戦後四百二十万戸の絶対不足の時代から立ちあがって、少くとも数の上では、一帯一住宅は実現するところまできています。今日の問題は量の提供もさることながら、質の向上の方に重点をおかざるをえない、という状況になっています。ちょうど戦後から、私が担当しておりました昭和四十八年から九年にかけてのころに、政府のとりました施策、それから民間が行った施策等も、量の供給に重点を置いたことはまちがいのない事実です。当時のキャッチフレーズは量も質もということ、量を先にというような政策でした。今にしてみると、若干いいわけがましくなりますが、それにはそれなりのバックがあつたわけです。住宅対策において、量の供給に四十年代の後半まで重点をおかざるをえなかつた。

その理由をあげれば四つぐらいある、と思っています。

一つには、戦争直後の絶対数の不足に対する対応。戦争の結果、空襲でやられたもの、疎開をしたもの、いろいろありまして、なにぶん、戦争中に必要な供給が行われなかつたことが、いちばん根強い問題で、結果として絶対量が不足だった。これは昭和三十八年にやつと二万戸不足というところまでおいついて、四十三年度に所帯に対して約七十万戸オーバー、四十八年度にやつと百四十万戸オーバー、というところまでこぎつけた。

第二の問題点は核家族の進行ということ。これは終戦直後の一帯一帯の数は四・九人だったが、今では三・五人を切るころまできています。東京のごときは、もう二・九人というところまできています。その間に民法の改正等があり、新所帯がどんどん生れたことが一つの理由でございます。そういう人たちに対して、やはり住宅を提供する必要があつたことです。

第三の問題は、やはりベビーブームの影響。特に日本においては昭和二十二年、二十三年、二十四年、そのころに三百万人近い赤ん坊が生まれています。平年度は百六、七十万ということですので、相当な赤ん坊が生まれたことになります。そういう人たちが、この二十数年間、ちよと第二五ヶ年計画の半ばごろまでの間に、どんどん結婚されまして、平均七十万組ぐらいというのが最近の状況だと思えますが、昭和四十八年ごろには百十万組ぐらいの結婚が行

われました。その後、その前後に百万組ぐらいがずつと続いた。そういうかたがたに對しても、やはり住宅の提供が必要であつたことです。

最後の第四の点については、これが、私はどうもいぢばん大きい問題点であつたと思います。大都市への人口と産業の集中です。例えば、昭和三十五年から五十年までの間に日本で人口が千七百万人増えている。その時期に約九割に當る、百五十万人が三大都市圏で増えています。残りがオールジャパンということですが、そういうふうな東京や大阪へ集つた、三大圏へ集つた人たちは家を持つて来るわけではない、野菜も水も持つてこない。それやこれやで、やはり量の供給に追われたというのが、最近までの実状であつたかと思ひます。四十八年の住宅需要実態調査や住宅統計調査等の結果からみますと、もう既に所帯の数よりは住宅は相当オーバーしている。東京でも四十八年当時の十月の調査で十二万戸、オーバーしています。それから、さらに全都道府県において、所帯の数よりも住宅の数がオーバーしているということが明らかにになりました。ただ、みなさんの住宅に対する事情を聞くと、家が狭い、古い、設備が悪い、というふうなものが重点になつた。従つて、そういうものを前提とすると、どうしても、今後は数の供給もさることながら、質の向上のほうに重点をおかなければならない。そういうわけで「質も量も」とキヤッチフレーズをかえてきて

います。昭和四十九年度あたりからみれば、公団公営その他、目立つて住宅の規模も大きくなつてゐる。公庫融資の対象も大きくなつてゐる、というふうな施策のほうも努力が講じられてゐる、というのが住宅サイドの側面だろうと思ひます。きょう土地問題を話すのに、住宅問題というのは、その中でも宅地の供給という面で非常に大きな問題ですので、ごく大ざっぱに、最近までの流れを振り返つたということです。

土地対策の歩み

土地に対する意識の問題

土地対策についても、過去の状況を一応振り返つてみたいと思ひます。

これには、若干の私見も入つてゐます。まず、いわゆる今日的な問題で土地問題というのが生じたのは昭和三十年ごろからだ、というふうに私共は考へております。戦争が終り、昭和三十年ごろまでの間の戦後の復興期、その当時は国民のみなさんの土地に対する需要も非常に低かつた。それと同時に土地についても旧軍の放出などもあり、土地問題が、今日のような状況で問題になつたことはなかつた。もちろん、先ほど申しあげたように、罹災都市の借地、借家の臨時処理の問題とか、地代家賃の統制の問題とかいふ土地に関する問題もありました。けれども、今日的意味での土地問題はあまりなかつたといえると思ひます。

ところが昭和三十年ごろになりますと、朝鮮動乱の影響等もあり、新しい経済の時代に入つた、といえると思ひます。その時代には、ちょうど、昭和三十年に土地の値上り率が預金の利率を超えたといわれています。そうすると、自分の持つてゐる土地を売つて預金をしておくより、土地をそのまま持つて、将来売つたほうがもうかる、ということがだんだん表面化してきました。その結果、土地をできるだけ温存しようとする動きができて、いわゆる売りおしみが生じた。そこへもつてきて、さらに土地はもうかるという話が出まして、土地を転売してもうけるという風調が生じた。それらが拍車をかけ、ますます土地の値段はあがる、というふうなことになつたわけです。

三大都市圏への企業と人口の集中

三十年代の半ばからは、企業とか人口の大都市圏が非常に激しくなりました。先ほど言ひましたように、住宅問題でも同様な大前提として大きな問題になつたわけですけれども、田舎の過疎をみながら人口が集中をした。先ほど人口の集中の状況を説明しましたけれども、事業所についても、三十五年から五十年までの間に増えたものの五六％は三大圏、残りの四四％が

その他の都道府県というわけで、この限られた面積の三大圏にドンドン集った。そうすると、経済の高度成長期を通じて、集積の利益といわれる情報密度の高さ、大量需要の存在、そういうものを求めて、企業は大都市に集中を続ける。人口も、都市は就業機会が多いということ、所得水準が高いということ、生活が便利だということ、ドンドン集中をする。これがまた、新しい経済機能、第三次産業を生み出すことから、ますます大都市のほうに、資本、労働、技術等の集中が行われました。

これは余談になりますが、私は、三十年代の後半、三十八年から三十九年のころにかけて、大臣の秘書官をやったことがあります。当時の大臣が河野一郎さんで、私はほうぼうお供をして、日本国中を二まわり半ほどいたしました。いろいろと啓発されることが多く、その中に、こういう話があります。

東京を出て名古屋へ出張した時でした。河野さんは非常に物価に気を使われる大臣で、キャベツの三個一束になったものがいくらだとか、いわしが一匹いくらだとか、チョイチョイ聞かれるわけです。ちょうど、東京出発の時とくらべて、名古屋に着いたあくる日の卵の値段が二円程上っていた。「大体、名古屋は卵の名産地なのに、卵が二円も上るのはおかしい。至急、原因を調べなさい」ということでした。そこで、地元の養鶏業者に聞きますと、「飼料の値段が

あがったんだ」という。飼料屋さんに聞きますと、「輸入の飼料があがった」というのです。農林省に聞きますと、「アメリカから輸入する豆かすを丸くしたものだ。あれが非常にあがったんだ」ということです。さらに、その源を、アメリカの日本領事館あたりに聞いてみますと、「シカゴの穀類相場が非常に動いた。それが原因だろう」と、こういうことです。

アメリカの穀類の相場は全部シカゴでたつと、今でも聞いていますが、当時、戦争が終つたら、これからはもう経済の世の中だということ、この頃の敵であろうとなんでであろうと、売れるものは売つちまえてアメリカからソ連に、大量の小麦を輸出している。当時、相当まとめて何億トンかの小麦を売つたということです。やはり、小麦が品薄になりますと、エンバク、コウリヤン、皆つられてあがってくる。最後には大豆まであがり、豆カスまであがってしまう。その豆かすが輸出される時に値段が上り、それをえさにしている、にわたりの卵があがった、というわけです。その当時、荒唐無稽のような気がしましたが、二日ほどかかって調べたところでは、こういうことですよ、と大臣に報告した覚えがあります。しかし、本当によく考えてみると、経済の世の中になりますと、そういうふうには、世界のどこかで行われた大きい取り引きが我々の食糧まで影響を及ぼす、ということは確かにあるようです。ごく最近では、大豆の大幅

な取り引きが行われて、豆腐の値段が一月に二円程あがったことがあります。そういうふうには、身近なところに経済問題が発生をしている、ということになると、勢い、企業は世界貿易の風の吹きやすいところに立地をするのは当然です。もちろん、通信、その他は非常に発達しましたけれども、やはり、お互い、ひざつきあわせて情報の交換をする、もしくは、いろいろな相場のたつところで、直接、その相場にタッチをするということが、企業にとって非常に重要になりますと、勢い、そういう利便のあるところ、つまり今までは三大圏中心にならざるをえなかった、ということであろうかと思えます。

そういうところに、先ほど申しあげた情報密度の高さ、大量需要の存在等いわゆる、集積の利益を求めて企業は集中をした。その際、昔、我々が学校でならつたことのむしかえしですけど、企業も、企業が成り立つには三つの要素があります。金、労働力、土地、この三つです。

その当時、人はどうであつたかといいますと、田舎の過疎をみながら、相当のものが三大都市圏に集まりました。

土地利用の問題

しかし、最近、昭和五十年ころにやつと人口減少率はゼロというところまできましたが、それまでの間、毎年のように県全体の人口が減るところが二十数県を超える、という状況でした。

お金はどうかといいますと、今でも、グウが

五千円を上下していると新聞をにぎわしていましたが、銀行の貯金よりも証券を沢山買いました。銀行よ、さようという時代がありました。「銀行よ、さようなら、証券よ、こんにちわ」ということをいわれた時代です。それから、一億総投資家と申しますか、ドンドン皆さんが株式をかうようになります、お金の面についても事業の計画さえ、しっかりしていればドンドン株式で集まった。

残るのは土地です。土地はこの白書の中にも書いてありますが、昭和五十年代、四十六年から四年間に四万ha埋立てで増えたと書いてあります。けれども、そうむやみに埋立てでドンドン土地を増やすわけにもいけません。北海道に原野が相当あるといつても、切つて持つてくるわけにもいけません、ということになりますと、一つの土地を求めていろんな需要が競合する。企業が集中をする、集まった人には家がある、そのためには、また道路も作らなきゃならない、公園もある、というふうなことを前提としますと、どうしても需要が競合する。そのために、そこで、古くて同時に新しい問題だと思えますが、土地の問題が起ったというのが、その当時の状況です。

ちようど三十年代を経まして、四十年代のころになると、先ほど申しあげたような、経済の高度成長にもなう人口、産業の都市集中が何をもたらしたかという、大都市圏を中心に急速な土地の利用転換が起きてきた。

そのために起った問題は、一つは地価の上昇、一つはスプロールのな市街地の拡大ということですが、そのために、都市的土地利用を中心にして、総合的な土地政策のありかたが大きな問題として浮かびあがった、というのが四十年代の前半の問題です。そこで、どうしても総合的な土地対策を樹立する必要があるということから、関係省の間でも協議を進めました。……その当時はまだ、建設省の計画局が中心になって進めたわけですが……四十年の十一月に第一回、それから四十三年の十一月に第二回、四十五年の八月に第三回と、地価対策閣僚協議会を設けています。その閣僚協議会で、さまざまの対策を講じてきました。

まず第一点は、先ほど申しあげたような当時の土地利用の混乱も大きな問題でしたので、昭和四十三年、新都市計画法の制定が行われました。これは、一つの大きなエポックでした。その中で、市街化区域及び市街化調整区域の制度ができました。開発許可の制度も、この法律の時にできました。過去においては、いろんな都市計画決定の権限が国にあったのが、知事中心というふうにかえられたのも、この時期です。そうした新しい都市計画法の運用によって、市街地の周辺でスプロール的に発生するものは、調整区域を設けて、今後十年間は市街化をしない。そのかわり、市街化区域は、傾斜的にいろんなものを投入しても立派な市街地に育成し

よう。そして、それらについては開発許可制度で対応しよう、ということでした。

それと同時に、農地についても、農業基盤の育成が非常に重要な問題で、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法も四十四年に制定されました。これは、農業振興地域の指定をする、とくに農地用の指定等により、そういうところに傾斜的に農地のための金を注入する、ということ前提とした法律です。これは、都市の利用と農地的都市利用を明確にわけて、それぞれに施策を講じ、土地利用を整然とするための対策です。

土地投機に対する政策

それと同時に、地価公示法が昭和四十四年に制定をみました。もちろん、バックに鑑定士制度の普及ということもありました。ちようど、この時期をみて、どうしても地価の安定をはからねばならない、そのためには一般の取引きにおける正常にあるべき地価を天下に示す必要がある、ということから、標準的な土地取引きを念頭におきながら、地価の公示を行なうことを中心とする地価公示法が四十四年に制定されています。地価形成の適正化を計りたいというのが、その大きなねらいでした。

それと同時に、転売による土地の投機的な取引等に対する規制の一環として、補完的対策ですけれども、土地税制の改正が四十四年に行なわれています。これは、宅地供給の促進と土

地投機の抑制との両面をねらっています。その時の考え方としては、長期譲渡所得の分離軽減、長期保有土地を売る場合には、二年単位で分離軽減して、はじめの二年は一〇%、その次は一五%、その次の二年は二〇%と、早く売ったほうが得だよというような措置がとられました。それと同時に、短期譲渡、短期間に右から左に転売するものについては、分離重課、四〇%の分離重課をするというふうな政策がとられました。かたや、投機的な短期の土地取引を規制しながら、長期の土地取引について、実需にむくようなものは軽減をしよう、ということであったと思います。

これが昭和四十年代の後半までのいろいろな土地対策の流れでした。

しかしながら、その後に、昭和四十六年ごろといわれていますが、金融が非常に緩和をした。いわゆる過剰流動性の発生です。そうすると、全国的な規模で金融機関は、浮いた資金を土地を買うほうにふりむけた。銀行からドンドン金を借りて、土地をドンドン買った。民間の業界に限らず、県の公社、それから住宅公団等も、若干、そのしり馬に乗ったくらいがあります。しかし、みんなで一生懸命で土地を買ったというの、まぎれもない事実です。その結果として、全国的な地価の高騰、乱開発が生じるような状況になってきました。どうも、何年かのカーブで、いろんな施策の見直しが行なわれるわ

けですけれども、土地問題は、この四十八年以降についても、一層、深刻なものになってきました。

土地政策の三つの柱と国土利用計画

従って、そういうふうな状況を念頭において、四十八年の一月にもう一回、地価対策閣僚協議会が行なわれました。従来は地価対策についてでしたが、四十八年一月の地価対策閣僚協議会は、表題も土地対策についてということであり、時勢に即応するという意味で、新しい総合的な土地対策を打ち出したものです。その時の基本的な政策の三本柱を申しあげてみますと、

第一は土地利用計画の策定と土地利用の規制ということ。今まで都市計画法を作った方法を作ってきましたけれども、さらに、農地的な土地利用、それから都市的な土地利用等々を含めて土地利用計画の策定と、土地利用の規制というのが必要であろうということです。

第二の問題点は、土地税制を今まで分離軽減、分離重課ということをやってきましたが、それもその当時の過剰流動性には対抗しきれなかったという面がありますので、それに対する反省と改善を加えたいということです。

第三点は、宅地供給の促進等をやらなきゃならない。実需に対しては供給を進めるべきだということ。この三つが大きな柱でした。

結局、ねらいとしては、投機的な土地取引の

排除、地価の高騰の抑制、それから利用の規制、この三つが眼目であったわけです。そういうものを受けて、その三つの方向づけの中の一歩大きな眼目ということで、国土利用計画法が制定をされたというわけです。

国土利用計画法のねらいは、国土利用の確保を図るために、全国ベースの問題のほかには都道府県計画、市町村計画という基本になる国土利用の計画を作っていたら、これが一つです。

その次は、土地利用基本計画、これは、全国計画と都道府県計画に基礎をおきながら、総合的な観点からの土地利用の計画を作っていたら、そして、それが土地取引の規制の手引になる、もしくは、開発行為の規制の手引になる、遊休土地に関する措置等の基本となる、というふうなものです。土地利用基本計画の策定を全部みないうちに、この法律の施行のために必要です。全国的に一応作っていた。現在、都道府県計画については、四十道県は既に策定済み。二、三見通しのついていないところもありますが、ほとんどの道県において策定が進んでいる。それと併せて、土地利用基本計画も見直す時期にきているということ、その作業を続行中です。市町村計画は、今後、みなさんのご指導を待ちながら作っていく、ということになるわけです。

それから土地取引の規制の措置、これが大きな眼目で、もちろん、その中には、いわゆる許

可制を前提とする規制区域の制度もあります。しかし、これは現在まで適用された例はない、また必ずしも、適用しなければならぬような状況にならないことを、むしろ我々は希望しています。しかし、届出制による勧告制度については、最初は、まちまちの運用もありましたが、この三年間に概ね定着をみたというふうにも考えています。それから、遊休土地の制度についても、附則の制度については一応終了して、新しく本則による制度の運用を現在、関係府県とご相談中というのが現状です。

各種の法律の一斉見直し

その当時、やはり、そういう国土利用計画法が一番の基本でしたが、それと軌を一にして、土地利用の規制に関する各種の法律の見直しが一斉に行なわれました。これも具体的に二、三の例をあげますと、都市計画法の改正が昭和五十年。これは開発許可の対象区域を大都市計画区域にひろげる、それから特定工作物を開発許可の対象にとりこむ、というようなものです。それから森林法の改正も四十九年に行なわれています。これは、地域森林計画対象民有林の1ha以上の開発行為に対する、知事の許可制度の創設です。それから、自然公園法、自然環境保全法の一部改正が昭和四十九年。都市緑地保全法の制定が四十八年。工場立地法の改正が四十九年。農振法の改正が五十年。公有地拡大法の改正が四十八年。地価公示法の改正によって、

地価公示の対象区域を都市計画区域全域に拡大すること、それから、国土利用計画法の施行令の改正によって、都道府県の地価調査の実施を始めること、これが決ったのも四十八年でした。その他、宅地開発公団ができたり、新しい大都市の開発のための特別の立法が行なわれたりしました。これらは、先ほど申しあげた、一連の土地の取引等に対する規制の一環です。相当なことが当時の関係省の間に協議をされて、国土利用計画法を頂点として、一斉に行なわれたのが当時の実情です。

同じように、土地税制についても、土地対策の一環として、投機的な土地取引の抑制、優良住宅地等の供給促進ということを念頭におき、土地の譲渡利益に対する重課、保有課税の強化というキャッチフレーズでいろんな税制の改正が行なわれました。法人等の土地譲渡益重課制度、これは四十八年度に設置をされ、特別土地保有税も四十八年度の税制改正でした。それから固定資産税の適正化措置も四十八年。同時に、市街化区域内のうちの三大都市圏の中の特定市の、いわゆるA、B農地に対する課税の強化も四十八年ごろから行なわれています。その裏はらとして、いわゆるアメ法と称して宅地化促進のための臨時の措置が別途、講じられたことが、これも四十八年。それから、一般農地についても五十一年度から段階的に課税の適正化措置がとられてきました。これらについてはみな

さんご案内のとおり、地方税法の附則に定めがあり、今年度中に一般農地についてもその取り扱いに検討を加え、五十四年度以降どうするかについて明らかに態度を決める必要がある、ということが法律で決められています。それから、個人の土地譲渡所得についても、二千万円までは二〇%、それを超すものについては四分の三の総合課税という、極めてきびしい税制がひかれたのが、四十八年の地価対策閣僚協議会の決定を受けた施策の展開です。

その後数年経ております。その間の動き等について、テキストに書いております。

これからの土地対策の展開

地価の動向等については、我々の現在までの認識を申しあげますと、国土利用計画法をはじめとする一連の総合的な土地対策の展開により、投機的な土地取引は排除された、地価も安定的に推移をしている、国土利用計画法をはじめとする土地利用に関する諸制度の目的は、現在のところ概ね達成されているというのが我々の現在の見解です。そこで今後どうするか、ということが最近の問題になっていきます。

しかしながら、今後も限られた国土資源を前提として、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るためには、引き続き、投機的な取引の排除、それから地価の安定を堅持する。そのうえに、各種の土地利用の動向に

沿った、適正な土地利用の転換を進めることを前提とした、総合的な土地対策が要請されているところではあるまいか、というふうに述べております。実需にそのような供給は多いに進めなければならぬ、ということとです。

そのために、私共、今、ここで何をやるか、というふうなことについて、まだ申しあげる段階ではありませんけれども、関係方面でいろいろと最近の問題点等について検討しております。

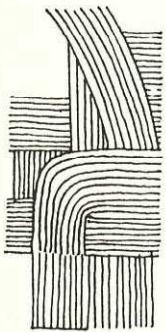
先ごろの一つの例として、自民党の中に土地問題委員会という特別委員会があります。そこへ、金融界、建設業界、一般の学識経験者、地方公共団体の代表のかた、農協の代表のかたたちのご出席をえて、二月の終りごろから五月いっぱいにかけて、一〇回に及び、意見を聞かれました。いろいろ基本的な考え方はありますが、やはり、投機的な土地取引は依然として排除すべきだ、地価の安定は堅持すべきだと、実需に對しては供給を促進すべきだ、土地の利用は確保すべきだということは、いずれも同一の基調となっている。さらに具体的な問題として提起されている問題を二、三ふりかえてみますと、一つは、「角をためて牛を殺す」という言葉があります。そういふ投機的な取引の排除とか、地価の安定を図るために、実需の供給、牛を殺していやしないか、今までの規制措置、その他の中で、いきすぎはないか、運用に誤りはないかという点についての見直しが一つ要求

されています。

そういう中で、やはり、開発に伴わない、線引き運用等について、本場に地方公共団体の意見を十分勘案すればどうなるのか、という問題が指摘されています。もう一つは、実需に對して優良な宅地を供給するための具体的な対策として、何かつけ加えるものはないか、ということが要求されています。さらには、四十八年以後の税制において、投機的取引の排除、その他には非常に効果をあげていますが、同時に実需に對する供給に對して若干のディスタープをしているんじゃないか、という懸念もみえる。たとえば、土地の個人の譲渡所得等について、なかなか、今のような税制では土地の流動化が進まないのではないか、そういうものについて実情はどうかというふうなことが今問題になっています。我々としては、もう朝令暮改ではいけませんし、いま申しあげたような基本の方向はかたく守らなければいけません、そういうのがらアメ法は今年かぎりでなくなる。新しい税制も、これらを含めて新年度からやらなきゃならない。固定資産税の改定も来年ある。そういうふうな税制等も含めて、今、言った問題が全部有機的にからんでいます。従って、そういうものを本場に整理をして、もう一度、ここで見直しをした新しい総合的土地対策、もちろん、みなさんの意見も十分、反映させながら、来年は、ハッキリ確定する年であるというふうには

共、かたく決意をし、ふんどしをしめてかかうと決意をしているしだいです。

その時に、いちばん最初に申しあげたように、国際的にも珍らしいといわれている、日本国土をおおうような標準的地価についてのネットワークの形成が、ここまで成就しているということは非常に心強いわけです。全ての諸施策もある程度、見直したり検討したりする必要はあるかもわかりませんが、ここまで積みあげてきた実績、過去十数年の実績については、万古不易のものであると我々、固く信じております。そして、ますます、地価公示なり、地価調査なりが適確になり、諸方の信頼をえて、全ての土地対策の基本になる、というように我々強くお願いをしたい。そのためには、そういうことに従事していらつしやるみなさんがたが、今後の土地政策にいろんなことがあるにしても、その根幹には、地価公示なり、地価調査があるんだ、これなくんば土地政策なし、というふうなつもりで、ご精進をお願いしたい。この席をかりてお願いしたいと思ひ、でかけてきた次第です。



水資源危機

— 渇く都市をどう救う —

末石富太郎 著

かなり前にイザヤ・ベンダサンが、日本人は水と安全はタダで得られると無意識のうちに考えていると書いた。

この著者も「蛇口をひねれば必要な水は流れてくる」というわが国の流水型の水文化、あるいは「水の多量消費は生活文化度のバロメータ」という市民の意識が水資源危機の根源にあるとみる。

そして、このような水資源危機は、急激な都市化に伴って加速化している。にもかかわらず、「道路・橋梁・河川は本なり、水道・家屋・下水は末なり」という明治初期の

都市計画の本末論から未だに脱却できず、水システムが都市の無用の膨張を抑制するという思想をもつに至っていないと指摘する。

さらに、この急増する水需要に對して、水需要予測が都市や市民生活の構造を一切捨象して「どっぷり勘定」で行われる結果、いくらか大規模水資源開発を続けても問題の解決にならず、それどころか単なる将来予測をして水資源不足

合開発計画の提唱する「定住

また、現下の経済情勢から

五十三年の「国土建設の現況」(建設白書)は、第三十回

構想」を実現する上で、建設行政の果すべき役割は大きく、

また、景気の回復をより着実なものとするため、公共事業の施行促進等の努力が必要

建設省が発足して三〇年目を迎え、国土建設は青年期から成熟期への転換期にある。昨年

若年層の地方定住のための基礎条件を整備していくために、社会資本の着実で安定的な整備が必要であると訴えている。

以降、生産、出荷が向上きに転じ、五十二年度の建設投資も前年度比一〇・六%増の三七兆八千億円となったが、今

昭和五十三年

「国土建設の現況」

(建設白書)

書では、年次報告の色彩を強め、国土建設の直面する課題を浮き彫りにしつつ、主要施策の背景と動向を紹介している。

次に、国土建設を規定する要因として、人口動態と国民

まず、白書では、昨年十一月に策定された第三次全国総

を叫ぶことは、脅迫的開き直りであるとも言い切る。

ところで、最近の建設省の調査によれば、六十五年までに三五一か所のダム建設を完成させる、という理想的な水資源開発が進んだ場合でも、水不足の地域が一もでてくるものと予測されている。

節水型社会の形成、さらには「水に對する国民意識の変革」の必要性が建設白書などを通じて強く訴えかけられてきている。

その意味で、著者の立場と共通するものがあると考えられるが、著者からみると、依然として「国がみずから戒めた従来のどんぶり勘定的水需要計画から、まだ完全に脱出できていない」ということになる。

では、水資源の逼迫を根本的に解決する鍵は何か。

それは「現代水汲み論」であるという。人間が都市に住んで、何を、どこから、何のために、どれだけ汲むのかを考えることによつて、水利用者である市民が、みずから支払う費用と便益をハカリにかけ、意志決定できる仕組みをつくることであるという。たいへんむ

意識の動向を分析している。

わが国の人口動態は、四十年代後半から急速に変化し、五十一年には大都市圏からの流出超過の現象を呈し、また国民意識も地域選択の面でも地方への志向を強め、身の回りの環境改善や参加意識の高まりがみられる、としている。

こうした中で、最近の国土建設政策の基調を要約して、
 第一に定住基盤整備の重視、
 第二に生活環境改善の重視、
 第三に良質なストックの積上げと維持管理の重視、第四に環境問題への対応強化、とい

う四つの特徴を指摘している。

ついで、国土建設の直面する主要課題を分析し、低密度市街地の拡大と都市基盤の空洞化に対応した都市基盤の整備、量の確保から質の向上へ

という基調の中での住宅政策の推進、社会的要請に対応した道路整備、国土の安全性確保と水資源開発の重要性を訴え、最後に、建設投資と建設産業の動向を分析している。
 今年の建設白書は、三全総の定住構想を強く意識した内容となつている。

ずかしいことだ、と著者も卒直に認める。しかし、みずからによる解決の放棄のツケは必ずまわってくるとし、「市民的解決策」を試みる上で、必要な情報として洗濯の仕方から車の洗い方まで話は及ぶ。

確かに洗濯の仕方によっては、水を三分の一以上も節約できるという計算は興味深い、単に手間をかけるというのが「市民的解決

今日の時代背景の下で、国

策」である、というのなら水資源問題の前途はあまり明るくない。そこで水を経済財としてとらえ、水料金制度の改善が節水型社会の形成に効果があるとする。これは正論である。

著者はこのほか、飲料水と雑用水の分離、都市域降雨の水源化など様々な提案をしているが、模索の域にとどまっているというのが本当のところであろう。

土建設の将来像を明示することは、不確定要素が多いだけに困難を伴うが、定住構想の実現に向けて、社会資本の衝にあたる建設行政の責務は大い。

若年層を中心に地方定住を促進するためには、地方の発展向上の核となる地方都市の育成整備を軸とした定住圏整備を強力に推進する必要がある。そのためには、国土利用の均衡ある発展のための基盤整備と有機的に連動した新たな定住圏整備の基本方向の提示が強く期待される。

全体として極端な割り切りが気になる箇所がままたある。また、「市民」概念を持ち出せば、すべての問題の円満解決が図れるような錯覚を与える点に不満が残るが、水問題に対する認識を深めるためには、今後とも、このテーマは広がり上げられるべきであろう。

(日経新書五五〇円)

現場技術者のための
**土木工事施工計画書の
 作り方と実例**

建設省大臣官房技術参事官
 北野章編

今回、建設大臣官房技術参事官、北野章編による『土木工事施工計画書の作り方と実例』が発刊された。本書は、最近建設省が所管事業の執行に伴い、各地方建設局に通達した「自主施工実施要領」の実行に当たっても大いに役立つ指導書と思われる。

土木請負工事は、契約書のほか、図面仕様書等に基づき、発注者と請負者が対等の立場に立つて監督施工する必要がある。

発注者は、仕様書によって請負者に対し施工計画書の提出を求め、それが一般的である。これは工事施工に際しての経費の「ロス」を最小限にし、良質な工事を実施するためである。そこで施工計画書の良否は、よい工事を完成できるかどうかの「カギ」となるので、計画の内容を取りまとめた施工計

図書紹介

画書は重要な提出書類となる。

本書は、初級土木技術者を対象とし、施工計画書作成に当たっての注意事項および工程別の実例を中心に取りまとめたものである。とくに実例を数多く掲載している点が本書の特色となっている。施工計画書の書き方、様式等は特に決まったものではなく、それぞれの請負業者の流儀によって提出されるのが実態であると思われるが、本書を参考にすることにより、立派な施工計画書を作成することができる。

本書の内容は、第一編・基本編では、施工計画の基本事項である施工計画の目標と、監督者の立場、施工計画の手順のたて方、そのための事前調査から施工計画書の内容とその留意点について、初心者にも理解しやすいように解説されている。

第二編・実例編では、第一章道路で舗装工事、橋梁下部工事、上部製作架設工事、トンネル工事が実際の工事にもとづいて施工計画書が紹介されている。第二章河川では、河川工事の特殊性、築堤工

事、護岸工事、排水樋管工事にま
でふれ、第三章砂防では砂防工事
の特殊性、砂防工事における施工
計画書の作成要領とその留意点が
実例にもとづいて解説されている。

(近代図書刊二、五〇〇円)

解説・河川管理施設等

構造令

河川管理施設等構造令研究会編

河川行政は、国土の保全・開発
利用を通じて、民生の安定、産業
基盤の造成、生活環境の整備等に
資するところがきわめて大きく、
また、治水、利水の両面にわたっ
て国民生活と密接な関係を有して
いる。

ことに、近年における各種産業
の発展、人口の増加と生活水準の
向上は、各種用水の需要を増大し、
水資源の開発及び水の高度利用の
推進は、こんにちの緊要な課題と
なっている。また、社会、経済の
著しい進展は、河川流域の開発を
促進し、人口と資産の集中化をも

たらし、このため、治水、利水の
両面において、河川行政の重要性
は格段に増大してきている。

河川を管理する立場にあるもの
は、このような時代の諸要請と河
川をめぐる環境の変化を踏まえ、
それに適切に対応していくために
は、もっと河川の安全を確保し、
治水、利水の調和を図りつつ、水
と土地の適正な利用を進めていく
ことが必要である。

その技術的指針として、多年の

懸案であった河川管理施設等構造
令が制定されたことは意義深い。
この構造令は、河川管理上必要
とされる一般的な技術基準を定めた
ものであり、実際の適用にあたっ
ては、この構造令の主旨が十分に
理解される必要がある。この意味
で、その解説書が公にされたこと
は、河川行政の進展に寄与するも
のとなろう。

(発行・日本河川協会、発売・山
海堂 三、二〇〇円)

海外建設工事受注落ちこみ、関連業の伸び目立つ

建設省発表の五十二年度海外建
設工事受注実績によると、建設ブ
ームにわいていた中近東の産油国
が財産悪化から投資を抑制したの
と、円高のあおりをうけ受注額は
大幅に減った。

五十二年度の受注額は三千六百
四十八億円。前年度より二三％の
減少となった。とくに中近東地域
が一千六百二十七億円で四八％の
減少が響いている。この原因は、
五十一年度には七件もあった中近
東での百億円以上のプラント据え
付け工事が、五十二年度にはゼロ

となったため。

しかし、受注件数は二百三十四
件と、前年度より九十件の増加。
大型工事が影をひそめ、工事が小
型化しているのも原因の一つ。

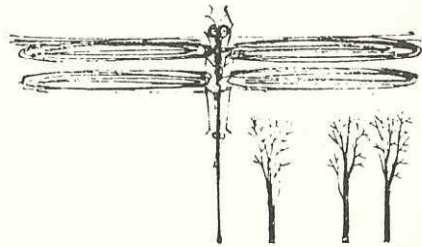
一方、コンサルタント、測量な
ど建設関連業の受注実績は四百三
十五億円で前年度比で七一％増と
大幅に伸びた。件数も二百九十八
件で百一件も増えた。

今後ますますコンサルティング
などのソフトウェアの面は、海外
で要求されよう。

管理者が知っておきたい研修技法

佐々木重成

建設省建設大学校研修調査官



最近、社会構造の急激な変容にともない、自然保護、文化財保護、あるいは騒音振動などの公害問題を含めた環境問題、さらには各地でわき起こる住民運動など、建設事業をとりまく環境は年々きびしさを加えている。

このような急変する社会構造と多種多様な行政需要に対して、建設事業の有用性を決定し、円滑に事業を進めていくためには、その事業を具体的に担当している管理監督者の資質と行動が大切ではないかと思う。法規や慣習によって、定まった事務をただ無難に処理するだけでは、さまざまな地域の需要に対処できない。管理監督者の広い視野に立った信念と、自信に裏付けされたリーダーシップが望まれている。

このような観点から、今日は総論的に技法の紹介をする。

管理監督者の能力開発としての研修技法についてみると、①人間関係の調整能力を開発するために行動科学的な知識、すなわち人が何によって行動にかりたてられるかという動機、集団のあり方、よりよいリーダーシップの要件、意思疎通のあり方についての知識をたとえば、ラボラトリー・トレーニング(ＬＴ)、センチテイビリティ・トレーニング(ＳＴ)、マネーリアル・グリットセミナー(MGS)等の考えにあらわされるような行動科学的訓練を通じて体得すること、②ハーバード・ケース・メソッド、川喜田二郎氏の方法(KJ法)等の事実またはシュミレーション等の管理技法を通じて問題解決能力の開発に努めること、③すぐれた成果をあげた人についての講演を聞くこと、④管理者の心がまえについての基礎的な定型訓練を行うこと、に大別できる。

管理者のリーダーシップ概念として最も集約された形で示されているものは、カートラーやブレイクの言う、①集団維持機能と、②目標達成機能の二つである。このうち、②について九州大学の三隅教授は、目標に向って部下に様々な圧力をかける「圧力P」と、仕事のやり方を教えたり、計画を示したりする「計画P」の二つに分けている。この二つのPは部下への働きかけを中心としており、これを行動科学的訓練の場として位置づけている。一方、管理者の中でも上位ランクに位置づけられた者は、以上のほかに、対外折衝能力という管理者自身の働きに関連したものをもっており、これについては管理技術の教育として位置づけている。

次に、以上の大別に従って概要を紹介する。

まず行動科学的訓練。これは主として組織体における集団への直接的な働きかけとしてのリーダーシップ行動の変容に関連しており、

まさに人間行動の一般法則を学ぶものとして、今日、人間管理法として広く応用されている体系である。この中には感受性訓練と称されるLT、ST、MGS、PMリーダーシップ理論があり、さらにエリック・バーン博士により開発されたTA（対話分析）がある。

感受性訓練は米国で開発された「ラボラトリー方式の体験学習」であって、人間の態度変容を考え、相互啓発を推進し、リーダーシップ能力、カウンセラー能力、フィードバック能力の開発とともに、コミュニケーションの訓練などに役立つものといわれており、これからの組織開発、人間開発の手段として期待されているものである。

① ラボラトリー・トレーニング（LT）

LTは、クルト・レヴィン教授が人間関係やリーダーシップ訓練に開発したもので、またの名を「実験室」と呼んでいる。LTは、STが個人の成長に焦点を合わせているのに対し、個人と組織の両面にわたって自己の潜在能力の自

覚と、集団運営のリーダーシップ機能の体得を考えている。すなわち、STとMGSの中間的な存在である。

② センシティブィティ・トレーニング（ST）

STは、マサリック教授によって開発された手法で、他人の考え、感ずるところを的確に感知する能力、すなわち対人的感受性と、この理解に照らして適切で柔軟な態度と行動をとり得る能力、すなわち行動的柔軟性を身につけさせる技法で、研修の方向づけは極力「構造化」を少なくし、参加者の自由が大幅に与えられ、個人の開発にウェイトが高く、特にリーダーシップの訓練に使われている。

③ マネージリアル・グリッドセミナー（MGS）

MGSは、ブレーク教授により開発された手法で、組織の業績を左右する重要な要因について、正しいとらえ方とその実際的な改善方法を理解することを目的としている。業績志向と人間志向の二次

元を有機的に統合するもので、LTやSTと異なる課題が与えられており、「組織開発」にウェイトが高い。

④ PMリーダーシップ・トレーニング

PMは、九州大学の三隅教授によって開発された自己啓発の訓練方法で、P機能とは集団や組織体における目標達成を指向した働きかけであり、生産中心的、仕事中心の行動であり、「目標達成機能」と呼ばれる。M機能とは集団や組織体を維持し強化する働きかけを意味しており、人間関係中心的、部下中心の行動で「集団維持機能」と呼ばれる。この方法は前三者と同じく集団討議中心であるが、課題が与えられる点、および仕事中心、人間中心の関係を扱う点でMGSに似ている。

⑤ TA（対話分析、交流分析）

TAは、自分自身も持っている能力に気付き、その能力の発揮を妨げているいろいろな要因を取り

除いて、本当の自分の能力の可能性を実現して生きることを目的としている。すなわち、①自己理解に気づき、②自発性をうながし、③親密性をうながす、の三つの機能を高めることとしている。注意すべきことは、TAは他人を分析したり、変えようとしたり、操作したりするための道具ではなく、変えることのできるのは、今ここに「生きている自分だけである。この手法は管理者の能力向上に役立つだけではなく、組織開発の有力な武器と考えられる。

次に、管理者自身の働きに関係する研修、つまり管理技法の教育について触れることとしたい。この分野については、①問題発見に関するもの、②獨創性に関するもの、③意志決定に関するものなどに区分できる。

いろいろの技法があり得ると思われるが、①と②に関連したものにKJ法がある。KJ法とは元東京工業大学教授の川喜田二郎氏が開発したもので、管理者自身の働きとしての意味だけでなく、小集

団方式で仕事を進めていくための用具としても効果的であるが、広く情報を収集し、これを整理し、問題を発見し、ユニークな発想を得るための一つの方法である。K J法の学習によって、事実即しものごとをながめるということ、事実の背景にある本質を見抜くということ、本質的な意味でのものごとの相互関係についての着想、または発見を習熟することが期待される。

㊦に関するものにビジネスゲームなどのシミュレーションによる研修がある。経験を圧縮したモデルで管理監督者の判断がどのような結果をまねくか、くりかえし訓練するものである。この種のものに事例研究の一つとして、インバースケット方式とか、インシデントプロセスがある。ただし、これらのシミュレーションの場合、モデルの設置そのものが難かしく、今後の研究課題と考えられる。こうした予測的モデルの困難さに比較して、過去に実際にあった経験を分析することの方が少くとも確実さが感じられる。ハーバード・ケ

ースは過去の経験を学ぶという点で堅実な方法である。この方法は、問題を多数内包している事例について、これを体験させることによって短期間に問題解決能力の育成

ブームとは恐ろしいものだ。主体性の無さのなせるワザか！何しろ、夜明けのトイレでさえ数分間考えこんでしまう私が、昼休みにいそいそとトレーニングウェアに着替えて走ろうというのだから。

人によって動機はさまざまだが、私の場合何だろう。「走る」ことの喜びなんて知っているわけでもなし、来たるべき初老への恐れがあるわけでもなし、まして腹の出加減が気になる年でもない。やはり「ブーム」に浮かれたというほかない。

そんなわけで、皇居一周マラソンを始めたが、いざ走り始めてみると実に多くの、様々の人々が、一見、暇つぶしともみえるこのブームに乗っていることがわかる。これに費やす気力と体力と時間を他のことに回してみたらどうだろう。日本にもピラミッドの一つや二つできてしま

をはかるものである。

以上、研修技法のいくつかについて紹介してきたが、建設大学校では、事例研究、ハーバード・ケース・メソッド、あるいは、K J

うのではないかと思われる。しかし、ちょっと見には、無駄な消費がマラソンブームのブームたるゆえんであるのかもしれない。

ブームに乗っている人にはいろいろなスタイルがある。まるで「走れメロス」のように必死の形相で駆けている人もいれば、ただ、風の感触を楽しんでいるかのような人もいる。

ブームはつらいよ 佐藤基文

走り始めてわかったのだが、足を交互に、意識して速く出す動作は案外とツライ。自分の足なのに意のままに動かせないのだ。どう見ても私の二倍近くは生きている人が、足ど

り軽く私を抜き去るのを横目で見ながら「イマニミテロ、一週間モスレバ」と思いつつ（それにしても一週間もこの苦しみを続けられるかしら）ヨタヨタと走っている。そんなとき、

法の一つのトランプ式チーム発想

法（TKJ法）等を一部実施しており、ゼミなどの時間が全体時間数の二〇パーセント近くを占めるようになっていた。

今さらのように「長距離走者の孤独」がわかる。

それにしても、六十才を越したと思われる人が無心に何かを追いかけているかのように走る姿を見れば、ただ敬服するばかり、久しく忘れていた「恥」という言葉が頭の中でチラチラと点滅を始めた。一瞬

（どういふわけか一瞬だけなのだけれども）彼のひたむきに感動して、遠ざかる背中を見つめたりするのは、ああ男はつらいですね、オジサンだ。

最高裁前から桜田門にかけてのゆるやかな下り坂に、一列に続く人々を見ていると、まるで何とかがマラソン大会にでも出場しているかの如く思えてくる。何せ、私は出発したばかり、今は鼻歌まじりだが、これからのコースは長い。まるで私の人生のように――（全国建設研修センター勤務）

鯉ごまめの齒軋り



依岡顯知

昭和三十五年のクリスマス夜の、そのころ流行したパーティー券をつかつて銀座裏を二、三軒回り、

千鳥足で帰宅した私に、中学三年生の長女が、「ご免なさい」と泣きながら、一通の角封筒をさしだした。吉田茂先生から娘あてのクリスマスカードである。一瞬私の顔色は七面鳥のように青くなった。

娘の説明によれば、数日前、級友と手製のカードをつくり、それを友だちのおだてにのって大磯へ郵送した。それに対する返礼であった。さらに二、三日後、年末挨拶のため大磯を訪ねた私は、食堂の壁に飾られた各国の有名人から贈られたカードの中に、娘からのそれを発見し、再び全身から血の引く思いがした。

わが家の家宝であったこのカードは、娘が嫁ぐとき、最高の嫁入

り支度として婚家へ持って行ったが、その年の十二月二十五日には初孫をプレゼントしてくれた。そして真理子と命名した。

ワンマン、葉巻、白足袋などの代名詞からは、およそ庶民性は感じられないが、童心を思いやっこのうしたやさしさは、没後十余年たった今日も案外世間に知られていない。

その吉田茂先生は、首相在任中しばしば国会をサボって物議をかました。表面の理由には神経痛が使われたが、その実は、飲みすぎかズル休みがほとんどだった。

「池田君に伝言して下さい。総理大臣はもう少し怠けなさい、とね」
秘書としてお仕えしていたころ

のある日、私への出しぬけのお言葉である。さらにつづけて、

「私が折角、怠け癖をつけておいたのに、中風のくせに鳩山がこまめに委員会へ出たり、岸君がまた、若さと健康を売りものに仲人をしたり、テープを切ったりする。あれでは雑事にばかり追われて、大所高所からの政局は見えませんがよ」

と、口をへの字に曲げられた。その後の歴代首相も、吉田方式はとられなかった。新聞の消息欄で見ると福田首相の一日は、自動車の中と睡眠中だけがご自分の時間のようだし、吉田先生の嘆きは、今もそのまま通用するようだ。

昭和四十八年の秋、アララーの神の思召しとかで、地球上の人々を震えがらせた石油ショックの折、当時の福田副総理は、その回復を「全治三年」と診断された。しかし、五年近くなったいまも後遺症はつづき、国民の顔色は依然としてさえない。

一方「自分党」のセンセイ方は、年末の総裁選挙への思惑から、諸悪の根源のはずの派閥を復活させ、

わが派の勝利をめざして、日夜狂奔している。国民の多くは誰が総理になるかより、国民のためにどんな政治をしてくれるかが、切実な問題である。

廃墟の中で終戦を迎えた日本が、わずか三十余年で、経済の面では戦勝国アメリカを脅かし、工業や技術の水準では、世界の一流国にまで躍進しながら、同じ日本人の手による政治だけが、中進国なみであることは合点が行かない。

もともと政治は、社会構造のすべてを方向づけ、その先頭に立って善導するのが使命のほずであるが、実際はその逆で、政治だけがいつも、最後尾をトボトボと歩いていっているかのようだ。

勤勉な国民のサンプルのような、働き者の首相をいただきながら、日本の政治がいつこうに良くなるのではないの、なぜだろうか。

諸外国の首脳が頭を痛める問題で、日本の首相はなんの苦勞もない問題、私なりにいくつか

考えてみたい。

人種問題——一民族・一国家のわが国では、人種問題の悩みがないことの有難味すら、実感としては湧いてこないし、一国家・一言語についても同然である。

国境——国境をめぐる紛争は、昔も今も地球上から絶えたためしがない。陸地つづきの隣国のないわが国では、国境問題とはいささかもかかわり合いがない。反対に四面海に囲まれていることの利点は、二百海里の問題はあるにしても、豊富な海洋資源や自然景観に加えて、海は世界に通ずる“道”である。徳川幕府が鎖国を解くまで、われわれの祖先は、海を城壁と考え、中国、オランダの二ルート以外には、“道”としての用途を放棄していた。

分割領土——沖繩、小笠原等は、一時米軍支配下にはあったが、東西ドイツや南北朝鮮、さらにベトナムの悲劇と思ひ合せて、分割占領の要求を拒否してくれた人々へ

の感謝は、永久に忘れてはなるまい。

人口——四つの島に一億一千万人は、確かに過密ではあるが、かりに終戦時にこの半分の人口しかなかったら、おそらく今日の繁栄はあるまい。反対に、中国やインドなみの人口をかかえていたら、その重みで、日本列島はとうの昔に海中に沈没していたであろう。

宗教——これまた日本ぐらいおらかな国は他にあるまい。初詣ではきまつて神社。結婚式は教会で挙げて、親の葬式はお寺で行なう等、生涯に三つを渡り歩いていささかも矛盾を感じない。ましてや宗教上の争いに血を流すなど、考えて見る人もあるまい。

革命——欧州先進国のうち、かつてクーデターによる政府転覆の前歴をもつ国は珍しくないし、現在でも地球上には、あすの日を氣遣う元首も少くないが、わが国で近い将来の革命を恐れる人がいるだろうか。ただ反対に、「日本赤軍派」などの“輸出”により、その決済に悩まされるのは、世界中でわが国だけかも知れない。

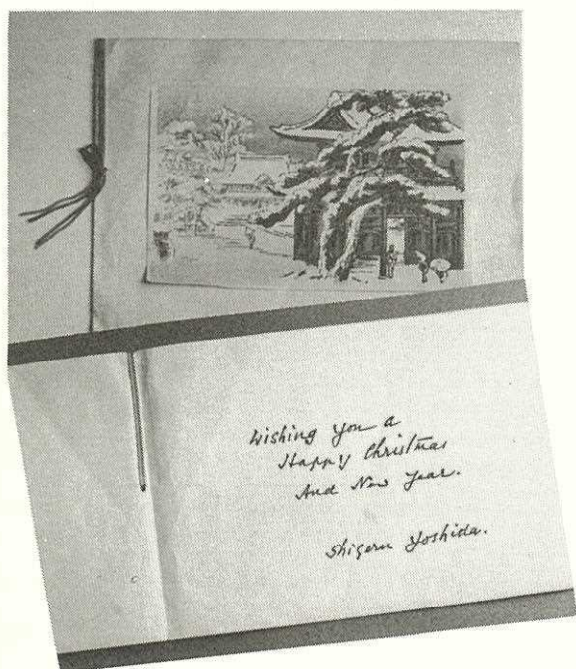
教育——程度の高さと普及度の割合には、政治への関心はうすいし、死語となつたはずの“上意下達”や“官尊民卑”の思想は今も健在で、“御上”が統治するには、誠につごうの良い国民性である。

平和と治安——ここまで書いて、これにふれてないことに気がついた。ことほど左様にこれらは当然のことと思ひこんでいる。これほど恵まれた国が、地球上にザラにあるだろうか。

こう見てくると、わが国の為政者が、国民のために善政を行なうには、多くの点で恵まれた環境にあるように思う。

西欧のことわざに、「国民の利益を中心を考えるのが政治家で、自己の利益を中心考えるのは政治屋だ」と、いうのがある。どうもわが国には後者が多過ぎ、日本の政治は十九世紀的と言われる原因も、そのへんにありそうに思える。

(東京ホテル浦島社長)



吉田首相から筆者の令嬢に送られたクリスマスカード

九州・沖縄地区 「二級土木施工管理技術研修」の反省

九州・沖縄地区「二級土木施工管理技術研修」が六月十三日から十六日の四日間、各県県庁所在地で行なわれた。

この研修は、昭和四十九年に建設大臣の指定を受けて(財)全国建設研修センターが実施しているもので、研修修了試験合格者は、国の二級土木施工管理技術検定試験が免除される特典が付与されている。

資格の取得により、発注者側の信頼が得られ、技術者としての地位が高められ、ひいては建設技術の向上、建設産業の発展につながるものと、官民両面から歓迎されている。この地区の受講申し込み者は二、九五四人。

いい機会に恵まれたとの声しきり

研修の結果をセンター担当者に聞くと、「受講者は総じて真面目で、担当者としてはホッとしているのが偽らぬ心境だ。『い

福岡・宮崎の一部未実施(六月二十日現在)を除いて出席者は一、九三一人であった。

「最近資格が重要視されているので、ぜひとりたい」、「技術の進歩についていくためにも勉強したい」、「管理者としての立場上、資格がほしい」など受講目的はさまざまだが、概して現場の第一線で汗して活躍する日頃の姿とはうって変わって、緊張の面もちであった。九州という土地柄、働きものの女性が多いせいも、一会場に五、六人の女性の姿も見られた。

いい勉強になった。よい機会に恵まれた」との受講者の声が開かれたのも嬉しい(長崎)、「研修の実施には、建設省、県、建

設弘済会、建設業協会のご協力を得、おかげで支障なく終えることができたことを感謝いたします(里見)ということだった。

受講者が興味をもつのは、特に現場に即した話が多い。福岡会場では、ベテラン講師にまじって若い講師の熱心な講義は、「受講者にとってみれば、講師が若いだけに、ホットな現場経験からの生の話をしてくれるというので、かえって興味津々という感じでした(山崎)という。

この研修に対しては、きびしいという見方がある。遅刻や離席をしたものは、聴講は認めませんが、この研修の修了試験は受けれないことを指すらしい。一日午前・午後二回の写真チェックによる出欠の確認にも、監督に立合っていただく県職員が目

講師の方でも、この研修により、仕事が早く、安く、安全確実になればと時間を超過するほどの熱の入れよう。各講師とも講義のしめくりには「研修テキストは、ひじょうに内容の豊富なものだ。現場で疑問が出たら、すぐにテキストをひもといて勉強してほしい」と述べていた。

このテキストだが、「一部では、社内研修に使いたい。ぜひとも譲ってほしいとの申し出もある(蜂谷)と、この研修を機会に建設技術者の方々の自覚が高まったことに対し、センター職員の間にもやりがいのある仕事だという声がしきりだった。

本来の目的達成に向かって努力する担当者

「なかには、遅刻等欠講して泣き落とし作戦でくるものも、ままある。可哀そうだが鬼の心になって断っている(里見)ということだ。

研修をとどこおりなく実施していくのが、センターの責務。一見たやすいようで、受講事務手続、講師依頼、スケジュール

の調整と、目には見えない苦労が各担当職員についてまわる。それぞれのそうした苦労を乗り越え、研修の成果をあげられるのも、ひとえに各担当者の情熱によるものというほかない。

以上を締め括って最後に横田業務局長は次のように語った。

「研修も五年たち、講師、担当職員ともに慣れて手際がよくなった。受講者も次第に真剣さを増してきた、というのが九州・沖縄地区の現状でしょう。今後、改善の余地もあろうが、皆さんの意見を十分に反映させて、本来の目的が達成されるよう担当者一同さらに努力していきたい」

意見を寄せられた人々

- 横田貞光(業務局長)
- 寺田義元(業務局土木試験部長)
- 蜂谷静雄(業務局庶務部長)
- 渡辺祐治郎(事務局総務課長)
- 山崎広久(業務局庶務課長)
- 里見壯吉(業務局特別研修課長)
- 長崎大海(業務局特別研修課員)
- 大山紀二(国土建設学院助教)

国土庁 監修
消防庁

風水害に備えて

—防災と救済のあらし—

A5判 36頁 4色刷

頒価 100円 送料実費

住民をとりまく災害には、地震、風水害など自然現象によるもののほか、火災、交通災害など数限りなくありますが、この冊子では、特に風水害についてとり上げ、住民が知っておきたい事柄にしぼって問答形式の編集を行っています。この冊子のはじめには、災害を未然に防止するための「日頃の心構え」について、次には、被害を受けた場合の、主として個人被害に対する「救済制度」のあらしを、できるだけわかり易く解説してあります。

◎主な内容目次

I 風水害に備えて——日頃の心構え——

1. 防災診断をしよう
 - (1) 過去に学ぼう
 - (2) 地域の特性を知ろう
 - (3) 環境の変化に注意しよう
2. 大雨が予想されたら
——いざという時の準備——
 - (1) 気象情報について
 - (2) 避難の準備について
 - (3) 非常用品の準備について
 - (4) 危険がせまった時の避難について

II 被害にあったとき——救済制度——

1. 災害救助法によるもの
 2. 被災者の申請によるもの
 - (1) 生活資金の貸付
 - (2) 住宅の確保
 - (3) 事業資金の融通
 - (4) 税金等の免除など
 - (5) 農畜舎などの復旧資金補助
 - (6) 災害弔慰金
 - (7) 住宅の移転
- 救済制度の早見表

申込先

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

東京都小平市喜平町1013番地 Tel. 0423-21-1632

後記

▼「灼けつくような猛暑」という言葉がありますが、この夏の暑さこそ、まさにピッタリです。短かい梅雨が明けると、そのまま夏の本番入り明けても暮れても、うだるような暑さが続く中で、本号の編集でしたが、とにもかくにも夏も盛りの八月に陽の目をみる事ができました。本号への皆様のご意見なりご感想をお寄せいただければ幸いです。よりよき誌面づくりのためのご協力をお願いしてやみません。

なお、この暑さは八月はおろか九月に入っても続くとか。まさに長く暑い夏ということになりそうです。皆様のご健康を切に祈っております。(A)

▼このところ、地方自治体を始めとして「ゆたかさ」「うるおい」という言葉がさかんに使われる。これは「もの」に対する「こころ」の強調ともとれるが、目のつけどころは、数量で表わせない部分も積極的に価値として再確認しよう、というところにある。だから一方で、「コミユニティ」という社会参加意識にもとづいた共同体をめざすのではなからうか。

▼随筆、詩歌、各地のホット・ニュース、建設関係小説、未発表の報文、その他の投稿を歓迎いたします。掲載分については、薄謝進呈。

(連絡先) 〒100 千代田区永田町一—一—三五

全国町村会館

財団法人全国建設研修センター

『国づくりと研修』編集部

監修——建設省河川局

多目的ダムの建設 全4巻 別巻補遺

B5判上製 総頁2,160ページ

頒価 13,750円(送料実費)

本書は、ダムの調査、計画および工事に携る技術者を養成し、技術の向上に寄与せんとするもので同時に、建設後十分なダム管理を行い、所期の効用を発揮させようとするものである。

今後、治水事業の拡充、水資源の需要増大に伴い、ダムの建設を飛躍的に促進する必要があるが、地形、地質等の制約から技術的な困難度も増加する傾向にあり、尚一層の技術向上が期待されている。

この期待に応えるよう昭和43年にダム技術者研修が実施されたが、このような研修を研修生だけのものとせず、数多いダム技術者を対象とした広い意味の研修の効果を考えテキストとしてまとめた。

その後テキストは広くダム関係に従事する人々にとって有効に利用され、技術の向上に寄与してきたが、技術開発、基準、制度等の整備はめざましく、今回テキストを全面的に改編したものである。

建設省河川局開発課長 佐々木 才朗

全巻の目次

第1巻

- 第1章 河川総合開発の現況と将来
- 第2章 広域利水計画
- 第3章 ダム技術の変遷と将来
- 第4章 ダムの流水管理
- 第5章 水源地域対策
- 第6章 貯水池計画と予備調査
- 第7章 多目的ダムのコストアロケーション
- 第8章 流出解析
- 第9章 ダムの地質調査
- 第10章 ダムの位置と型式
- 第11章 貯水池の堆砂と背水
- 第12章 斜面崩壊

第2巻

- 第13章 ダムの補償
- 第14章 工事仕様
- 第15章 工事費の積算
- 第16章 補助事業等に係る諸手続
- 第17章 ダム管理と設備
- 第18章 湛水に伴うダムの挙動
- 第19章 ダムの水利権
- 第20章 ダム建設事業と環境問題

第3巻

- 第21章 ダムの構造基準
- 第22章 コンクリートダムの設計
- 第23章 ダムコンクリートとその性質
- 第24章 コンクリートの温度規制
- 第25章 フィルダムの設計
- 第26章 フィルダム材料の性質と材料試験
- 第27章 基礎岩盤の設計
- 第28章 ダムの設計における電子計算機の利用

第4巻

- 第29章 地震とダム
- 第30章 ダムの放流能力
- 第31章 洪水吐の機能設計
- 第32章 ゲート・バルブおよび放流管の設計
- 第33章 ダム工事の仮設備
- 第34章 ダム工事事用機械設備
- 第35章 掘削と基礎処理
- 第36章 コンクリートダムの施工
- 第37章 フィルダムの施工
- 第38章 わが国のフィルダム
- 第39章 ダム施工技術者の心構え

補遺

ダムの構造基準

申込先

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

東京都小平市喜平町1013番地 Tel. 0423-21-1632

(財)全国建設研
修センター

業務案内

試験部門の業務《技術検定》

■試験部門で行なっております試験及び研修等の業務は、建設業法（昭和二十四年法律一〇〇号）第二十七条第一項に基づき、建設大臣が行なう技術検定試験にかわるものとして、当センターが建設大臣の指定をうけて実施している試験、研修及び講習であります。

■これらの試験合格者、研修及び講習の修了試験合格者は、国の行なう検定試験の全部または一部の免除を受け

られます。

■地質調査現場管理者認定講習は、地質調査業者登録規程（建設省告示第七一八号 昭和五十二年四月十五日）における登録の要件のうち、営業所ごとに置く専任の現場管理者の認定に必要な資格取得のために行なうものです。

昭和五十三年度 技術検定関連試験・研修・講習実施予定表

試験・研修・講習名	受験・受講資格	試験・研修・講習日時	試験・研修・講習場所	募集受付期間
一級土木工事技術者試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級土木施工管理技士で所定の実務経験年数を有するもの。	昭和53年7月2日(日)	札幌、釧路、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇の各都市	昭和53年3月20日より 昭和53年4月3日まで
二級土木工事技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。	昭和53年7月23日(日)	右記に同じ	右記に同じ
一級管工事技術者試験 第一部(学科)試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級管工事施工管理技士で所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による管工事関係の一級技能検定合格者。	昭和53年9月17日(日)	札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇の各都市	昭和53年6月23日より 昭和53年7月7日まで

試験・研修・講習名	受験・受講資格	試験・研修・講習日時	試験・研修・講習場所	募集受付期間
二級管工事技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による管工事関係の一級または二級の技能検定合格者	昭和53年11月12日(日)	右記に同じ	右記に同じ
一級管工事技術者試験 第二部(実地)試験	昭和53年度・昭和52年度一級管工事技術者試験第一部(学科)試験の合格者。 技術士法による本試験のうち管工事関係の合格者で学歴により所定の実務経験年数を有するもの。	昭和54年1月21日(日)	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の各都市	昭和53年11月6日より 昭和53年11月20日まで
一級造園工事技術者試験 (学科)	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級造園施工管理技士で、所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による造園の一級技能検定合格者。	昭和53年9月17日(日)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、松山、福岡の各都市	昭和53年7月10日より 昭和53年7月24日まで
二級造園工事技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による造園の一級または二級の技能検定合格者。	昭和53年11月12日(日)	右記に同じ	右記に同じ
二級土木施工管理技術 研修 ※二級土木施工管理技術 研修の日程については、 変更することがあります。	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。	昭和53年6月13日(火)より 6月16日(金)まで 7月4日(火)より 7月7日(金)まで 8月1日(火)より 8月4日(金)まで 9月26日(火)より 9月29日(金)まで 10月17日(火)より 10月20日(金)まで 11月7日(火)より 11月10日(金)まで 11月28日(火)より 12月1日(金)まで	沖縄・九州地区の各都市 四国・中国地区の各都市 近畿地区の各都市 関東地区の各都市 中部・北陸地区の各都市 東北地区の各都市 北海道地区の各都市	昭和53年3月20日より 4月3日まで

<p>一級造園工事技術者特別講習</p>	<p>昭和50年度までの一級土木施工管理技術検定合格者（昭和50年度一級土木工事技術者特別研修による一級土木施工管理技術検定合格者は除く）</p>	<p>昭和53年8月23日(木)より 昭和53年8月25日(金)まで 昭和53年8月26日(土)より 昭和53年8月27日(日)まで 昭和53年8月28日(月)より 昭和53年8月29日(火)まで 昭和53年8月30日(水)より 昭和53年9月1日(木)まで 昭和53年9月2日(金)より 昭和53年9月3日(土)まで 昭和53年9月4日(日)より 昭和53年9月5日(月)まで 昭和53年9月6日(火)より 昭和53年9月7日(水)まで 昭和53年9月8日(木)より 昭和53年9月9日(金)まで 昭和53年9月10日(土)より 昭和53年9月11日(日)まで 昭和53年9月12日(月)より 昭和53年9月13日(火)まで 昭和53年9月14日(水)より 昭和53年9月15日(木)まで 昭和53年9月16日(金)より 昭和53年9月17日(土)まで 昭和53年9月18日(日)より 昭和53年9月19日(月)まで 昭和53年9月20日(火)より 昭和53年9月21日(水)まで 昭和53年9月22日(木)より 昭和53年9月23日(金)まで 昭和53年9月24日(土)より 昭和53年9月25日(日)まで 昭和53年9月26日(月)より 昭和53年9月27日(火)まで 昭和53年9月28日(水)より 昭和53年9月29日(木)まで 昭和53年9月30日(金)より 昭和53年10月1日(土)まで 昭和53年10月2日(日)より 昭和53年10月3日(月)まで 昭和53年10月4日(火)より 昭和53年10月5日(水)まで 昭和53年10月6日(木)より 昭和53年10月7日(金)まで 昭和53年10月8日(土)より 昭和53年10月9日(日)まで 昭和53年10月10日(月)より 昭和53年10月11日(火)まで 昭和53年10月12日(水)より 昭和53年10月13日(木)まで 昭和53年10月14日(金)より 昭和53年10月15日(土)まで 昭和53年10月16日(日)より 昭和53年10月17日(月)まで 昭和53年10月18日(火)より 昭和53年10月19日(水)まで 昭和53年10月20日(木)より 昭和53年10月21日(金)まで 昭和53年10月22日(土)より 昭和53年10月23日(日)まで 昭和53年10月24日(月)より 昭和53年10月25日(火)まで 昭和53年10月26日(水)より 昭和53年10月27日(木)まで 昭和53年10月28日(金)より 昭和53年10月29日(土)まで 昭和53年10月30日(日)より 昭和53年10月31日(月)まで</p>	<p>北海道 東北 東京 北陸、中部、近畿、中国地区の各都市 四国、九州、沖縄地区の各都市（沖縄のみ一・二級同時）</p>	<p>昭和53年5月17日より " 5月31日まで</p>
<p>二級造園工事技術者特別講習</p>	<p>昭和50年度までの二級土木施工管理技術検定合格者</p>	<p>昭和53年9月20日(木)より 昭和53年9月22日(金)まで 昭和53年9月27日(火)より 昭和53年9月29日(木)まで 昭和53年11月29日(木)より 昭和53年12月1日(金)まで 昭和53年12月6日(水)より 昭和53年12月8日(金)まで 昭和54年1月31日(木)より 昭和54年2月2日(金)まで</p>	<p>東北 北海道、関東地区の各都市 中部 北陸、近畿、中国地区の各都市 四国、九州地区の各都市</p>	<p>右記に同じ</p>
<p>地質調査業現場管理者認定講習</p>	<p>社団法人全国地質調査業協会連合会の実施した地質調査技士資格検定試験に合格し登録したもの。</p>	<p>昭和53年10月4日(木)より " 10月6日(金)まで</p>	<p>東京都</p>	<p>昭和53年8月31日より " 9月7日まで</p>

技術検定関連試験・研修・講習問合せ先

- 二級土木施工管理技術研修
- 一級造園工事技術者特別講習
- 二級造園工事技術者特別講習

業務局

〒100 東京都千代田区永田町一―十一―三三五

全国町村会館五階 ☎〇三(五八一)〇一三八代

- 一級土木工事技術者試験
- 二級土木工事技術者試験
- 一級管工事技術者試験第一部・第二部
- 二級管工事技術者試験
- 一級造園工事技術者試験
- 二級造園工事技術者試験

業務局分室

〒102 東京都千代田区平河町二―六―二二

西武平河町ビル四階 ☎〇三(二三三〇)一六二一代

研修部門の業務

■ 研修部門で行なう研修は、建設省建設大学校の行なう研修を補完するものとして位置づけられており、研修コースの編成及びカリキュラムの作成等については建設大学校の指針に基づき、各種の研修を実施しております。昭和四十八年、研修需要の拡大に対応し研修の強化充実を図るため建設された「全国建設研修会館」は建設大学校に隣接し、建設大学校との調整をはかりながら同校の

行なう研修の「補完的な役割」を果たすよう努めるとともに、国及び地方公共団体、公団、公社等の職員を対象とした**行政研修**ならびに建設業界等の職員を対象とした**一般研修**を行ない、官、公、民における建設技術の向上に寄与するため時代に即応した各種の研修をより強力に実施することにしております。

昭和五十三年度 行政研修・一般研修実施予定表

I 行政研修

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
用地(初級)	用地事務を担当する職員に対し、用地取得および損失補償等の実務について基礎的知識を修得させる。	地方公共団体等の実務経験2年未満の用地職員又は新たに用地職員となる者。	60名	昭和53年5月8日より 昭和53年5月20日まで
土木工事監督者	土木工事(河川、道路等)の施工監督業務を担当する職員に対し、施工管理、監督について必要な知識を修得させる。	地方公共団体等の工事監督業務を担当する職員で、高卒(土木系)後3年程度の実務経験を有する者。	60名	昭和53年6月26日より 昭和53年7月8日まで
土木工事積算	土木工事積算業務に従事する地方公共団体等の職員に対し、土木工事費積算及び設計業務委託の積算体系の知識を修得させる。	地方公共団体等において土木工事積算業務を担当する職員のうち実務経験3年未満で30才以下の者。	70名(第1回)、 80名(第2回)	昭和53年9月18日より 昭和53年9月22日まで 昭和54年2月26日より 昭和54年3月2日まで
紛争アセスメント(用地補償の環境アセスメント)	公共事業の地域社会適応のための諸施策(環境対策、住民関与システム、補償対策制度等)に関する専門的知識を習得させる。	建設省地方建設局、北海道開発庁、沖縄開発庁、関係公団、地方公共団体等の中堅幹部。	40名	昭和53年10月16日より 昭和53年10月28日まで
建築指導科(監視員)	建築指導行政を担当する職員に対し、建築監視員としての実務知識を修得させる。	建築指導を担当する職員。	60名	昭和53年6月5日より 昭和53年6月17日まで

災害復旧実務	ダム管理(操作実技訓練)	都市計画(初級)	都市計画街路(初級)	建築衛生設備	建築設備(電気)	建築(初級)	建築空調設備	建築積算	建築(構造)
災害復旧の実務に必要の専門知識を修得させ、その指導者を養成する。	災害復旧業務を担当する中堅職員に対して、災害復旧の実務に必要な専門知識を修得させ、その指導者を養成する。	都市計画業務を担当する職員に必要な基礎的知識を修得させる。	都市計画街路業務を担当する職員に対して、街路事業に関する基礎的知識を修得させる。都市計画業務を担当する職員に必要な基礎的知識を修得させる。	建築設備業務を担当する職員に対し、衛生、給排水について、必要な知識を修得させる。	建築設備業務を担当する職員に対して電気設備について必要な知識を修得させる。	建築業務を担当する職員に対して、建築に関する必要な知識を修得させる。	建築設備業務を担当する職員に対し、空調について、必要な知識を修得させる。	建築業務を担当する職員に対して、建築積算に関する専門知識を修得させる。	建築業務を担当する職員に対して、建築構造に関する必要な知識を修得させる。
地方公共団体等で災害復旧業務にたずさわ る中堅幹部職員	国・地方公共団体等のダム管理において ダム操作に従事している者。	地方公共団体等の職員で、都市計画業務に たずさわる実務経験2年程度を有する者。	地方公共団体等の都市計画街路業務にたず さわる実務経験2年未満の者。	地方公共団体等の建築設備の設計施工を担 当する高卒(建築・機械系)後3年程度の 実務経験を有する者。	地方公共団体等の職員で建築設備を担当す る者で高卒(電気系)後3年程度の実務経 験を有する者。	地方公共団体等の職員で建築の設計・施工 を担当する高卒(建築系)後3年程度の実 務経験を有する者。	地方公共団体等の建築設備の設計施工を担 当する高卒(建築・機械系)後3年程度の 実務経験を有する者。	地方公共団体等の職員で、高卒(建築系) 後、建築積算に関して3年程度の実務経験 を有する者。	国・地方公共団体等の職員で、建築構造を 担当する高卒(建築系)後、建築に関して 3年程度の実務経験を有する者。
60名	各5名 計20名	50名	50名	40名	40名	40名	40名	60名	60名
昭和54年2月24日まで 昭和54年2月19日より 昭和53年5月27日まで 昭和53年5月22日より	昭和53年5月19日まで 昭和53年5月16日より 昭和53年5月12日より 昭和53年5月9日より 昭和53年4月28日まで 昭和53年4月25日より 昭和53年4月21日まで	昭和53年7月17日まで 昭和53年7月12日より	昭和53年6月23日まで 昭和53年6月17日より	昭和54年3月17日まで 昭和54年3月12日より	昭和54年2月24日まで 昭和54年2月19日より	昭和53年12月7日まで 昭和53年11月25日より	昭和53年11月21日まで 昭和53年11月13日より	昭和53年9月1日まで 昭和53年8月28日より	昭和53年7月14日まで 昭和53年7月3日より

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
河川総合開発計画	河川総合開発計画にたずさわる幹部技術職員に対して計画業務の遂行に必要な知識を付与する。	建設省地方建設局、北海道開発庁、沖縄開発庁、関係公団、地方公共団体等の土木系幹部技術職員（本庁課長補佐又は現場課長クラス以上）で河川総合開発計画に関係している者。 国・地方公共団体等のダム管理所長又は係長以上。	40名	昭和53年10月23日より 昭和53年11月1日まで
ダム管理	ダム管理を担当する職員に必要な知識を修得させる。	地方公共団体等の職員で、舗装業務にたずさわる3年程度の実務経験を有する者。	40名	昭和53年11月24日より 昭和53年12月9日まで
道路舗装	道路工事（舗装）業務を担当する職員に対して、舗装に関する知識を修得させる。	道路管理業務を担当する職員。	60名	昭和53年7月17日より 昭和53年7月22日まで 昭和54年3月5日より 昭和54年3月10日まで
道路管理	道路管理業務を担当する職員に対し、道路の管理に必要な知識を修得させる。	都道府県の地価調査又は価格審査担当職員。	60名	昭和53年9月25日より 昭和53年10月7日まで
地価調査担当者等 〈実施主体国土庁土地局〉	地価調査担当者等に対し、土地評価に関する基礎的、専門的知識を習得させる。	都道府県および指定都市の土地調査員（土地調査員が任命されていない場合には土地対策担当職員）のうち初任者。	120名	昭和53年5月29日より 昭和53年6月3日まで
土地調査員 〈実施主体国土庁土地局〉	国土利用計画法の施行に関し、土地調査員に必要な基礎知識の習得を図り、もって同法の円滑かつ的確な運用に資すること。		90名	昭和53年9月4日より 昭和53年9月9日まで

II 一般研修コース

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
ダム管理主任技術者	ダムの安全管理を担当する職員に必要な知識・技術を修得させる。	河川法第50条に基づく管理主任技術者又はその候補者を対象とする。	40名	昭和53年11月6日より 昭和53年11月11日まで 昭和54年3月6日より 昭和54年3月16日まで
下水道監督管理等資格者	下水道に関する知識を授け、あわせて本講習を修了した者に対し、下水道法第22条第1項（同法施行令第15条第6号、同法施行規則第4条第6号）に規定する監督管理等を行なう者として建設大臣が指定した講習会に参加したことを明確にすることを目的とする。	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理者の場合については、5年以上、排水施設に係る監督管理等の場合については2年6ヶ月以上、下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。	30名	昭和53年10月11日より 昭和53年10月28日まで

建設業 大学 (短大コース) 講座	建設会社の土木技術職員に対し、一般教養をはじめ各種技術の研修をおこない、土木技術の進歩に即応できるような知識と教養を高め、将来企業の中堅幹部職員たる者を養成することを目的とする。	次の各号の一に該当する者で年齢満24歳未満の者を原則とする。 (1) 高等学校土木系卒業後3年以上の実務経験を有するもの。 (2) 中学校卒業後6年以上の実務経験を有するもので、高等学校土木系卒業と同程度の学力を有する者。	40名	昭和53年4月3日より 昭和53年4月28日まで
道路工事技術	道路建設工事に従事する主任技術者の養成のための研修を行ない、施工技術の向上に寄与せんとするものである。	道路建設工事に従事する建設会社の主任級の技術職員で大学卒業後道路工事に4年以上、高校卒業後道路工事に8年以上の経験者。現場主任クラスの技術職員で土木系大卒3年、高卒7年以上の実務経験を有する者。	80名	昭和53年4月10日より 昭和53年4月28日まで
土木工事管理者技術 (施工管理コース)	土木建設工事に従事する現場の主任技術者級の者に対して、建設工事の施工にあたって工程管理・品質管理及び安全管理について専門的研修を行ない、併せて管理者として必要な知識と教養を高めることを目的とする。	地質調査業務に従事する技術職員で、高卒程度の学力を有する実務経験5年以上の者。	50名	昭和53年5月15日より 昭和53年5月27日まで
地質調査	地質調査業務に従事する現場の技術職員に対し、地質調査の専門的な知識および技術について研修を行い、職員の資質向上を図る。	建設会社の事務を担当する職員又は将来これを担当させようとする職員で、高卒以上の学力を有する者。	50名	昭和53年6月19日より 昭和53年6月23日まで
建設業事務(経理)	建設会社の職員に対し、事務(経理)のそれぞれの職務が企業においていかなる位置にあるかを理解させ、実務知識の修得と資質の向上をはかる。	道路建設工事(舗装)に従事する上級技術職員で大卒後道路工事に5年程度、高卒後道路工事に8・9年程度の経験者。	60名	昭和53年6月5日より 昭和53年6月10日まで
道路工事技術専門講座	道路建設(舗装)工事に従事する技術者に専門的な知識を高めるため、アスファルトコンクリート、セメントコンクリートに関する専門講座を設け、施工技術者の資質と技術の向上に寄与せんとするものである。	建設コンサルタント業務を担当する社員に対して、建設工事に伴う公害即ち環境アセスメントに関する研修を実施して技術の向上を図り円滑かつ効率的な業務遂行に資する。	70名	昭和53年7月24日より 昭和53年7月29日まで
建設コンサルタント技術 (環境)	建設コンサルタント業務を担当する社員に対して、建設工事に伴う公害即ち環境アセスメントに関する研修を実施して技術の向上を図り円滑かつ効率的な業務遂行に資する。	建設コンサルタント協会会員の中堅技術社員。	70名	昭和53年7月24日より 昭和53年7月29日まで

研 修 名	目 的	対 象 職 員	定 員	研 修 期 間
土木工事管理者技術 (土工コース)	土木建設工事に従事する現場の主任技術者級の者に対して、建設工事のうち土木工事について施工技術に関する専門的研修を行ない、併せて管理者として必要な知識と教養を高めることを目的とする。	現場主任クラス技術職員で土木系大卒3年、高卒7年以上の実務経験を有する者。	50名	昭和53年10月16日より 昭和53年10月21日まで
ダム工事技術者	土木建設工事に従事する現場の中堅技術者に対して、ダム工事の施工に関する技術について重点的に研修を行ない建設業者の施工能力の向上に寄与せしめることを目的とする。	建設会社の土木技術職員であつて、大学土木系卒業後3年以上、高専土木系卒業後5年以上の実務経験を有する者。	80名	昭和54年1月22日より 昭和54年2月10日まで
建設コンサルタント・ ダム技術者	建設コンサルタント(ダム調査・設計)業務を担当する職員に対して、ダムの調査・設計に関する実務面の知識について重点的に研修を行ない、職員の能力の向上を図り円滑かつ効率的な業務遂行に寄与せしめることを目的とする。	建設コンサルタント会社の中堅技術職員	70名	昭和53年8月23日より 昭和53年9月1日まで

行政研修・一般研修問合せ先

研修局

〒187東京都小平市喜平町一〇二三

☎〇四二三(二四)五三二五

学校法人 明倫館
(学校教育法による専門学校)

建設大臣
労働大臣
指定校

国土建設学院

(旧称 日本測量専門学校)

本学院は、昭和52年度から財団法人 全国建設研修センターより分離独立し、学校法人明倫館に移行いたしました。



◎ 設置学科

工業専門課程

測 量 科 (1カ年)
測 量 工 学 科 (2カ年)
環 境 測 量 工 学 科 (2カ年)
都 市 建 設 工 学 科 (2カ年)
土 木 工 学 科 (2カ年)
土 木 地 質 工 学 科 (2カ年)
製 図 科 (1カ年)
造 園 緑 地 工 学 科 (2カ年)
上 下 水 道 工 学 科 (2カ年)
設 備 工 学 科 (2カ年)

筆答選考〔推せん制度あり〕

書類選考 (作文提出)

その他の課程

測 量 専 科 (6ヵ月) 書類選考 (作文提出)

官公庁、建設関係の企業等から職員の測量技術研修の場として注目されている。

土 地 区 画 整 理 専 科 (3ヵ月) 書類選考 (作文提出)

地方公共団体や民間企業等から職員研修の場として多大の好評をうけている。

土 地 家 屋 調 査 士 専 科 (2ヵ月) 書類選考 (作文提出)

測量士補または測量士有資格者を対象とし徹底した受験指導を行っている。

◎ 卒業生の特典

測量士補、建設業法による技術検定の施工管理技士受験資格、
土地区画整理実務士、地図製図士2級等各科特典あり。

◎ 有給教育訓練休暇奨励給付金制度指定校

◆詳細は下記あてお問合せください。

〔〒187〕 東京都小平市喜平町1013 TEL 0423-21-6909(代)

